

令和3年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

令和3年3月5日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	1 1 番 山本 剛
1 2 番 鈴木 市朗	1 3 番 工藤 義明
1 4 番 野並 享子	1 5 番 東郷 正明
1 6 番 北村五十鈴	1 7 番 荒川 泰宏
1 8 番 立入三千男	

不応招議員

1 0 番 稲垣 誠亮

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	川口 逸司
教 育 長	西村 健	政策調整部長	川端 美香
市立野洲病院事務部長	吉川 武克	総 務 部 長	市木 不二男
市 民 部 長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教 育 部 長	杉本 源造
政策調整部次長	川尻 康治	総 務 部 次 長	武内 佳代子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長補佐	江口 智紀

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 千晴	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 代表質問
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（東郷克己君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠席議員1人、欠席議員は、第10番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日の説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長（東郷克己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第15番、東郷正明議員、第16番、北村五十鈴議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（東郷克己君） 日程第2、昨日に引き続き、代表質問を行います。

まず、みらい野洲、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 皆さん、おはようございます。第11番、山本剛です。みらい野洲を代表しまして、2件質問をさせていただきます。

まず、1件目ですけれども、市長に対して質問をさせていただきます。

中身としましては、持続可能な共生社会の実現とSDGsということですので、よろしくをお願いします。

現在、新型のウイルス感染症の影響により、私たちは、かつて経験したことのない生活を余儀なくされております。これは、皆さんご承知のとおりだと思います。新しい生活様式が提唱され、今までとは生活様式が変わっております。日常生活においては、マスクの着

用、手指の消毒、3密（密閉、密集、密接）の回避はもう習慣となっております。

また、まだ「ソーシャルディスタンス」という言葉も使われておりますけれども、人権の観点からも、「キープディスタンス」が妥当とされております。前回の一般質問でも述べましたけれども、かつてアメリカにおける黒人差別、例えば黒人専用のレストランでありますとか、あるいは南アフリカのアパルトヘイト、これはもう黒人と白人で居住区が分けられておりました。そして、インドにおいては、カースト制度によってアウトカーストの人々を忌避することなどは「ソーシャルディスタンス」であります。WHO、世界保健機関でも、「ソーシャルディスタンス」という言葉は不適切であるとして使っておりません。

また、社会人では、テレワーク、在宅勤務が増え、学生はオンライン授業で、入学してから学校で授業を受けられていない学生も多くおります。

さて、野洲市はそのような状況の下、第2次総合計画の策定、新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金を活用して57事業、市民病院整備事業、新発達支援センター建設に向けての基本設計業務、防災・減災の取り組みとしてのハザードマップの作成、コミュニティセンターの長寿命化の取り組み、中主小学校、野洲北中学校の改修工事、永原御殿跡地の保存計画の策定及び指定地域の公有化など、様々な事業に取り組んでこられました。

こうした事業は、市民の暮らしを守り、よりよい地域社会を次世代にバトンタッチするために必要な事業であります。施政方針の「子育て・教育・人権」の中で、社会的、経済的に弱い立場にある障がい者や母子父子家庭、乳幼児や65歳から75歳の低所得老人等の医療費助成に加え、新たに子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、小学3年生までの医療費の助成を行いますと述べられております。

また、同じく施政方針の「福祉・生活」の中で、「子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる『地域共生社会』の実現に向けた包括的な支援体制構築事業を実施します」と述べられております。

これらの取り組みは、「持続可能な地域共生社会の実現」のためには重要であると私も考えております。

さて、「持続可能」という言葉が近年よく使われるようになりました。「持続可能な開発」という言葉や「持続可能な発展」という言葉が定着してきたのは、SDGsの取り組みが広がってきたからと考えられます。SDGsは、「持続可能な開発」のために国連が定めた開発目標です。日本でも、経営に好影響を及ぼすと考え、多くの企業が導入をしております。

す。また、自治体でも導入して取り組みを進めているところも多くあり、滋賀県でも積極的に取り組まれております。

滋賀県におきましては、独自にこういったパンフレットですね。パンフレットを作られたり、クリアファイル。クリアでないですが、ファイルですね。ファイルを作って啓発にも努められておるといようなことがあります。(パンフレットやクリアファイルを用いる)

SDGsには17の世界的目標、169の達成基準、232の指標があります。SDGsの精神は、「誰ひとり取り残さない」ということでもあります。ここが私、SDGsの一番大事なところではないかなというふうに考えております。

SDGsのすべての項目をここで述べることはしませんが、私が大切だと思う項目を幾つか挙げます。

17の世界的目標の初めにはまず、「貧困をなくす」ということが挙げられております。コロナ禍において、生活困窮者の増加が一層進んだ日本においても重要な課題と考えます。また、「人々に健康と福祉を」では、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。」、「ジェンダー平等を実現しよう」では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ということが挙げられています。さらに、「住み続けられるまちづくりを」では、「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」とあります。野洲市においてもすべての市民がともに暮らす「地域共生社会」づくりの取り組み、施政方針で述べられております笑顔あふれる市政の実現を一層進めなければならないと考えます。施政方針とSDGsの項目は一致するところも多々あると考えます。

そこで、以下の点について質問をいたします。

まず、現在、多くの企業や自治体がSDGsの取り組みをされておりますけれども、SDGsに対する市長の考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。みらい野洲の山本議員、みらい野洲を代表して、代表質問、ありがとうございます。

まず、1点目のSDGsに対する考えについてのご質問にお答え申し上げます。

SDGsは、持続可能なまちづくりと地域活性化につながるものがあり、その目的や趣旨に賛同しています。

私の市政の基本方針であります、市民が安心して日常の生活や事業活動が続けられ、将来にわたって生き生きと暮らせる社会、笑顔あふれる市政の実現は、まさにSDGsの実現そのものであると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） SDGsについては、もうもろ手を挙げて市長も賛成をいただいているということで、滋賀県は特に、先ほどもちょっと紹介しましたように、SDGsの取り組みを知事先頭に積極的に行っているということがございまして、都道府県にとどまらず、基本組織であります市町村の自治体においても先進的な取り組みをされているところもあります。

特に環境の面で力を入れてこられた市町においては、特にSDGs、積極的に取り入れられたところが多いと思うんですけども、それだけにとどまらず、やはりSDGsというのは非常に守備範囲が広いといいますか、本当に私がよく言います、人権の面でありますとか、あるいは福祉の面、あるいは教育の面、あるいは、その筆頭に挙げられております貧困、いわゆる生活基盤の面ですね。そういったことについても網羅がされております。

そこで、施政方針ということで、笑顔あふれる地域社会、地域共生社会ということで、市長も、市長になられる以前から、まちづくりにずっと取り組んでこられたということは私も存じておりますけれども、そのときは、SDGsのことについてはご存じだったでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私ごとですけれども、自治会長をさせていただいたり、また、まちづくり推進協議会の設立に加わらせていただいたり、多岐にわたって地域に密着したことで働かせていただいたんですけども、SDGsというのは早くから聞きはしていました。でも、まずやっぱり自治会長をさせていただいたときとか、まちづくり、学区ですよ。学区の仕事をさせていただいたときは、その地域、地域の問題とか、そういうものを解決していかないかの違うかなということに一生懸命動かせていただいていたので、それを、SDGsを自治会に反映するとか、そういうところまでの認識はなかったんですけども、こういうものが提唱されているということは存じ上げておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今、お答えをいただいたんですけれども、直接はそれを取り入れるとかいうようなことはされなかったということなんですけれども、知識としては知っておられたということはあるし、それこそ地域のいろんな課題にも、やっぱりSDGsの項目が合致するところがあるというのは、もうよくご存じだということはあるので、これをやっぱり今後の野洲市の、それこそ持続可能な地域共生社会に生かしていただきたいと思いますというふうに考えるところでございます。

そこで、次の質問に移らせていただきます。

少子高齢が進む中、持続可能な地域共生社会及び、住んでよかった、住んでみたい、住み続けたい野洲市の実現に向けてSDGsを活用すべきと考えますけれども、市長のお考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目のSDGsの活用についてのご質問にお答えをいたします。

今議会で提案しております第2次総合計画案では、SDGsの実現をまちづくりの基本姿勢として明記しております。

将来にわたって持続可能な地域共生社会を築くという視点の下、総合計画に位置づけている各施策を推進するに当たり、市民、事業者、団体等の多様な主体と連携を図りながら、SDGsとのつながりを意識したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。

今お答えいただいたのにも、市政の中にはSDGsの考えをきちんと取り入れていると、施政方針の中には取り入れていただいているということですので、それはやっぱりぜひとも実現をしていただきたいと思いますというふうに考えますし、また、行政だけにとどまらずに、おっしゃったように、企業でありますとか事業者でありますとか、あるいは市民、いろんな団体、すべての人が一丸となって取り組まなくては、先ほど、冒頭言いました、「誰ひとり取り残さない」ということは実現できないというふうに考えておりますので、そういった部分について、SDGsという文言自体を使って、野洲市において周知啓発を行っていただきたいと思いますというふうに考えておるんですけれども、その辺りのお考えをお聞かせください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山本議員のお答え、ご質問ですけれども、SDGsを総合計画にどのように反映して地域社会に広めていくかということとしてお答えさせていただきます。

総合計画の5つの分野で、24の施策ごとにSDGsの17の目標を当てはめて計画書に明記することで、SDGsとのつながりを意識して施策や事業を進めていこうと考えております。それがまず、第1、1つのSDGsの基本として総合計画に盛り込み、それを市民の皆さん、事業所、いろんな団体にお知らせしていこうと、周知していこうというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、総合計画の24の項目の中にSDGsの17を当てはめていくということでありまして、そのことについてはぜひとも頑張ってくださいと思いますし、やはり先ほど言いましたように、文言としてもSDGs、周知啓発もお願いしたいと思えますし、SDGsのバッジをつけておられる方、これは官民間問わず多くおられますし、皆さんの中には、おられますね。皆さんの中にもおられますし、そういった意味でも、具体的にSDGs、言葉、マーク、啓発をしていただきたいと思うんですけど、再度お答え願います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 申し訳ないです。私、バッジを持っているんですけど、穴を空けるのがあれやというので、ちょっと控えさせてもらっているんですけど、バッジはかなり前から頂きまして、いろんな木製のバッジとか金属製とか、いろんなものが出ているということは認識しております。そういうものを身につけて、そしてまた、皆さんに啓発していけるようにというふうには考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 市長もバッジを持っておられるということで、私も以前、県庁のほうに行ったんですけど、そのときは、どういいますかね、結構人気があったといえますか、たまたまそのバッジが売り切れといえますか、今ございませんということで、それきりになっておるんですけども、バッジをつけての啓発ということも大事ですし、先ほど言いましたように、文言としての啓発、そこもよろしくお願いをいたしまして、1点目の、1件目の質問を終えたいというふうに思います。

それでは、2件目、教育方針について質問をいたします。

教育方針の初めに、スクールガードの方の話が挙げられています。ちょっと読んでみますけども、「私、毎日、子どもたちからいっぱい元気もらってるんです。楽しいですよ」と述べられています。これは、子どもたちは保護の対象だけでなく、他者に元気を与える主体者でもあることがこの方の話から改めて分かりました。このような大人は多くおられると思いますし、互いに支え合い、楽しさを分かち合える、そのような野洲市の地域、学校、園、所をつくるための条件整備をしていくのは私たち議員の大事な仕事だと改めて感じております。

2020年度「学校・園」においては、人権教育・特別支援教育の推進、いじめ重大事態を踏まえて、そして、不登校の課題、学力の二極化、教職員の資質向上、施設面の更新として、中主小学校、野洲北中学校の増築工事に取り組んでこられました。

野洲北中学校の増築棟の見学会に私も参りましたけれども、多目的トイレの設置等、今日の公的施設に必要な設備があり、コロナ禍において窮屈な思いをしているであろう子どもたちへのよいプレゼントになったのではないかというふうに感じました。

そして、学校ICTの条件整備、例えば児童生徒に1人1台タブレット端末を貸与されました。

不登校については、全県平均や全国を上回っていることが気になりますけれども、「家庭訪問型学習支援制度」を創設され、いわゆる「待ち」の姿勢ではなく、積極的な不登校対策として評価できるものと考えております。

ほかにも、学力の二極化など、課題は多くありますが、課題解決に向けて尽力したものと存じております。

「家庭や地域」においては、「保護者の就労の不安定化による生活の厳しさなどから、地域で孤立した家庭や教育力が十分に整わない家庭もあります」とありますが、これは少なからずコロナ禍の影響もあろうかというふうに思っております。

また、「児童生徒の『居場所』としての家庭の機能が弱くなっています」というところも気になりました。今後の課題と考えております。

「生涯学習・生涯スポーツ」におきましては、国指定の史跡となった永原御殿跡の保存整備に向けての事業と、「人生100年時代」を見据えた事業に取り組まれました。

このように、2020年度取り組んでこられたことを受けて、2021年度の教育方針が出されました。新規、継続とも、それぞれ大切な教育活動です。すべての世代、すべて

の地域、学校・園・所で野洲市の教育が意欲的に取り組まれていることを頼もしく思います。

そこで、次年度の具体的な施策等について質問をいたします。

まず、1点目としまして、「学校・園・・・」で「子どもの『生き抜く力』を育てます」とありますけれども、教育長は子どもの「生き抜く力」を育てるために、最も重要なことはどのようなことと考えておられるか伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

初めに、昨日は、私の教育長継続任命につき、議員全員の皆さんがご同意くださいましたこと、ありがとうございます。お礼を申し上げます。

さて、それでは、みらい野洲を代表して、山本剛議員の第2問目、教育方針についてのご質問にお答えいたします。

そのうちの1点目、子どもの生き抜く力についてですが、現代の社会は、インターネットが普及し、人工知能（AI）やロボットの技術が様々なところに組み込まれ、人々の生活を大きく変えてきています。そして、この流れは今後ますます加速していくというふうに思われます。

そうした時代を生きる子どもたちだからこそ、単にコンピューターを操作できる力ではなく、人間にしかできない「自ら考え、判断し、やり遂げる力」と「仲間と協働し、たくましく生きる力」を身につけることが大切であり、これこそがこれから社会を「生き抜く力」であるというふうに考えております。

また、インターネットの仮想空間ではなく、現実社会の学校では、子どもたちが集団で切磋琢磨しながら、お互いの考えや思いを尊重し合って学力と社会性を育み、生涯にわたって運動に親しむ能力や体力づくりを行い、さらには、豊かな情操と感受性を身につけていくことが必要であると考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいたんですけども、本当にネットが非常に発達をしまして、これは大人も子どもも、年齢を問わず幅広い年代で利用しているということがありますし、今おっしゃった、特にAIというのは近年言われておまして、それこそ人間の頭脳に近づきつつある、要は機械が人間の頭脳に近づきつつある、いわゆる人工知

能ですね。それが発達をしてきておるといふ、そういうような状況があつて、教育長がおっしゃったように、単にパソコンが操作できるとかタブレットやスマホが使えるとかいうことだけにとどまらず、やはりその中で、いわゆる真贋を見極める力が大事ではないかというふうに思っております。

皆さんご承知のように、ネットの情報というのは真贋、本当の情報、うその情報も、両方ありますので、子どもたちが何かを調べて、どちらを正しいと見極めるのか、そういったことも私は大事な力ではないかなと思っておりますし、そのこと、いわゆるメディアリテラシーというふうに言われておりますし、教育長もよくご存じかと思うんですけども、そういった部分も大事になるのかなというふうに考えております。

さらに、そういった、いわゆるバーチャルの世界だけではなくに、現実の世界の中で仲間と力を合わせているんなことを成し遂げていく、そういったことで学力をつけ、社会性を身につけ、情操や感受性を高めていく、まさにおっしゃるとおりであると思ひます。

そこで、改めて聞くんですけども、今おっしゃいました情操や感受性、あるいは社会性、そういった部分と仲間づくりというのは、私は不可欠だといふふうに考えておるんですけども、その点について、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山本議員の再質問にお答えしたいと思います。

仲間づくりと情操教育とか、あるいは感性を豊かにするということが一連の取り組みかなといふふうに思っております。仲間の中で思いを出し合い、それをしっかりと受け止める、相手の気持ちを読み解くといふんですか、その上で共感して共に歩いていくといふ、そういうふうなのは、クラスの学級づくり、学級集団づくり、仲間づくりとか、言い方はいろいろあると思ひますが、教科の学習とは別に公教育に非常に大きな役割であるといふふうに捉えており、各学校でも、教育研究所がそこをリードしながら支援をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、本当に共感できるといふようなことはやっぱり、いわゆるリアル、現実の社会で体験しないと、なかなか身につかない、そういった部分から、他者への想像力でありますとか、あるいは人への思いやりでありますとか、そういった部分が育つのではないかなといふふうに考えております。そういった意

味でも、ICT教育の推進と同時に、リアルな場での仲間づくり、今おっしゃったようなことですね。一層力を入れていていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問ですけれども、外国人児童生徒への日本語指導を行われますけれども、多文化共生教育との関連はあるのか伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の日本語指導と文化共生教育についてお答えをいたします。

本市では、外国人児童生徒の母語を話せる市費の支援員を各校に配置し、日本語を教えるだけでなく、教科学習や学校生活の支援もしています。このことは、日本語指導が必要な児童生徒にとって周囲の人たちと関わるための大きな力になっています。

また、外国籍などの様々な児童生徒が共に学び、生活することで、お互いに違う文化を理解し合い、そうした経験を積むことができます。このことは、児童生徒が多様な人と共に生きる力を育むもので、これこそが「多文化共生教育」と考えています。

なお、「子どもの権利条約」では、「すべての子どもは自分の能力を伸ばし、成長できるよう教育などの支援を受けられる」というふうに規定をしています。本市では、こうしたことも踏まえて、すべての子どもが安心して学び、成長することができるよう今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今もお答えいただいたように、やっぱり違う文化に接するということは、子どもにとっても、私たち大人にとっても非常に大事なことはないかなというふうに思います。今はなかなか行けませんけれども、例えば国内の他府県に旅行に行くとか、あるいは外国へ旅行に行くとかいうことの目的の1つは、違う文化、私たちの日常とは違う文化でありますとか、違う食べ物でありますとか、違う風景でありますとか、要は違いを求めて旅行に行くということも私はあるのではないかなというふうに考えておりますし、そういった部分、違いというのを、それを排除するのではなくて、違いをお互いに認め合って、その違いを尊重していく、それが多文化共生社会ではないかなというふうに考えております。

また、今おっしゃいました子どもの権利条約においても、そういうようなこともきちんとうたわれておるといふことですので、野洲市においても、今、私、実数をここでは述べる

ことができませんけども、もう目に見えて外国人と分かる方、特に労働者、若い労働者の方なんか、かなりおられますし、また、その労働者の中でも、ある程度年齢が、もう子どもさんを持たれるような年齢の方の中には、当然子どもさんがおられる方もおられる。そして、地域のこども園であったり学校であったり、通わせておられる、そういった部分で、決して遠い話ではなくて、地元野洲市における多文化共生、それが私、今後ますます大事になっていくのではないかなというふうに思います。

多くは時間の関係もありますので語っていただかなくても結構ですので、多文化共生教育に対する教育長の基本的な考えを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、議員がおっしゃられた多文化というのは、いろんな違いを認め合うということですので、学校の中にも様々な国の子どもたちが来たり、あるいは、障がいを持った子であるとか、いろんな立場の子どもたちがおります。それから、もっとおうちの保護者さんの職業もばらばらというふうな、そういう多様性が大きな豊かさにつながるといふふうに思っています。違いは豊かさであると。その豊かさの中で子どもたちがお互いにそのことを認め、それを共に理解して、共に歩んでいくことは、これからの非常に複雑な、多様な社会、グローバル化の社会の中で、日本を背負って立っていってくれる子も中には出てくると思いますし、また、それぞれの地域で頑張ってくれる子どもたちが様々な力を発揮できるのではないかなというふうに思っております。そういうことが多文化共生であるというふうに考えております。それを教育の部分でいかに支援していけるか、子どもたちにそういう力をちょっとでもつけて社会へ送り出せたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今語って、話していただいた部分、私も大いに賛同をしておりますし、やはり、先ほど言いましたように、違いを排除するのではなくて、いろんな違い、私たち、それぞれ顔形も含めまして、いろんな違いがある中で、そういった違いがある一人ひとりが、地域社会、ひいては日本、あるいは世界を成り立たせているということがあると思います。

先ほどおっしゃいました、やっぱり違いを豊かさにとということで、これは全国外国人教育研究協議会、全外協と言われる団体、そこがかなり以前から違いを豊かさにと、違いを

排除するのではなくて、違いを豊かさにしていくんだといった中で子どもたちを育てていく、そういった中で教育長がおっしゃったように、いろんな子どもが力を伸ばしていく可能性があるんだということも言われましたので、野洲市においても、引き続き多文化共生教育にも力を入れていっていただきたいというふうに考えております。

それでは、次の質問に入ります。

「学校・園・・・子どもの『生き抜く力』」の⑥ですね。その中で、抜粋なんですけども、「教職員研修の充実を図り、学校・園の初期対応や組織対応の強化に努めます」というふうにありますけども、従前との違いについて伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目のいじめ不登校などの初期対応、組織対応などについてお答えをいたします。

本市では、野洲市いじめ防止基本方針というのを定めており、いじめの早期発見のために、具体的には、例えば児童生徒が欠席1日目で、少なくとも電話連絡、3日続いたら家庭訪問、5日で校内の関係者によるケース検討会議を開催して、その後、その5日のケース会議の後は、それを市教委に報告するというふうな、そういうシステムを昨年度つくり上げました。

これは、いじめだけでなく、不登校や問題行動にも早期の組織的な対応をする上で大きな効果を上げています。

また、不登校については、令和2年度から、今、議員お話しのように、家庭訪問型学習支援事業を開始しました。これは、深刻な不登校の児童生徒、その保護者さんへの直接支援であり、こちらから出かけていくというふうなシステムになっています。そういう中で効果を上げています。次年度は、さらにここを強化していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今おっしゃったように、いじめ、不登校、本当に全国的に見ても深刻な課題でありますし、いじめにおきましては、最悪、自ら死を選ばざるを得ないような子どもも出ているというような悲しい現実がありますし、そうしたことをやっぱり起こしてはならない。そうした責任を私たち大人が担っているのではないかなというふうに考えております。

そしてまた、不登校ですけれども、これも全国的な課題でもありますし、先ほども申し上げましたように、野洲市においては、全国、あるいは県の平均をちょっと上回っている。上回っていることが悪いことかどうかというふうに考えますと、それは必ずしも私は悪いとも言えないと思います。ただ、子どもは学校に行きたいのに行けないというような状態であるとしたら、それは子どもにとって不幸な状態ではないかなというふうにも考えます。

そういった部分で、今答えていただいたとおり、それを放置するのではなくて、きちんと連絡も取り、家庭訪問もし、それから、先ほど私もいいましたように、打って出るといふ、待ちではなくて、積極的な姿勢で家庭訪問型ということでやられる、それは非常に先進的な取り組みではないかなというふうに思いますし、また、不登校の場合、その延長としまして、例えば中学校の場合、私も何人か相談といたしますか、聞いていることがあるんですけれども、中学校で不登校で、高校受験ももう恐らくできないような状態でいきますと、それがいわゆる引き籠もりにつながってってしまうという、そういったことを防ぐためにも、私は不登校に対する支援というのは、より積極的に行われるべきであるなというふうに思いますし、今申し上げました、待ちではなく攻めの姿勢で不登校対策、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

同じく、「家庭・地域など」の中で、民生委員、児童委員というのは重要な役割を担われていると思います。いわゆる、私はキーパーソン、子どもの育ちの支援でありますとか、家庭支援でありますとか、そういった部分で民生委員さんや児童委員さんは非常に大事な仕事をされているというふうに思うんですけれども、文言がちょっと私が見る限りなかったと思うんですけれども、それはなぜか伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の教育方針の中に民生・児童委員さんの文言がないことについてお答えをいたします。

民生委員、児童委員の皆さんの役割については、教育委員会としても、その重要性や、果たしていただいている役割については十分認識をしているところでございます。就学前の段階から、赤ちゃんの段階から家庭訪問をして、保護者支援に当たられたりとか、いろんなことをやっております。そういう意味では大変重要なんですが、ただ、民生委員、児童委員は健康福祉部の所管であるというために、ただ単に教育方針の中には入

れなかったという、それだけの理由でございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 所管が違うので入れなかったという部分、理解もできるんですけど、やはり文言として入れるということには、私は決して支障がある部分ではないと思いますので、これはちょっと入れてほしかったなというのは私の考えであります。教育長の今お答えいただいたように、本当に子どもさん、生まれたときからずっと子どもさんや家庭に携わっておられる本当にキーパーソンであると思いますので、そういった部分、今回は文言としてはないんですけども、キーパーソンとしての重要性というのはお互い共通認識をしておきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

「生涯学習・・・『だれでも、どこでも』学びあえるまちをつくります」とありますけれども、コロナ禍の影響についてどう考えるかということで、要はこのコロナ禍におきまして、野洲市もそうですし、全国的にもそうですし、いろんな行事でありますとかイベントでありますとか講座でありますとか、そういったことが中止であるとか書面であるとか、いわゆる人が集まって開催をする、開講をするということができなかつたんですけども、そういった部分について、これからも生涯学習を続けていかなければならないわけですけども、コロナ禍の影響について、今後どのようにお考えか伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の生涯学習へのコロナ禍の影響についてお答えをいたします。

教育委員会では、所管しております総合体育館、図書館、博物館などの社会教育施設がいくつもあります。緊急事態宣言の中での休館あるいは講座・講演のイベントなどの中止や縮小、人数制限などを行ったことから、多くの市民の皆さんに影響を与えたことを、影響があったと認識をしております。

しかし、長引くコロナ禍の中で、少しずつですが、手探りでいろんな形で、3密を避け、人数制限とか、あるいは開催方法の工夫、それから、グループ化とか、様々な対策を図り、また、感染防止策を取った上で、工夫しながら、少しずつですが、開催、開館を続けております。できる限り市民の皆さんに活用していただく方向で検討しながら、拡大ですか、再開をしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） これは野洲市に限らず、全国どこでも悩んでおられる課題であろうと思います。私自身も関わっている団体でありますとか、そういった部分でも、書面開催でありますとか書面決議とかいったようなことが当たり前になってきておりますし、今、年度末ですので、特にこれから、年度初めの総会でありますとか大会でありますとか、そういったことも恐らく書面でやられる、されるところも多くあろうかというふうに思います。

そういった非常に人が集まるということが難しい状況の中で、きちんとした対策を取りながら、工夫をして生涯学習を継続していただくとのことですので、そのことについては、難しい面があろうかと思えますけれども、絶えることなく続けていただきたいというふうに思いますし、やっぱり大人になっても、いくつになってもやっぱり学びというのは私は大事であるというふうに思いますし、こういった状況ですので、いわゆるオンラインの講座とかいったようなことも恐らく考えておられると思えますし、それも活用しながら、かつ、それが使えない人もおりますので、そういった人のことも考えながら、工夫していろんな生涯学習の取り組みをしていただきたいと思いますということをお願いいたします、私の質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 次に、公明党、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。改めて、皆さん、おはようございます。公明党を代表いたします、総括で今回質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず初めでございますけれども、栢木市長に対しまして、令和2年度補正予算、また、令和3年度の予算案、施政方針についてお伺いさせていただきます。

栢木市長におかれましては、初めての令和3年度予算提案で、厳しい財政の中での作業であったと推測させていただきます。さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響で、本市でも市民生活や地域の経済で大きな打撃を与えているのが現状でございます。

まず、1番目でございますけれども、初めに、令和2年度補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等で大きく減額、また、学校施設整備の変更等、大きく減額されております。今後の公共施設などの使用予定、または学校施設の整備についての見解を、これ、1番目、伺わせていただきます。

2つ目でございますけれども、令和3年度予算案について、笑顔あふれる市政の実現を進める予算案につきまして何点か伺います。

初めに、増額されたものは、コミセンぎおうの改修工事、また、高速道路、これは跨道ですね。跨道の里原橋の撤去工事であります。また、減額されたものは、防災行政無線システム機器の更新完了、中主学校校舎改修工事の変更になっています。この件について、今後の計画について、また、栢木市長の新たな事業計画はないのか、この辺、見解を伺います。

次に、3番目、大きなテーマとして、自公連立政権合意の柱の1つである、コロナ禍によって深刻な影響を受けている国民生活を守る取り組みについて、今、日本中が感染拡大防止に万全を期しながら、社会経済活動の維持、再開という未曾有の戦いに今、臨んでいくところでございます。

特に産業と雇用を守り、国民生活を守る観点から、以下、雇用と住まい、観光、文化芸術・スポーツ、中小企業の4つの分野における追加支援策が重要課題でございます。雇用対策の強化、住まいの確保について、新型コロナウイルスの影響で解雇や雇い止めに遭う人が増えており、これは昨年10月16日現在、全国で累計6万人以上になっております。雇用対策の強化が急務であります。

本市における雇用調整助成金、これは雇調金と言いますが、特例措置や休業手当が支払われていない中小企業労働者への休業支援金、緊急小口資金などについての現状と今後の取り組みについて伺います。

4つ目、次に、雇調金などで雇用を維持する間、休業だけでなく、従業員の能力やモチベーション、要するに意欲を維持、向上させていく取り組みも大事でございます。例えば雇用を維持しながら人手不足の企業に出向して働く在籍出向でも雇調金の支援を受けられますが、十分に活用されていないのが現状でございます。

さらなる活用に向けて、企業間のマッチング体制の強化や執行に係る雇調金の拡充を行うべきですが、これ、本市の現状と今後の対策について伺います。

5つ目、ポストコロナ時代を見据えて、休業、失業中の人に対する教育訓練への支援の充実や、成長企業における雇用の受け皿づくり、地域・業種を超えた再就職支援など、雇用政策と産業政策の連携が、より重要となりますが、雇用対策の政策パッケージを取りまとめるなどが重要で、取り組むべき課題でございます。また、住まいの確保も急がなくてはなりません。失業などにより住居を失うおそれのある人を支援する、いわゆる住居確保

給付金は最大9か月となっているため、昨年4月から支援を受けておられる方は、昨年の末で支援切れがなっておるのが現状でございます。

本市の現状と今後の対応を伺います。

6つ目、次に、収益力が激減し、先の見えない状況にある中、固定資産税の負担につきましては、観光業界をはじめ、多くの事業所から、担税力を大幅に超えている、納税猶予をさらに延期してほしいといった悲痛な声が上がっておるのが、これ、現状でございます。特に本年3月、3年に1度の評価替えの年に当たり、本年1月1日の地価が基準となることから、その後のコロナの影響によって地価が下落するにもかかわらず、実勢価格と見合わない増税を強いられるのではないかと不安も、これ、広がっているのが現状でございます。

コロナの影響で十分考慮し、固定資産については、土地に関わる負担増を回避するとともに、業績不振の事業所に、引き続き負担の軽減措置を講じるべきと考えますが、本市の現状と今後の対策を伺います。

7番目、次に、コロナ禍で深刻な影響を受けている文化芸術・スポーツ活動に関する支援につきましては、文化芸術につきましては、公明党によりまして、2020年度2次補正予算で、個人や小規模団体に最大150万円を支援することを柱にしました総額560億円の文化芸術活動への緊急総合支援パッケージが、これ、取りまとめておるのがありますけれども、今後さらにこのコロナ禍で影響を受けている、フリーランスを含めました関係者や関係団体の活動基盤の強化に向けた取り組みを実施すべきと考えます。

スポーツにつきましては、全国規模のスポーツリーグなどにおける感染対策を強化するとともに、デジタル技術を活用した観戦やオンライン指導などの環境整備を推進すべきですが、この本市の現状と今後の対策を伺います。

次に、8番目、中小企業の事業継続に向けては、持続化給付金や資金繰りなどの支援策によって下支えを行ってきましたが、一方で、廃業件数が前年度比で増加傾向にあるなど、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。廃業に伴い、これまで蓄積されてきました従業員のノウハウや価値ある技術などが失われてしまうことが大きな問題となっております。近年では、後継者の確保が困難なことから、親族内承継だけでなく、他者への事業などを譲渡する親族外承継のニーズも高まっております。

今後は、事業などの買い手側、また、事業承継を契機に、新たなビジネスモデルの構築や生産向上に取り組むための支援をさらに強化すべきであると考えますが、本市の現状と

今後の対策について伺います。

次に、9番目。次に、デジタル化推進による、各種給付金などの支給に時間がかかるなど、コロナ対策を通じて脆弱性が明らかになった、このデジタル化の進展につきまして伺います。行政のデジタル化は、全省庁、全地方自治体にまたがる大きな変革を伴うわけでありまして、我々は、その推進に当たりまして2つ視点が重要と考えておるわけでございます。

1つ目は、情報アクセシビリティ、これ、使いやすさの確保でございます。高齢者、障がい者、また、外国人、生活困窮者など、あらゆる人が環境や能力に関わらず情報を不自由なく利用できることでございます。

これに関しましては、デンマークのデジタル庁には、障がい者含めて、市民全体を考慮した施策を推進する専門部分が設置されております。この日本のデジタル庁も、誰もが使いやすく恩恵を受けられるようなデジタル化を目指すべきでございます。

2つ目は、自治体の先行した取り組みへの配慮でございます。国全体のデジタル化には、自治体のシステムの統一化や標準化が不可欠でありまして、これらによりまして、既に独自サーバーの活用や、母子健康手帳アプリなどのような独自サービス提供などを行うなど、これは各自治体の先行した取り組みが、これは、互換性が確保できず使えなくなってしまうことがあってはならないわけでございます。

様々な自治体の現状の実態に考慮したデジタル化を進めることが国民の利便性の向上につながると考えますが、本市の現状と今後の取り組みを伺います。

10番目、次に、子育てと仕事の両立の環境の整備が重要でございます。連立政権の合意に盛り込まれました、深刻化する少子化克服に向けました取り組みの強化につきましては、昨年の合計特殊出生率は1.36と、4年連続で低下し、出生数は86万人と、初めて90万人を下回っておるわけございまして、少子化は想定を上回るスピードで進んでおります。

抜本的な対策が不可欠でありまして、不妊治療につきましては、早期保険適用や公費助成の抜本的な拡充に向けて検討を加速化しておるわけでございますが、その一環としては、不育症についても、検査、治療方法の確立を急ぎ、有効性、安全性が認められたものは、速やかに保険適用が始まることになっております。

不妊治療の質の向上や仕事との両立、相談支援、また、死産、流産の悲しみに寄り添うグリーフケアなど、幅広い支援の充実も、これも求められておるわけございまして、出

産育児一時金の増額も、これも急務で考えております。

本市の現状と今後の対策を伺います。

次に、子育てと仕事を両立し、安心して育てられる環境整備も重要でございます。待機児童の解消に向けて、子育て安心プランの後継プランが策定されておりますが、保育の受け皿の整備や処遇改善を含む保育の質の向上をさらに力強く進める必要がございます。

民間保育所に入れず、ベビーシッターなどを利用する場合の減税などの支援策も、これを検討すべきでございます。

育児休業につきましては、近年、男性の取得率が増加傾向にあるものの、いまだ7%程度にとどまる状況を打破するため、企業から従業員への積極的な周知や、休業開始1か月前までとなっている申請手続の緩和、また、休業前の賃金の実質100%を目指した育児休業給付金の増額を提案させていただきます。また、妻の出産直後に休業することができる男性の産休制度の創設を求めたいと思いますが、本市の現状と今後の対策を伺います。この男性産休制度というのは、今、国でちょうど審議されているところでございます。

12番目、次に、中間所得への支援拡充が急務でございます。中間所得層や多子世帯の支援について、コロナ禍で多くの人々が暮らしと仕事の基盤を脅かされている中、低所得者世帯はもとより、中間所得者世帯も含めました、誰も置き去りにしない新たなセーフティネットの整備を求める声が高まっております。

そうした声を受けまして、我々は、医療や介護、育児、障がい者福祉、住まいなど、人間が生きていく上で不可欠な基本的サービスを原則として、無償化、いわゆる弱者を助ける制度から、弱者を生まない社会への福祉のすそ野を広げるベーシックサービス論を今、本格的に検討しているところでございます。

その柱の1つが教育費の無償化であります。家庭の経済的事業に関わらず、希望すれば誰もが必要な教育を受けられるよう、教育費の負担軽減を段階的に進めておりますが、さらに推進すべきでございます。

具体的には、育児、教育無償化の対象となっていない、いわゆる幼稚園類似施設に関し、今年度実施している調査事業も踏まえながら支援をしつつ、推進すべきと考えておるところでございます。あわせて、高校生の教育費などを支援する高校生等奨学給付金の充実も図るべきでございます。また、大学などの高等教育無償化につきましては、多子世帯や中間所得世帯の教育費の負担に配慮した取り組みを講じていただきたいと考えておりますが、本市の現状と今後の対策を伺います。

13番、次に、ひとり親対策への支援につきまして、取り組み、民間団体の調査によれば、シングルマザーのうち、減収、無収入の割合は7割超に上り、新型コロナウイルスに感染して家族をケアできなくなるおそれから、自発的に休職、退職した方が3割に及ぶなど、ひとり親家庭は非常に深刻な経済的影響を受けております。

第2次補正予算によりまして、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金が給付されましたが、再度給付することや、また、児童扶養手当の拡充など、早急に対策が検討すべきと考えております。本市の現状と今後の対策を伺います。

14番、次に、リカレント教育について、多様で柔軟な働き方や、リカレント、要するに学び直し教育につきまして、少子化、人口減少が進む中、子育てや介護と仕事の両立などで、男性も女性もライフプランやライフステージに応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備が求められております。

特にこのコロナ禍で注目集めましたのがテレワークであります。内閣府の調査によれば、コロナ禍でテレワークを経験した就業者は34.6%に上り、今後テレワークを利用したいと希望する就業者も約4割に上っております。

このテレワークがよりよい形で定着できるよう、適切な労働時間管理や、中小企業における導入、定着への支援を強化すべきであると考えますが、企業における時間単位の年次有給休暇制度や勤務間のインターバル制度の導入、また、短時間勤務制度やフレックスタイムの普及も、より一層促進していただきたいと考えております。

このコロナ禍の新しい日常に対応し、自宅でのオンライン学習も含めたこのリカレント教育の充実を図ることによりまして、新たな職業スキルや知識を習得して、ニーズの高い職種や成長分野で就業できるよう支援することも重要でございますが、本市の現状と今後の対策を伺います。

次に、15番、3か年緊急対策を延長し、予算確保をして、この連立政権合意に盛り込まれました防災・減災・復興の強力な推進につきまして、コロナ禍にあっても、激甚化する台風災害や豪雨災害、緊迫する巨大地震などから国民の生命と暮らしを守るために、防災・減災対策、国土強靱化は引き続き強力に進めなければならないと考えております。

我々与党の強い主張によりまして、政府の骨太方針に、この防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策終了後の中長期的な取り組みの方針が明記されております。

近年の自然災害の発生状況を踏まえると、まだまだ対策が不十分なことは明らかでございます。全国各地から対策の延長を求めることも上がっておりまして、国政におきまして、

防災・減災、国土強靱化につきまして、3か年緊急対策の終了させることなく、21年度から5年間、新たな計画を策定し、インフラ老朽化対策なども含め、必要十分な予算が今、確保されようとしておりますけれども、本市の現状と今後の対策を伺います。

16番、次に、昨年の7月豪雨はコロナ禍で経験する初めての大規模災害でございました。分散避難や避難所の3密対策、さらにはボランティアの受け入れなど、新たな課題が浮き彫りになっておりました。今後のわが国の防災対策、被災者支援などに生かすことが重要でございます。

あわせて、近年の災害の教訓などを踏まえまして、災害法制や制度を見直しまして、わが国の防災・減災・復興政策を抜本的に強化すべきと考えておりますが、住民に分かりやすい避難情報の見直しや、災害が発生するおそれの段階での国の対策本部の設置、さらには、発災前に避難先や避難手段の調整など、大規模広域避難を円滑に行うための仕組みなどを制度化するとともに、これらの係る国からの財政確保も必要でございますが、さらに、高齢者や障がい者の避難支援の個別支援計画の策定や災害時の福祉支援などを強化すべきでございます。

これらにつきまして、災害対策基本法や災害救助法など、災害法制に位置づけるべきと考えておりますが、本市の現状と今後の対策を伺います。

17番、次に、脱炭素社会、再エネ、主力電源化を進める対策につきまして、新たに連立政権合意に盛り込まれました持続可能で強靱な脱炭素社会の構築がされております。コロナ禍での経済活動の自粛やエネルギー需要の減少によりまして、国際エネルギー機関、IEAでございますけれども、世界全体のCO2排出が前年度比で8%減少するとの予測を発表しております。これを受けまして、欧州委員会は、経済回復と脱炭素化を同時に実現するグリーンリカバリーを提唱しております。

わが国といたしましても、こうした海外での動向を踏まえまして、経済再生と脱炭素社会の構築を同時に進める取り組みが重要でございます。菅首相におきましては、2050年度までにわが国の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると宣言されております。今後は50年に向けた工程表を作るなど、実効性のある取り組みが求められるところでございます。

再生可能エネルギー、いわゆる再エネでございますけれども、この主力電源化を進める大胆な投資や、地域資源を活用した再エネの導入などを強化に進めるべきであると考えております。

これは例でございますけれども、北海道の石狩市におきましては、風力、バイオマスなどの再エネの活用や、AI、要するに人工知能を使いまして、蓄電池を活用して需給調整を行うことをしまして、再エネ100%の地産地消を目指した地域づくりを民間企業と連携して今、進めておる実例でございます。

このような地域での再エネ活用は、経済の活性化や災害時のエネルギー確保にも効果的でございます。再エネ中心の地産地消型エネルギーシステムを構築すべきであると考えております。これは立地制約を克服するなど、太陽光発電や洋上風力発電の導入など、拡大するための技術開発などを後押しすることによりまして、低コストかつ安定的な電力供給が可能となるよう支援すべきであると考えておりますけれども、本市の現状と今後の対策を伺います。

18番、次に、ひきこもり対策について、本格支援が注目されるひきこもり、いわゆる8050問題でございます。少子化、高齢化、人口減少が進む中、80代の親がひきこもりの50代の子どもを養う8050問題や、介護と子育てを同時に行うダブルケアなど、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化しまして、多様化しております。複合的リスクに社会全体で対応するため、様々なニーズや生活上の課題を受け止める包括的支援対策の整備が急務でございます。

昨年6月に成立しました改正社会福祉法におきましては、断らない相談支援を含む重層的支援体制整備事業が創設されておりました、本市も、これ、動き出しております。本年4月からは本格的にスタートするこの制度は、国民が最も身近に感じ、菅政権が立ち向かう縦割り打開の象徴として、全市町村での、これ、実施がこれから始まるわけでございますけれども、本市の現状と今後の対策を伺います。

19番、次に、農林水産支援につきまして伺います。農林水産の成長産業化を進める輸出拡大の取り組みは、輸出額は倍増し、さらなる輸出拡大に向けまして、30年までに輸出額5兆円を新たな目標とする食料・農業・農村基本計画も改訂されております。この計画に基づく輸出促進は、地方活性化にもつながり、大きな起爆剤になると考えております。

しかし、担い手不足や輸出相手国、地域の規制など、諸問題に加えまして、新型コロナウイルスの影響による日本食の展覧会などのイベント中止や外国人観光客の大幅な減少など、農林水産業者の大きな痛手となっておるのが現状でございます。また、小規模農家など、生産量が少ない、海外からのニーズがあるのに輸出拡大が進まないといった課題もございます。

こうした実績を踏まえまして、例えば産地間の連携強化によって農地面積や生産量の拡

大による供給力の充実を図りまして、販路開拓とともに、輸出額を拡大していくことも必要でございます。

この農林水産物・食品の輸出拡大に向けました「当面の戦略」を策定するに当たりまして、農林水産業の生産・加工・流通にわたって強みを生かし、弱みを打開する必要があると考えております。本市の現状と今後の対策について伺います。

次に、20番、国際協調、SDGs、先ほど山本議員も答えておりましたけど、もう一度確認させていただきます。このSDGs達成のけん引役につきましては、昨年開催されました国連総会では、新型コロナウイルスの対応を巡る米中の対立が鮮明になる中、菅首相は一般討論演説におきまして、多国間主義の重要性を強調されております。このような状況だからこそ、多元的な価値観と対話を重視する国際協調体制を強化すべきと考えております。

貧困、格差、気候変動など、地球規模の課題は未曾有の感染拡大によって、ますます深刻化しております。その問題、それぞれの解決をゴールにかけましたSDGsは、本年、行動の10年をスタートしました。SDGsの実現につきましては多国間の取り組みが不可欠でございます。その中心は国連であります。本年は国連創設75周年であり、ますますその役割が大きくなっております。

わが国といたしましても、この国連行動を支援しつつ、人間の安全保障の理念の下、このSDGs達成に向けました国内外の具体的な課題克服へリーダーシップを発揮していただきたいと考えております。この本市の現状と今後の対策を伺います。

21番、次に、核兵器条約、10月25日、核兵器禁止条約が50か国の批准を達成しまして、90日後の本年1月22日に発効されております。いかなる場合も核兵器の使用を禁止するとの規定には、核廃絶を目指す上で、歴史的な大きな意義がございます。我々は先日、核廃絶に向けまして、緊急要望を政府に提出いたしております。

この要望によりますと、延期されている運用検討会議におきまして、次の会議が開催された際に成果文書が採択されるよう、合意形成に貢献することや、米露の新戦略兵器削減条約の延長と、さらには対象分野や中国などを含めました枠組み拡大の道を開くこと、核兵器禁止条約発効後の開催される締約国間の会合でのオブザーバー参加など、わが国の貢献の在り方などをさらに検討していくよう求めております。

国連の中満泉事務次長との会談の際には、中満さんは核廃絶という目的の根っこは共有しているというメッセージが唯一の戦争被爆国である日本から出てくるのが重要である

と強調されております。全く同感でございます。核兵器禁止条約の発効がされました今、私たちは改めて、広島、長崎への締約国会合の招致を求めたいと考えております。

日本が核兵器国との真の橋渡しの役割を担い、核軍縮を求め、核廃絶に向けました国際社会の取り組みをリードする重要な使命を有していると考えております。栢木市長の見解を求めます。

次に、教育長にお伺いさせていただきます。

冒頭に、この新型コロナ禍で、学校・園教育に全力で子どもたちの、また、園児にたちに対しまして、しっかり取り組んでおられる職員の皆様に感謝申し上げたいと思います。

本市の目指す、住んでよかった、住んでみたい、住み続けたい野洲市まちづくりに欠かせない学校・園の教育でございます。そこで、何点か伺わせていただきます。

(1) 学校・園の中で、「保護者の多様なニーズに対応するための教職員の相談スキル向上や、学校経営力の向上」とありますが、この件につきまして、もう少し分かりやすく、保護者のニーズは昔からあるものでございまして、この件の現状と今後の取り組みを伺います。

2つ目、いじめ問題は大変重要な案件でございますけれども、これについて伺います。

3番目、不登校で学校へ行けない子どもに対して、新しい取り組みが始まりますけれども、現状と今後の取り組みを伺います。

4つ目、学力の二極化とありますが、現状と今後の取り組みを伺います。

5つ目、学校のICTが始まりますが、現状と今後の取り組みを伺います。

6つ目、令和2年を振り返りまして、新型コロナ禍の中での教育に大変な影響が出ましたが、反省点、良かった点を交えまして、現状と今後の取り組みと見解を伺います。

7番目、令和7年度国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会がございましてけれども、現状と今後の取り組みを伺います。

8番目、国史跡の永原御殿の今後の取り組みを伺います。

9番目、新たな取り組みで、野洲市生涯学習カレッジの実施がされますが、今後の取り組みを行います。

10番目、市民に学習機会を提供する生涯学習カレッジを開催とありますが、現状と今後を伺います。

11番目、小中学校施設安全計画の現状と進捗状況と今後の取り組みを伺います。

12番目、いよいよ、令和2年、小学校、令和3年、中学校において、新学習指導要領

の実施が始まりますが、現状と今後の取り組みを伺います。

最後に、栢木市長に2点伺います。

1番目、先日1日に評価委員会からの回答がありましたけれども、野洲市民病院整備の現状と今後の取り組みについて伺います。

2番目は、我々は津村議員と矢野で、2人で1月28日、新型コロナワクチン接種緊急要望をさせておりますけれども、この件につきまして、ワクチン接種の現状と今後の取り組みにつきまして見解を伺います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員の質問が総括質問でございますので、市長、教育長と続けてご答弁いただくこととなります。コロナ感染対策の換気の必要もございますので、ここで、ご答弁の前に暫時休憩といたしたいと思えます。

暫時休憩いたします。再開を午前10時45分といたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

公明党、矢野議員への答弁を願います。

市長。

○市長（栢木 進君） 公明党を代表しての矢野議員の令和2年度補正予算案、令和3年度予算案、施政方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の今後の公共施設などの使用予定と学校施設の整備についてですが、公共施設の使用予定としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、それぞれの施設の設置目的に沿ったものとなるよう、その使用について判断してまいります。

また、学校施設の整備については、平成26年3月策定の野洲市小中学校施設保全計画により、大規模改修等の優先順位並びに保全内容を定め、当該計画に基づき順次事業を進めております。

次に、2点目の今後の計画、新たな事業計画はないのかのご質問にお答えいたします。

コミュニティセンターに関しては、令和4年度から令和9年度にかけてコミュニティセンターみかみ、きたの、なかさと、ひょうず、やすの順で、順次、大規模改修工事を行う予定をしております。

また、中主小学校の今後の計画につきましては、現在、令和3年10月までの業務期間

で旧館棟校舎改築に係る実施設計業務を進めております。

校舎改築工事は令和3年12月から令和4年12月を、新館校舎大規模改修工事については、令和5年1月から令和5年12月を予定いたしております。

最終、仮設校舎の撤去については、令和6年1月から令和6年3月を目途に進めております。

次に、3点目の雇用調整助成金の特例措置等の現状と今後の取り組み状況についてお答えいたします。

本市における雇用調整助成金の特例措置と、休業支援金の助成件数につきまして、所管している滋賀労働局、厚生労働省に確認したところ、いずれも各市単位では把握されていないとのことでした。また、緊急小口資金につきましては、窓口である野洲市社会福祉協議会に確認したところ、令和3年1月末現在、申請件数が302件、送金件数が296件、送金決定金額は5,682万円となっております。

今後の取り組みとしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国、県等が取り組んでいる事業者支援について、期間延長等もあることから、さらに周知しながら、窓口での相談や案内に努めていきたいと考えております。

次に、4点目の企業間のマッチング体制の強化等の現状と今後の取り組み状況についてお答えします。

国が推進する企業間のマッチングの強化や、出向に係る雇用調整助成金の拡充につきましては、事業者に対して、取り組みが進められるよう情報提供しているところであります。

今後につきましても、必要な支援が受けられるよう、事業者へ様々な情報をきめ細やかに提供し、企業間のマッチングの強化や雇用調整助成金のさらなる活用を推進されるよう努めていきたいと考えております。

次に、5点目の住居確保給付金につきましては、生活困窮者自立支援法に規定された事業であり、離職や収入減少等により、経済的に困窮し、住宅を喪失している方または喪失のおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を行い、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものです。当給付金につきましては、コロナ禍において、国の制度改正が頻繁に行われており、令和2年度中に新規申請した方については、3か月延長され、最大12か月の期間、支給することが可能となりました。

本市の状況につきましては、令和2年度の実績としまして、新規決定件数は31世帯、延長12世帯、再延長6世帯、再々延長1世帯となっております。

今後の対応につきましては、市役所内に設置した、やすワークの活用等の手厚い就労支援や、職業訓練等の求職者支援制度の活用、必要であれば生活保護につなぐなど、住宅確保の安定を図っております。

次に、6点目の固定資産税の負担についてですが、令和3年度の固定資産評価額の価格調査基準日は令和2年1月1日となります。評価額は基準年度の価格を原則3年間据え置くこととされていますが、地価の下落により著しく不均衡が生じると認められる場合に、価格に修正を加える特例措置を講じることとなっており、毎年7月1日時点の価格を基に下落修正を行っております。

また、令和3年度の土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、住宅等及び農地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする改正が令和2年12月21日に閣議決定されております。

土地以外にも新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置が講じられており、野洲市においても2月1日まで197件の申請を受け付けました。

以上のように、固定資産税の軽減等の措置につきましては、地方税法に基づき、実施してまいります。

また、納付が困難な場合における徴収猶予についても、適切に対応してまいります。

次に、7点目のコロナ禍での文化芸術・スポーツ活動の支援についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者等への対策としては、国において持続化給付金などで支援を行っておられますので、市としてはそれらの活用をしていただくこととしております。

また、スポーツについての感染対策の強化や、デジタル化等の設備整備やオンライン指導などの環境整備の推進については、大会等の主催者や事業者が感染防止の観点から、安全な運営手段として自らが実施されるものだと考えております。

次に、8点目の事業承継の現状と今後の対策についてお答えいたします。

本市の現状を、商工会を通じて確認をいたしましたところ、事業承継は秘匿性が高く、事業者にとって相談しづらい性質のものであり、件数は把握していないとのことであり、

本市においては、商工会が事業者の皆様からの経営相談を受ける中で、事業承継も含め

てお悩みを聞き、まずはアドバイスを行う等の対応をいただいております。さらに、複雑な案件であれば、商工会から税理士や弁護士等の専門家への紹介や、事業者から専門家に直接相談いただける滋賀県事業引継ぎ支援センターへの案内を行っております。

今後の対策としては、事業承継は本市のみで完結するものではなく、事業の引継ぎをする側と受ける側とのマッチングに当たり、広範囲で検討していく必要があることから、関係機関との連携を図りながら、事業承継への取り組みを引き続き行ってまいります。

次に、9点目のデジタル化の推進についてお答えします。

現在、本市では基幹系システムをはじめとした各種システムを市独自カスタマイズの排除と標準化の推進を前提に、おうみ自治体クラウド協議会で共同調達しております。共同調達では経費面に加えて業務の標準化が進むこともメリットであると考えております。

これらのことから、令和3年度予算計上の電子申請システム等についても県と市町での共同調達での導入を想定しております。

今後の対応については、デジタル庁設置や国主導でのぴったりサービス拡充の動向を見ながら、業務の実態を考慮したうえで、標準化の推進を原則に電子化を進めていきたいと考えております。

次に、10点目の少子化克服に向けた取り組みの強化についてお答えをいたします。

不妊治療の現状ですが、令和元年度特定不妊治療支援事業申請件数は延べ95件でしたが、今年度は2月末現在73件となっており、件数はやや減少しております。昨年4月の緊急事態宣言下において不妊治療は新型コロナ感染拡大状況に伴う不安からか一旦中断する方もおられたようですが、解除後は徐々に再開または開始される方もおられます。産婦人科では院内の感染防止対策を徹底し、治療に取り組んでいただいております。

妊娠された際の母子健康手帳交付時には保健師か助産師が全件面接をし、体調確認だけでなく不妊治療有無、流産死産の既往、就労、経済状況含め聞き取りを行い、安心して出産育児に取り組める環境づくりや保健・育児の情報提供を行い、早期から相談窓口であることの周知をしております。

産婦人科医療機関からは流産や死産によって気持ちが不安定になる女性もおられ、処置後にスタッフが話を聞く時間を設けて心身ともに丁寧なフォローをしていただいております。今後も産科医療機関との連携を一層密にしながら、妊産婦への寄り添い支援をすすめていきたいと考えております。

次に、11点目の育児休業手当金の増額及び男性の産休制度の創設については、市職員

の現状においてお答えをいたします。

育児休業手当金については、地方公務員等共済組合法に基づき支給されるもので、本市で支給率や支給期間を変更できるものではございません。

また、現行制度の中で男性が妻の出産直後に休業する場合、育児休暇を取得することができるようになっており、今年度、4名の男性職員が取得しているところであります。

今後も、野洲市男女共同参画行動計画に基づき、男性女性問わず、育児休業をはじめとする制度を利用し、子育てと仕事を両立できる職場環境の整備に努めてまいります。

次に、12点目の幼児教育無償化の対象となっていない、いわゆる幼稚園類似施設に関する支援については、令和3年度から国の補助事業として、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の創設が予定されております。

当該事業は、幼児教育無償化の対象とならない施設を利用されている満3歳以上の幼児の保護者が支払う保育料の一部を補助する新しい事業であります。

本市の市民が対象施設を利用された場合においても該当し、また、対象施設を複数の自治体の住民が利用する場合も想定されることから、他市町の取り組み状況も踏まえ対応を検討していきます。

また、教育費の支援についてですが、高校生については、平成22年度から高等学校等就学支援金制度が開始し、ほとんどの世帯の公立高等学校の授業料が実質無料となっております。また、今年度からは私立高等学校の授業料が、年収約590万円までの世帯は実質無料となりました。

さらに、大学の高等教育に対しては、令和元年度から、授業料等減免制度の創設と、給付型奨学金の拡充が図られています。

こうした高校生・大学生などへの支援の充実を国が段階的に実施されていますので、本市としましては、今後も国の動向を見守りたいと考えております。

なお、野洲市においては、大学などの高等教育に対し、野洲市大学等修学奨励金を給付し、今年度においては、コロナ対策の生活支援として、大学生等応援型生活支援緊急給付金を実施いたしました。

次に、13点目のひとり親支援については、まず、本市のひとり親家庭の状況につきまして、児童扶養手当の認定者として把握している数は、令和3年1月末現在、372世帯です。

そのうち、国のひとり親世帯への臨時特別給付金事業において、新型コロナウイルス感

染症の影響を受けて収入が減少した者に対する追加給付対象者は、約6割となっております。

このような中、本市においては、国のひとり親世帯への臨時特別給付金の制度設計をされる前に先行して児童扶養手当の受給者に対し、5月以降、市単独事業として生活支援緊急給付金を支給しました。

また、8月以降、国のひとり親世帯への臨時特別給付金を支給し、12月末には、国の基本給付を再支給して、ひとり親家庭への支援を行ってきたところであります。

今後の対策としまして、経済的支援については、全国的なコロナ禍の中で、第3回目の国のひとり親世帯への臨時特別給付金の実施の際には、速やかに対応していきたいと考えます。

また、生活支援や就労支援が不可欠であると考え、日常生活全般の相談業務、給付・貸付制度等の手続支援をはじめ、求職活動から自立までの自立支援計画を策定し、ハローワークと連携した就労支援を引き続き行っていきます。

今後も一層、制度、支援の周知を行うとともに、ひとり親家庭に対して丁寧な対応をしてまいります。

次に、14点目のリカレント教育についてお答えします。

本市におけるリカレント教育の現状につきましては、具体的に把握することはできませんが、十分な環境整備が進んでいるとは言い難いと思われれます。一方、コロナ禍におけるテレワークは、業種にもよりますが、導入が促進されております。リカレント教育は、自宅でのオンライン学習も含め、職業スキルや知識を習得してステップアップを図るものであり、働き方の新たな展開であると考えられます。

今後につきましては、リカレント教育の充実に向けて厚生労働省が推進している働き方改革をはじめとした様々な情報を事業者へ提供することにより支援を進めていきたいと考えています。

次に、15点目の防災・減災・国土強靱化に関する本市の現状と今後の対策については、平成30年に国が定められました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急支援対策では、例えば市道の舗装修繕工事、法に基づく橋梁等の定期点検及び修繕工事、童子川第四排水区雨水幹線整備事業、緊急浚渫推進事業などを行ってまいりました。

これを継続する対策として、国においては、国土強靱化の進捗状況や地方からの要望を受け防災・減災、国土強靱化加速化対策を令和2年12月11日に閣議決定され、令和3

年度予算は、令和2年度第3次補正を含む15か月予算として位置づけられ、さらなる国土強靱化対策の推進を図られております。

本市では、国の令和2年度第3次補正による交付金の内示を受け、市道辻町小比江線及び市道市三宅妙光寺線のJRアンダーパス大型カルバートの修繕設計、主要道路である市道大篠原入町線と市道野洲川右岸線の舗装修繕工事について前倒しで実施する予定でございます。

また、令和3年度予算では、市内65か所の橋梁定期点検、名神高速道路に架かる里原橋の撤去工事、2橋の橋梁修繕工事、市道野洲マイアミ線の舗装修繕工事、その他の市道の舗装修繕や道路側溝修繕にも重点配分したほか、市道市三宅妙光寺線のJRアンダーパスの非常用電源改修工事、JRアンダーパス内や街路灯のLED化、普通河川の緊急浚渫事業、童子川第四排水区雨水幹線事業の基本設計業務等を実施予定で、老朽化した市営住宅の建て替え事業など予防保全型インフラメンテナンスへの対応も含め、今後も必要な予算を確保して、災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、16点目の高齢者や障がい者の避難支援の本市の現況と今後の対策についての質問にお答えいたします。

大規模広域避難を伴う災害に対しましては、総合的な対策を迅速かつ的確に実施できる体制づくりが必要になります。

そのために、地域防災計画を基軸とした業務継続計画や防災初動マニュアルを定め、さらには災害時受援計画を現在、策定中であります。さらに、各部の連携を図るとともに実効的な対策にすべく、毎年、総合防災訓練を実施し、点検、検証を行い、計画等の見直しを図る予定をしております。

実際の避難については、地域防災計画に定められた避難勧告等の発令の判断基準により、状況に応じ、早めの避難情報を発令します。

特に、高齢者や障がい者、避難行動要支援者ですけれども、その方々の個別計画については、市制度に沿って取り組みをされている自治会では、本人の了承があれば、一人ひとりの要支援者の状況に応じた避難支援個別計画を作成し、自治会長や民生委員・児童委員さんと情報を共有し、事前の備えとしていただいております。

次に、17点目の脱炭素社会、再エネ、主力電源化を進める対策についてお答えをいたします。

再生可能エネルギー中心の地産地消型エネルギーシステムの構築は、経済の活性化や災

害時等のエネルギー確保に効果的であると私も考えております。

国は従来の技術では設置できなかった場所への導入を可能にするため、太陽電池の軽量化を推し進めるとともに、技術開発の後押しに乗り出しております。

また、本市では、一部遊休地となっていた公共用地を太陽光発電の用地として貸出ししているところがございます。

今後、国や県が打ち出す技術開発の支援策を見極め、また、ご紹介いただいた石狩市をはじめ、他市の先行事例を参考に、地勢的、自然的条件をベースに本市として再生可能エネルギーをどのように普及していくかを検討していきたいと考えております。

次に、18点目の重層的支援体制整備事業につきましては、本市でこれまでも取り組んできました分野や属性によらない生活困窮者等への支援における取り組みを基本に、令和3年度は、新たな重層的支援体制整備事業への移行促進をするための準備事業が新設されたところから、地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業をはじめとする4つの事業を実施する予定です。それを踏まえ、令和4年度からの本格実施に向けて検討を進めております。

なお、本事業の実施については、第3期野洲市地域福祉計画（案）の付随計画として位置づけ、取り組みを推進してまいります。

次に、19点目の輸出拡大に向けた、本市の現状と今後の対策についてお答えをいたします。

国では、消費者の低価格志向が続き、今後さらなる少子高齢化・人口減少により、消費の減少が見込まれる中、食料・農業・農村基本計画を策定し、海外への販路拡大を通じた農業者の所得向上と国内生産の増大による食料自給率の向上を目標に掲げております。

また、こうした中で、TPPをはじめ、国境を越えた経済の自由化が進んでおり、海外からの旅行客の増加や、健康、安全、おいしさなどの面で和食ブームも相まって、日本農産物の関心が高まっております。

一方、輸送コストや外国産との価格競争で採算が合わないなど、海外から求められている品質（グローバルギャップの取得など）・ロットでの生産も必要となり、海外への輸出はハードルが高いことも事実でございます。

このような中、本市の輸出状況につきましては、水稲の一部で輸出されている実績はあるものの、大半は国内向けとなっており、水稲以外では、輸出に向けて検討されている法人が1社だけと把握しております。

滋賀県では、近江牛や近江のお茶、近江米、湖魚など、歴史と伝統のある食材について、海外へプロモーションされていたり、商社と農業者をつなぐマッチングの場も提供されております。

市としましては、単独での取り組みは難しいため、県やJAと連携を図りながら、輸出を検討されておられる農業者の相談に乗ったり補助事業の情報提供をしたりするなど、支援を図りたいと考えております。

次に、20点目のSDGsの達成に向けたリーダーシップの発揮についてにお答えいたします。

みらい野洲の山本議員のご質問にもお答えしましたように、私の市政の基本方針であります、市民が安心して日常の生活や事業活動が続けられ、将来にわたって生き生きと暮らせる社会、笑顔あふれる市政の実現は、まさにSDGsの実現そのものであると考えております。

このようなことから、SDGsの目標達成年である、2030年に向けた行動の10年に突入した今、今議会で提案しております第2次総合計画（案）では、SDGsの実現をまちづくりの基本姿勢として明記することとしました。

将来にわたって持続可能な地域共生社会を築いていくというSDGsの視点の下、総合計画に位置づけている各施策を推進するために、市民・事業者・団体等の多様な主体と連携を図る中、しっかりとしたリーダーシップを発揮してまいります。

次に、21番目の核廃絶に向けた市長の見解についてのご質問にお答えいたします。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国であり、核兵器廃絶という目標に向けて、取り組みを進めていくことは非常に重要だと考えております。

なお、令和3年1月1日付で加盟いたしました平和首長会議の会員として、核兵器廃絶等に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えています。

続きまして、その他総括質疑の1点目、野洲市立病院整備の現状と今後の取り組みについてお答えをいたします。

保守協会の代表質問でお答えしましたが、野洲市民病院整備運営評価委員会において議論いただいた結果、現地建て替えの実現可能性に対して、「一般的には、現地建て替えは技術的に不可能ではない。ただし、^{きょうがい}狭隘な現病院において医療を継続しながらの現地建て替えは、実現困難となる課題や懸念事項が多い」との報告をいただいております。

こうした報告を受け止め、今後市として病院整備の方向性を判断していきたいと考えて

おります。

については、現地建て替えにこだわることなく、あらゆる選択肢を模索した上で、来る3月16日に開催いただく野洲市民病院整備事業特別委員会において、改めて整備の方向性をお示ししたいと考えております。

2点目のワクチン接種の現状と今後の取り組みと見解についてお答えをいたします。

ワクチン接種につきましては、接種順位が国から示されており、現在順位が1番となっている医療従事者等への接種が医療機関にて始まっているところです。次の順位となる高齢者への接種につきましては、2月の議会全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、野洲市においては、重篤な副反応等緊急事態への対応や、超低温冷凍が必要なワクチンの保管や配送等、様々な要素を考慮し、市立野洲病院における集団接種を原則として実施する方針としております。現在、市立野洲病院や医師会との連携による実施体制の確保、相談体制の確保、接種券の発行準備、予約システムの構築等に取り組んでいるところでございます。現在の予定では、市内に住所を有する高齢者の方に、3月下旬に接種券を送付するとともに、予約受け付けを開始し、第1回目の高齢者向けワクチンの供給が予定されている4月末を目指して接種が開始できるよう、準備を進めております。ただ、野洲市に配分されるワクチンの供給量や供給時期が、まだ県から明示されておらず、今後変更となる可能性がある状況です。不確定要素が多い中ではありますが、市民の皆さんに安心して円滑にワクチン接種をいただけるよう体制整備に取り組み、情報提供にも努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、続きまして、矢野隆行議員の第2問目、教育方針についてのご質問にお答えをいたします。

まず、その1つ目、教職員のスキル向上などについてお答えをいたします。

保護者が学校・園に求めておられるのは、子どもたちの広い意味での学力向上と社会性の育成、この2つであると考えています。

そのために、市教育委員会では、教職員の授業力の向上や学級経営の力、また、教育相談の力量の向上などの研修を継続、積み重ねています。また、もちろん、これらは来年度も継続して行う予定でございます。

一方、先の2つの子どもたちの力を育てるには、教職員と保護者の皆さんとの信頼関係、

連携が不可欠だと考えております。そのために、学校・園からの情報発信や丁寧な教育相談活動に、今後も一層力を入れて取り組んでいく予定でございます。

続きまして、2点目のいじめ問題についてお答えいたします。

ここ数年、全国的に、いじめの認知件数が増加傾向にあります。特に、小学校のいじめが大幅に増加している実態です。しかし、本市では、小中学校とも増加はしておりません。

なお、今年度に限りまして、全国的に小中学校ともに、いじめの認知件数は大幅に減少しています。これは、コロナの影響で、児童生徒同士の接触が減っていたり、行事等の見直しが行われたりして、コミュニケーションの場が減っていることが影響していると考えています。

一方、ネット書き込みやネットゲームでの課金によるトラブルなど、ネットでのいじめは全国的に増加をしている傾向です。

本市では、今のところ3件だけですが、今後を考えると、教職員への研修とともに、保護者さんへの啓発が必要であると考えています。

また、教職員が見えにくいいじめを把握するために、児童生徒のアンケートや教育相談活動を利用したりしながら、誰もが安心して学校生活を送れるように取り組んでいきたいというふうに考えています。

続きまして、3点目の不登校についてお答えをいたします。

本市は、国、県と比較しまして、ご承知のように不登校の割合が高い状況があります。各学校では別室対応や放課後登校、あるいは夜間登校などの取り組みを進めていますが、市としても、スクールソーシャルワーカーや心のオアシス相談員、スクーリングケアサポーターを配置するなどして、登校の未然防止や登校児童生徒並びに保護者への支援をしています。

また、令和2年度からは、家庭訪問型学習支援事業を立ち上げました。全欠席、または年間数日しか学校に行けない児童生徒並びに、その保護者を対象に、学校外の指導員やカウンセラーによる支援により、学校復帰や社会的自立を図ってまいりました。現在、この事業では、4件対応を行っています。

なお、不登校の要因が家庭にある場合や、生活面の課題などがある場合には、市民生活相談課や家庭児童相談室などにつなぎ解決に努めています。

続いて、4点目の学力の二極化についてお答えをいたします。

これにつきましては、毎年4月に文部科学省が行う全国学力・学習状況調査があります

が、ここでは、本市の学力は、平均すると全国並みの水準でございます。しかし、詳しく見ると、学力の高い層と低い層への二極化が見られます。

その対応策として、本市では、教員の授業力向上と児童生徒の生活や学習の習慣づくりを図っています。

授業力につきましては、教育研究所というのが教育委員会にございますが、そこを中心に、教師育成塾というのをやったり、授業参観を直接、研究所の職員が行いまして、直接指導するなどの、そうした支援を行っています。また、学校では、授業研究会などの研修にも力を入れています。さらに、県教育委員会でも、授業力向上の研修をいくつも行っておられ、そうした場に本市の教職員も参加をしております。

一方、児童生徒の生活や学習の習慣づくりについて、この面では実習学習ノートというノートをほとんどの子が持っているんですが、このノートを用いた家庭学習がんびり週間などを小学校ではやっておりますし、また、小・中とも、読書強化月間あるいは週間などの取り組みを行っています。さらに、学習のしおりに作って、家庭学習の仕方を指導するなど、保護者さんと連携しながら取り組みを行っているところでございます。

5点目の学校ICTについてお答えいたします。

本市では、これまで、すべての教室に大型モニターを導入したり、教職員用パソコンを配置するなど、学校のICT環境の整備を行ってきました。

さらに、令和元年度からは、市内全校の校内高速大容量通信ネットワークの整備を図るとともに、すべての児童生徒の1人1台の学習端末の整備を行っています。

そして、来年度からは本格的にこれを、授業や家庭学習等で活用できるようにしていく計画でございます。

また、これらを有効活用するために、現場の教職員から成るICT活用検討委員会で、その運用や授業での使い方等についても協議を重ねているところでございます。

今後も、市内教員がICT機器を使った授業力を高められるように、実践的な研修や授業研究を行っていく予定でございます。

次に、6点目のコロナ禍の影響についてお答えをいたします。

令和2年度は、文部科学省の衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式というのがございますが、これを基本にして、感染リスクを可能な限り減らした上で教育を進めてきました。

よかった点は、保健指導や人権教育などに力を入れてきたことで、児童生徒の不安や戸

惑いの軽減が図られ、差別や偏見が見られなかったことです。また、感染症予防に関しても、一人ひとりの自ら考え行動する力の育成につながったと考えています。

さらに、手洗いや換気、3密を避けるなどの感染症対策のおかげで、一般の風邪やインフルエンザも大きく減り、また、校内のけがも減少をしております。

一方、課題は、児童生徒の運動や遊び、体験活動などが減りました。また、体力向上や心の部分での心配があります。また、休校中、やむを得ず登校できない子への学習支援も重要だと考えています。

令和3年度は、これらの反省を生かして、児童生徒の「生き抜く力」を育むために、安全で安心な教育活動を進めていきたいと考えています。

次に、7点目の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会についてお答えをいたします。

令和6年度、本市で行われる国民スポーツ大会は、正式競技として、卓球とバスケットボール成年女子が、公開競技として、武術太極拳が内定をしております。また、デモンストラショナルスポーツとして、スポーツ鬼ごっこを現在申請中でございます。

一方、全国障害者スポーツ大会では、卓球がサウンドテーブルテニスを含めて内定をしております。

また、これらは既に国民スポーツ大会に正式競技の中央競技団体の正規視察及び全国障害者スポーツ大会のバリアフリー調査を終えております。

さらに、県の補助金交付を受けて、メイン会場となる総合体育館の大規模改修のための基本設計を行っているところでございます。

今後、運営面では、市開催準備委員会を組織するとともに、国スポ・障スポ大会推進室を新たに設置する予定でございます。そして、文化プログラム、ボランティア養成などの計画策定と、競技用具・備品の整備、市総合体育館の大規模改修工事を行っていく予定でございます。

なお、ラグビーフットボールについては、県が運営することで内定済みですが、本市としてどのような協力ができるか、現在、県と協議を行っております。

8点目の国史跡永原御殿跡の取り組みについてお答えいたします。

永原御殿跡は、令和2年3月に、国史跡の指定を受け、同年12月には、追加指定の答申をいただきました。これにより、本丸と二の丸の大部分、約3万3,800平米余りが国史跡となります。

史跡の指定を受けたことから、本年度より国の補助を受けて、本丸の一部公有化、境界確定、それから買上げなどですが、それと、保存活用計画の策定、発掘調査、活用事業、これは、発掘体験やフォーラムの開催、また、パンフレット作成などに取り組んでいます。

事業の全体計画につきましては、令和3年度に策定する整備基本計画で明らかにする予定でございます。

当面の計画としましては、本丸から公有化を進め、令和3年度に整備基本計画の策定、令和4年度には、整備基本設計を行い、令和5年度から整備工事を行う予定でございます。

また、史跡整備事業費の多くに、国からの財源を見込んでいますことから、引き続き、国、県に対して事業促進への支援を求めていきたいというふうに考えております。

9点目、10点目の生涯学習カレッジについては、まとめてお答えをしたいと思います。

今年度は6回開催しております。地域活動、運動、読書、障がい者スポーツ、歴史に関する内容を取り上げ、延べ195名の参加がありました。

来年度も、地域づくり、健康、環境などの内容で、6回の開催を予定しています。そして、まちづくりと重ねた生涯学習の場を提供し、成果を地域へ発信できる人づくり、活力ある地域づくりに努めていきたいと考えています。

続いて、11点目の小中学校施設保全計画についてお答えをいたします。

小中学校施設保全計画は、学校施設の大規模改修などの優先順位並びに保全内容を定めています。

現在、その優先順位に沿って、中主小学校並びに野洲北中学校の工事を進めています。中主小学校は令和5年度を、野洲北中学校は令和4年度をめどに、完了の予定です。

また、この計画では、中主小学校の次に北野小学校、続いて中主中学校の整備に取り組む予定です。

続いて、12点目の新学習指導要領の実施についてお答えをいたします。

新しい学習指導要領で求められている「予測困難な時代を生き抜く力」「学校で学んだことを社会に出て生かせる力」「生きる力」を子どもたちにつけさせるため、小中学校で教育計画を立てて、着実に準備、実践しています。

コロナ禍での臨時休業もありましたが、本市では、授業の工夫や行事の精選などで授業時間を確保し、本年度の学習内容は、すべて履修できる予定でございます。

今年度は、児童生徒の1人1台端末なども活用し、すみません、訂正です。今後は、児童生徒の1人1台端末なども活用し、新学習指導要領で求められている「生きる力」をつ

けさせることができるよう、教育を進めていく計画でございます。

なお、1点ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど、国スポ・障スポの大会、「令和6年度」と申し上げましたが、1年遅れて、「令和7年度」でございますので、訂正してお詫びをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど矢野議員のご質問の中で、5点目の住居確保給付金につきまして、回答の中で、私、負担調整措置についての「住宅及び農地」と申し上げたんですけど、「宅地及び農地」でございました。「住宅」ではございません。「宅地等及び農地」でございます。訂正させていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 市長と教育長、丁寧なご回答ありがとうございました。

再質問につきましては、1点だけちょっと確認ということで、その他総括質疑の中で1番目に申し上げました野洲市立病院の現状と今後の取り組みの中で、栢木市長の思いは、市民が二分しているこの行事に対して、この3月16日の野洲特別委員会に対しましての心意気というか、その日で大体方向を、ぱしっと決めていただけるのか、その辺の気持ちが今、少しくみ取れなかったもので、その辺、もし、どの辺までの気持ちで今おられるのか、もうちょっと考えさせてくれというのか、その辺、3月16日の病院特別委員会に向けての気持ちをちょっとお聞かせ願えたらいいかなと思っております。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 矢野議員のご質問にお答え申し上げます。

本当に厳しいというか、ご提案、ご提言をいただきました。その中で、まだ（3月）1日、先般も説明させていただきましたが、（3月）1日に提言を受けたところでございますので、今はまだ、野洲病院と協議、検討をした上でということでございますので、コメントは控えさせていただきたいと思っております。私の一存でできるものではございませんので、その辺はご理解いただけたらありがたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） はい、分かりました。じゃ、栢木市長、また、教育長におかれましては、野洲市の安心・安全なまちづくりにつきまして日頃から一生懸命取り組んでいた

だくことに対しまして感謝申し上げたいと思いますので、以上で公明党の代表質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど矢野議員に対しまして修正をさせていただきましたが、修正の修正がございまして、誠に申し訳ございません。

先ほど、「次に、5点目の住居確保給付金」と申し上げましたけれども、「6点目の固定資産税の負担について、宅地等及び農地」というのが正しいということで、訂正させていただきます。誠に申し訳ございません。

○議長（東郷克己君） では、次に、新誠会、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。新誠会を代表いたしまして、新誠会の代表質問をさせていただきます。

まず、1点目、市民病院整備事業についてお尋ねをいたします。

まず、冒頭に、野洲市民病院整備事業の経緯に触れます。駅前の新市民病院整備事業につきましては、2019年11月の建設工事の入札が不落後、実施設計の修正設計業務を進め、2020年度に設計完了、2021年度工事発注の予定で事業が進んでおりました。

2020年10月の市長選挙で栢木市長が駅前計画を止め、栢木候補がですね。駅前計画を止め、現地で病院を運営しながら、半額で速やかに建て替えることを公約に掲げられまして、当選されました。栢木市長は就任初登庁のまさに当日、11月2日に、市民病院整備の設計業務委託等の一時中止を設計会社に通知をし、契約解除に向けた協議を進められました。公約の現地運営、半額建て替え案につきましては、就任後、私案であると言い出し、その可能性を第三委員会でもんでもらうと表明されました。2020年11月市議会定例会に、検討会に必要な補正予算を提案し、可決、2020年1月14日から、野洲市民。2021年1月14日から、野洲市民病院整備運営評価委員会と、その2つの分科会、建築専門部会と医療専門部会とで、現地運営、半額建て替えの可能性検討を始められました。この2つの分科会はすべて非公開であります。協議を進めていた市民病院整備の設計

業務委託契約の解除を年度内に行うと表明されました。病院整備を担当する政策調整部は、事故繰越しができないから解除すると、解除の原因を表明されております。

そこで、質問させていただきます。昨年11月の定例会においても質問いたしましたが、大事なポイントでありますので、再度公約の確認について質問いたします。公約は、市長に当選したら、現在の市民病院敷地において、病院運営しながら、駅前計画の整備費の半額で建て替えを実現する、そのほうが市民負担も少なく早い。したがって、駅前計画を止める、このような論旨であったと私は理解いたしております。そこで、公約について、市長に確認をいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 新誠会を代表しての橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の公約の確認についてにお答えいたします。

私が公約として掲げたのは、将来負担を考えた上で、駅前市有地でのぜいたくな病院整備に対し反対したもので、現地建て替え案は、その対案として示したものであると認識いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。

しかし、市長になった途端に、現地運営、半額建て替えは私案であり、実現が可能かどうか分からないので検討すると、主張を変えられました。その一方で、駅前計画を止める手続は先行された。これは、私は論理のすり替えであると考えております。根本にあるのは、公約か私案か。ある新聞の選挙前の記事では、病院や建築の専門家と調査、検討した結果、現病院の敷地で工事中はCTや手術室等のある東館を残すなど、工夫しながら順番に工事を進めることによって病院を運営しながら新築できる。現に大都市ではそうした改築ができています。まだ十分使える北館を残すことで、120億円の約半額で新築が可能である。新病院を適正に合理的に新築し、市民の負担を減らすことによって、野洲市の孫や子に借金を残すようなことはしない。ここまで明確に書かれていること自体、はっきりとした公約であります。

また、先般の評価委員会の結果を伝える新聞でも、公約に掲げていた現地建て替えとマスコミも新聞報道されているところでございます。

そこで、再質問いたします。現地運営、半額建て替えが不確かな駅前計画を、不確かな

状態で駅前計画を止める行為は、老朽化し危険な状態の病院の施設更新のめどがなくなることとなり、市内に病院を必要という公約に違反するのではないかと。市長のお考えを問います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 選挙公約で、選挙公約につきましては、先ほど申し上げましたけども、そもそも、先ほど申し上げたことなんですけども、将来負担を考えた上で、駅前市有地でのぜいたくな病院整備に対し反対したことが起因しております。それで、市民に分かりやすい方法ということで、対案が必要だということになって、その対案を考えさせていただいて、それを提案させていただいたということでありまして、あくまで駅前市有地での整備に反対するために、現地建て替え案を対案として提案をさせていただいたということでございます。

病院を休業せずに稼働させながら、現計画の120億円程度で新築できることは、市長就任前に私が試算したものでございますので、情報の少ない中でのことで単価を出させていただき、その検証をしていただこうということで専門部会にお願いをしたということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 先ほども申し上げましたけども、この選挙前の記事では、病院や建築の専門家と調査、検討した結果、現地半額建て替えは可能である。ここまではっきり掲げていますので、これは私案ではない。私の案ではない。専門家と十分検討をされたということでございますので、そこら辺は、私らとも大分認識の開きがございますので、それでは、質問の2に移っていきます。

現地運営、半額建て替えの実現の公約からすると、今回の可能性検討は必要ではない。本来ですと、基本計画あるいは基本設計等に着手すべきであると私は考えます。今さら予算を使っての可能性検討については、本来公約違反であると考えているが、市長の見解を問います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の予算を使っての可能性検討は公約違反ではないのかとのご質問にお答えいたします。

可能性検討を行ったことは、選挙前において、私個人での検証や検討するには限界があ

り、改めて学識経験者等の専門的知見からのご意見を伺った上で、説明責任を果たそうとしたものであります。

そうしたことから11月定例会に補正予算を提案し、可決いただき、評価委員会での検証を行うことができました。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 補正予算が通ったと。仮に可能性検討を容認したとしても、結果が不可能であった場合、まさしく今回の場合は建て替えが困難であるということでありますので、明らかにこれは公約違反ではないか。責任問題が生じると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 評価委員会で示されました提言は非常に厳しいものがございますが、先ほども、先ほど矢野議員にも申し上げましたけども、今現在、どういう形で進めていくかということに関しましては、野洲病院、院長先生ほか、医療関係者との協議が済んでおりませんので、お答えできないということでご理解いただけたらありがたいです。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） その件につきましては、後ほどの問題で、質問で明確にしていきたいなと考えております。

それでは、質問3に移ります。

野洲市病院事業の設置等に関する条例、これは平成28年12月27日でございますけども、野洲市民病院は駅前の土地に整備すると、これは明らかに定められております。実施設計業務は、この野洲市の条例を基にして契約発注されております。野洲市の条例で定まっているということは、野洲市市民への約束であるとともに、野洲市長はその実現の責務を背負っていることとなります。公約を掲げて当選したとしても、市長を選ぶ権利であり、掲げられた公約に全市民が賛成したことにはなりません。条例がある中での市長一存の解約は条例に反するというふうに私は受け止めております。市民への約束に反する行為となるが、市長が見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の条例がある中での実施設計業務の解約は市民への約束に反する行為ではないかとのご質問にお答えいたします。

条例において病院の位置が定まっていることは承知いたしております。

私は、駅前市有地で約120億円の整備費用をかけて行うことに反対して当選したものであり、それが直近の民意として受け止めており、むしろ、実施設計業務の契約を解除したことは、多くの市民との約束を守るために行ったものであると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今の答弁から察しますと、駅前の病院計画は消えたというのなら、まず、昨年11月議会で条例改正を行う必要があった。それが行政が取るべき手段であると、私はこのように考えております。今後も、先に条例の改廃を行う必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいまのご質問ですけれども、条例改正には、場所が定まって、その改正を行うものであって、まだ11月の時点では検証もしておりませんので、定まっていないということで、そのままさせていただいているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今の答えは、答弁はちょっと矛盾すると思うんですね。一方では、修正設計を廃止されている。それはやっぱりちょっとおかしいのではないかな。これは後ほど聞きますけれども、そこら辺もあると思いますけれども、それは後ほど、次の質問で波及をさせます。

質問4に移っていきます。

委託契約は野洲市病院事業の設置等に関する条例を基に、当該条例において規定された駅前市有地に市民病院を建設することを目的として、市議会において議決された予算を基にして行われております。それを、市議会への協議、了解なしに中止する、あるいは解除するということは議会軽視の行為となると考えますが、市長の考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の市議会への協議、了解なしに中止する、あるいは解除することは議会軽視の行為ではないかとのご質問にお答えいたします。

3点目の質問のお答えと同様になりますが、野洲市有地での整備を中止することは。もと、駅前市有地での整備を中止することは、多くの市民との約束を守るため、市長の権

限として、私の責任で行ったものであります。

決して議会を軽視しておらず、必要な場面で逐次、状況報告をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） この修正設計等につきましては、実質的にはほぼ完了しております。昨日、契約の解除という形で我々も説明を受けたところでございますけども、その中で、どのような交渉なっているかというのは、もう契約、昨日の文書からいいますと、委託金額が4,455万円、精算金額が3,192万7,500円と、このようになっております。

この修正設計のこの委託に関しましては、そういうことを総合して、野洲市民病院実施設計業務の継続、完了を求める決議が11月議会で採択をされました。それでも市長は中止するというところでございました。市長は常々、前市政は分断であったと批判されておりますが、これこそ議会の総意を無視する分断行為ではないか、見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この委託契約中止及び契約解除につきましては、誠に申し訳ございませんが、議会軽視をしているわけではなく、市民とのお約束をまず守るために行った行為というご理解をいただきたいと思っております。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 質問の5、6につきましては、これは昨日発表されました契約の解除の通知文、この内容がわたっていますので、質問するところの、若干ずれますけども、やめさせて、取りやめをさせていただきたい。

ただ、一方で、この契約解除の昨日説明を受けました。契約解除に伴いまして、今後、社会資本総合整備交付金、これは名称がちょっと都市構造再編集集中支援事業というような形が変わっておるみたいでございますけども、これに伴いまして、10億5,000万円の交付金が返上しなければならないと、こうなっておるようでございますけども、私が聞きたいのは1点だけ、この契約解除に伴う返還、これが今後どのようなケースになるかわかりませんので、場合によっては再度この網をかぶせて、そういった新しく再度この事業を採択することが、交付申請することが可能かどうか、そこら辺をお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（川端美香君） 橋議員の社会資本整備総合交付金を一旦返還するけれども、再度申請することができるかというご質問にお答えをいたします。

一旦この交付金につきましては、野洲駅周辺地区都市再生整備計画事業というところで交付決定をいただいておりますので、この事業を廃止した後に返還となります。

再度の交付申請となりますと、整備するその立地の場所であるとか、この交付金につきましては、整備するだけじゃなくて、付加価値をつけたような形での計画を提出することによって認められている交付金でございますので、その内容、立地の場所が一番重要でございます。その場所によって、可能性がないことはないんですけども、今の時点であるとかないとかいうのは不明でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 私が質問させていただきましたのは、やっぱり10億5,000万という大きな交付金でございますので、今後、再度そのような可能性があるのであれば、10億5,000万円か、ちょっと金額は変わるかもわかりませんが、その可能性は残しておきたいという強い意志を持っておりますので、質問させていただきました。

この修正設計、契約の解除、これにつきましては、今日の新聞報道でも大分疑われておりました。我が会派としましては、この修正設計の解除並びに公約の問題、これ、非常に敏感にとらまえております。県内の法律事務所に、弁護士に、実は正直申し上げて、いろいろと調査を聞きにいつている。身銭を切って、ただでは教えていただけませんので、身銭を切っているという、あまり適切ではない表現でございますけども、その中で、弁護士の先生にいろいろとアドバイスをいただきました。

第1編第7章、執行機関に、Q&A方式で、長交代、いわゆる首長の交代による政策変更に伴う事業の中止について記載されております。これによると、合理的理由が認められないにもかかわらず、単に選挙の際の公約を実現するなどといった理由のみで不認可とした場合には、法律上違法と判断される場合があると記載されております。なお、この記載につきましては、認可済みの計画を当選後不認可とした処分の適否が争われた徳島地裁の平成29年9月の判例を基にされたものであります。この判例では、もっぱら長の、首長の判断の合理性を検証し、この徳島地裁の判例では、適法という判断は下されております。

野洲市に当てはめて考えてみますと、評価委員会で早く安く運営しながらできるとした

公約のすべてが非常に困難とされた現段階では、駅前整備や、その実施設計業務委託の解除には合理的理由が認められないということであり、選挙の公約のみで政策変更した場合、適法と判断されることがあるということですので、まだそのような段階でございますので、もう少し詳細を深掘りする必要がございますので、今後もさらに研究を重ねまして、方向性を見いだしていきたいと、このように感じております。

次に、ナンバー2の野洲駅南口周辺整備事業についてお尋ねをいたします。

野洲駅南口周辺整備事業については、11月議会で質問させていただきました。その答弁として、民間活力の活用も視野に入れたサウンディング調査により市民ニーズの把握をするなど、幅広い視点で検討する旨の答弁がありました。

そこで、質問1でございます。そういった調査費が令和3年度予算にまだ計上されておりませんが、その理由を市長にお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1点目の野洲駅南口周辺整備事業に係る調査が令和3年度予算に計上されていないことについてお答えいたします。

野洲駅南口周辺整備事業を進めるに当たっては、地域経済活性化を踏まえた、より活力に満ちた、にぎわいを創出するために、市民や議員の皆様からのご意見やご提案をお聞きして、事業内容の検討を進めていくことを想定しております。

これと並行して、民間活力の活用も視野に入れ、市場ニーズを把握していく必要があると考えておりますが、令和3年度は、事業発案の段階であるため、機能の整理や民間事業者へのサウンディング等を実施する予定であり、調査委託費は計上いたしておりません。

なお、具体の事業化検討を行う段階に至れば、コンサルタント等への調査委託が必要になると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） まだもう少し時間がかかるようでございますけども、また慎重に進めていただきたいなと思っております。

それでは、質問2に移ります。

法令計画である立地適正化計画を見直す旨も先般の議会で答弁されていましたが、具体的な手続について、市長にお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の。失礼しました。2点目の立地適正化計画見直しの具体的な手続についてお答えいたします。

立地適正化計画変更の手続についてですが、立地適正化計画を変更する場合には、都市再生特別措置法に基づき、あらかじめ住民の意見を反映させるために、公聴会などを実施するとともに、都市計画審議会の意見を聞く必要がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） もう少しやっぱりそういう組織を設けて意見を聞く必要があるということがございますけども、ここに立地適正化計画がございます。昨日も政策調整部長が答えていただきましたけども、特に84ページで、この駅前の拠点整備の中で、中心拠点誘導施設、これが野洲市民病院というふうにはっきり明記をされております。昨日も総合計画の議案質疑の中で、ちょっとそぐわないんじゃないですかということが言いたかったんですけども、ちょっと質問が甘かったようでございますので、そこら辺は今後大きな課題として、きちっとやっぱり説明できるようにしていただきたいと思います。これはあくまでも要望でございます。

次に、質問3で移っていきます。

立地適正化計画の見直しについて、恐らくまだ、これまで県及び国と具体的にどのような協議を行ってきたかも含めて、現在の進捗状況について、市長にお尋ね申し上げます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の立地適正化計画見直しについての国、県の協議内容と見通しの進捗状況についてお答えをいたします。

野洲駅南口周辺整備構想の見直しについては、これから検討を進めていくところであり、その結果、必要があれば立地適正化計画を見直すこととなりますが、現在のところ、野洲駅南口周辺整備構想に関係しての国や滋賀県との協議は実施いたしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 当然まだそこまで具体的なところは煮詰まっていないということで、まだ国、県の協議は進んでおらないということでした。

それでは、次のナンバー3、野洲市民病院整備運営評価委員会について、質問を移っていきます。

去る1月14日に野洲市民病院整備運営評価委員会が開催され、現地建て替え案に対する実現可能性の検証を行うために、建築専門部会と医療専門部会の2つの部会が設置されました。

そこで、質問1に移っていきます。

この専門部会は、個人情報や企業情報が取り交わされる場でもないのに非公開とされました。その理由を市長に尋ねます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1点目の専門部会を非公開とした理由についてにお答えをいたします。

当該専門部会では、建築及び医療の分野において、専門的見地から、各委員に自由かつ率直なご意見を述べていただきたいと考えたことから、非公開で行ったところです。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） いわゆるフランクな意見が出やすいためにとおっしゃいますけども、これぐらいの各界の有名な方でございますので、そう発言に制約が加わるわけではございませんので、まずは市民に情報をオープンにするということを考えれば、まずは公開にすべきであったと、私はこのように判断をいたします。

次に、質問2に移っていきます。

おのおの部会は2回、約3時間の会議で結論を見いだされたものでございますが、そもそも時間が足りないのではないかと、議論の熟度が問われると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の専門部会での議論の時間が足りないのではないかとのご質問にお答えいたします。

議会の開催。もとい、会議の開催につきましては、各2回ではありますが、その間、各委員においては、同様の事例の調査や情報収集等を行っていただき、それぞれの意見をまとめられた上で会議に出席いただいています。また、事前に各委員に対し、資料内容の説明を行った上で会議に参加いただき、各2回の開催で議論を尽くしていただきました。よって、議論の熟度は十分に確保できたと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 十分に議論を重ねられたというふうに市長は答弁されましたけども、その3月1日の、質問3に移っていきますけども、運営委員会で、現地半額建て替えの検証結果が出されました。その見通しを尋ねる、通告書にはそのように、提出日にはまだ分かりませんでしたので、そのようになっていますけども、その結果は、現地建て替え案は困難という報告がなされました。

この報告に対する市長の見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の評価委員会での検証結果の見通しについてお答えをいたします。

保守協会の代表質問でもお答えいたしました。現地建て替えの実現可能性に対して、一般的には現地建て替えは技術的に不可能ではない。ただし、^{きょうあい}狭隘な現病院において、医療を継続しながらの現地建て替えは実現困難となる課題や懸念が、懸念事項が多いとの報告をいただいております。

については、現地建て替えにこだわることなく、あらゆる選択肢を模索した上で、来る3月16日に開催いただく野洲市民病院整備事業特別委員会において、改めて整備の方向性をお示ししたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今の答弁を要約しますと、現地建て替え案にこだわらずに、フレキシブルな意見を求めていきたいということでございましたけども、市長の公約の一丁目一番地は、現在の敷地で病院運営しながら半額で建て替えることができるという公約でございました。それが今、現地建て替えにこだわらないというのは大きな路線変換ではないのかと私は思いますけども、それにつきまして、市長の見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私の公約の一丁目一番地は、将来負担を考えた上で、駅前市有地でのぜひいたくな病院整備に対し反対したことであります。その対案として出させていただいたのが現地建て替え案ということですので、その辺、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ご理解をいただく。これはなかなか理解はし難い。これは恐らく双方の考えが違いますので。ただ、やはり対案とおっしゃいますけども、その対案で選挙を戦われた。市民は、いわゆる120億で駅前の市有地で病院を整備するか、60億円で現地の病院建て替えをするか。私は11月の一般質問でも申し上げました。これは適地を選ぶ、病院の一番いい適地を選ぶ、そのための投票ではない。120億か60億円か、これの選択であったと、私はこのように受け止めておりますので、やっぱりこれはきちっとしてもらわなくては困ると、このように思いました。

この会には私も出席を、傍聴いたしておりました。当日は、13時30分に始まりまして、終了したのが14時5分でありました。この重要な案件を僅か35分で終えたこととなります。これにつきましては、やっぱり市民の方からも、そんな簡単に短時間で、これでいいのという意見をよく聞いております。会議の冒頭、市長は、意見をしっかり受け止め、身の丈に合った施策を進めると、このように述べられました。恐らく、ぜいたくな120億円の整備費ではない、60億円でということでおっしゃりたかったと思うんですけども、しかし身の丈に合った選択は、これは実現が非常に困難な選択であったというふうに評価委員会では判断をされました。

そもそも、この現地建て替えの前提条件は大きく3点ございました。まず、1点目は、医療提供の継続については、これは評価委員会でも実現困難な課題がたくさんあります、懸念事項が多くあるということで、これはなかなか難しいということでもございました。

次に、建築費の概ね半額については、整備単価は上がる。純粋な費用比較をする上では、条件の統一が必要であるなどの抽象的な表現に終始をされております。

一方、あの建築専門部会では、概算費用の検証がはっきりと明記をされております。先ほども申し上げましたが、この工事費用が最もウエートが重たい、市民が判断をされた大きな材料であると、私はこのように受け止めておりますので、そのようなことで、先ほど120億か60億かということをお申し上げしました。

非常に気になったのは、今回あえて整備費用を出さなかったのではないかと邪推をしたくなります。言いたいことは分かります。あの専門部会のメンバーの方が、何ぼか分かりませんよ。これぐらいでできますというようなことはなかなか言えない。根拠が必要でございましてね。だから、あの中では、いわゆる詳細設計なり、そういう委託を出す必要がある。判断を下すために、今さらこんな、そのような経費を出すわけにはいきませんので、先ほど言いましたけども、ある新聞では、病院や建築の専門家と調査、検討をした結

果、120億円の約半額で新築が可能であると出されておりました。だから、それを市民の方に納得していただくには、ある程度会議録で確認する必要があるのではないかと、私はこのように思っておりますので、この両専門部会の会議録の提出を求めますが、その対応を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長、答弁できますか。

○市長（栢木 進君） ちょっと待ってください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 会議録についてでございますけども、当該文書につきましては、意思決定形成過程の会議要録であり、また、野洲市情報公開条例第7条の規定により、事務事業の計画の立案決定等において、最終的な意思決定に至った後においても、その過程の情報を公にすることにより、将来、同種の事務事業における適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合として、非公開文書として取り扱うものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 当然、取り決めではそのような形になってきますけども、一番には、やはり非常に気になるのは、120億が、これ、概算事業費で出ております。一方では、栢木市長が公約で掲げました60億の、これが明確でないということで、そこら辺を明確にするためにこのような質問をしましたけども、なかなかあまり政策決定、政策の決まった段階、これについてはやっぱりいろいろ影響がございますので、それも分かるような気がいたしますというよりも、分かります。

それでは、次に、先ほど言いました3点目の早期の開院については、現駅前で計画以上の期間が必要と結論づけられました。

そこで、再質をいたします。

2月25日の開会日の市長の施政方針の中で、市政を二分してきた新病院問題につきましては、市民の皆様のご期待に添えるよう、できるだけ早く結論を出し、本来の正常なまちづくりを進めることは、私に託された使命であると考えておりますと、このように述べられております。市長の施政方針でのこの言葉と相反する今回の報告であったと思うんですけども、その辺りを市長の認識を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 相反することとは私は思っておりません。この病院整備というの

は、今までから申し上げておりますように、市を二分してまいりました。だから、これを早急に解消して、新しいまちづくりというんですか、そういうものを進めていくというのが、皆さん同じ考えやと思うんですね。だから、新しい病院整備というものをしっかりと、この市を二分してきた原因は、現地建て替え半額か半額でないかじゃなくして、駅前にぜひいたくな病院を整備するか、しいひんかで二分してきたということなんです。だから、それを一日も早く解消して、新しい病院整備を進めていくことが一番肝心ではないかなという意味で申し上げております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 一日も早い市民病院の整備、これはもう私も共通する願いでございますので、ただ、そのプロセスに至る大きな選挙の分岐点で、やっぱりこのような大きな相反するところがあったので、私はそのように受け止めておりますので、その辺りはきちっとする必要があるのではないかなということを考えております。

先ほど、昨日の質問でも出されておりましたが、現地半額建て替えが不可能に近い、困難と判断されましたが、今後どう対処するのか伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現地建て替え半額と今おっしゃいましたけども、半額ということが検証されていないんです。だから、普通の建築よりも、普通の建築費よりも、現地建て替えをすれば、それよりも高くなるということの検証はありましたけども、私が提案させていただいた現地建て替えの金額に対しては検証されなかったと、情報が少ないのでできないというようなことだったというように私はこの評価委員会での報告で受け止めております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 一番の争点のポイントはそこにあると。一方では、120億か60億か。それは、はっきりできない。専門部会はそうおっしゃいました。プロですから、安易な金額は出せないと、こうおっしゃいました。だから、委託設計を出してくれということも当然言われると思いますけども、一方では、その判断材料が選挙の結果に影響を及ぼしたのではないかと、私はこのように思っておりますので、やはり金額は明確にしておくべきではなかったかなと思っております。

現地半額建て替えという市長の一番の公約案件が、これはなかなか非常に実現が困難となった場合、どのように責任を取られるのか伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申しましたけども、公約の一番一丁目、一丁目一番地というのは、現地建て替えが一丁目一番地ではないということを申し上げたとおりでございます。だから、責任の所在とかいう問題ではないというふうに私は認識いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 恐らく認識の差が、栢木さんは、市長はそういうにおっしゃいますかもわかりませんが、やっぱり市民の判断材料が大きくあの選挙に影響されたとは私に思っておりますので、今後も引き続きそういう問題は明確にしておく必要があるのではないかなと思っております。

3月1日の評価委員会におきまして、市民代表委員からの意見の中で、特に自治連合会の代表の方が、60億円現地建て替えができるなら早くやってほしい。できないなら、どのように感じているのかと、市民の強い思いを代弁して述べられたと、私はこのように思っております。半額で現地建て替えができるという公約を信じて栢木市長に投票した市民がいると考えますが、これについての認識を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 選挙中の話でもございますけども、現地建て替えは反対だという方もたくさんおられました。その方は、やはり駅前は反対だけれども、現地建て替えも困るというようなご意見もいただいております。

だから、先ほども言いましたけども、公約の一丁目一番地は、やはり現地、駅前のところに整備するかしないかがもう、それがまず第一だったというふうに判断しておりますので、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今の答弁でちょっと議場がざわついておりますけども、私は先ほど言いました。場所の選択ではない。恐らく市民は事業費の選択をされたのではないかとということで、そのように申しあげましたけども、これについてはいろんな意見がございますので、今後も引き続き質問していきたいというふうに考えております。

それでは、続きまして、4番目の野洲市民病院の住民訴訟についてお尋ねをいたします。

現野洲市民病院施設を改修して使用すべきとの主張を基にした2件の損害賠償の訴えが起こされております。

まず、1件目は、市民病院整備事業は旧民間病院、現市立野洲病院の施設を改修して使用すべきであり、駅前新病院事業は顕在的な観点から見て合理性を欠いたものである。そのため、市が議決された予算をもって行った病院の実施設計契約などは違法である。従って、契約などによって生じた損害を市は当時の市長個人に請求せよというものでございました。

2件目は、実質的に1件目と同じ、現病院を改修すべきとの主張を根拠にして、駅前市民病院整備事業の工事契約の差し止め及び昨年7月に現市立病院開院のために行った旧民間病院と野洲市との無償の事業譲渡契約で生じた損害を市は当時の市長個人に請求せよなどの内容でございました。

そして、いずれの場合も、万が一、市がこれらの訴訟に負ければ、現市長は当時の市長である前市長に損害賠償を請求することになります。これまで市は事業の正当性を主張してきたようでございます。顧問弁護士も十分勝訴可能な訴訟であるとの見解であったと確認をしております。市長は現在、現地半額、現地運営半額建て替えをすぐ実現するのではなく、その可能性があるかどうかの検討を進めていると主張されており、原告の主張である、現市立病院施設を改修して使用すべきとの主張に根拠がないことが明らかになってきております。

市長はこの訴訟についてどのような見解を持ち、今後、どう対応しようとしているのか伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 訴訟に対する見解と今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

今後、原告の主張に対して、代理人とも相談した上で対応していく考えであります。

具体的な内容等につきましては、現在係争中の案件でもあり、今後の訴訟への影響も懸念されることから、お答えは控えさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 現在まだ係争中でございますので、市長のコメントによって大きくまた影響する可能性もございますので、これにつきましても、今後の成り行きを注目していきたいと、このように考えております。

それでは、ナンバー５、教育方針について、教育長に伺います。

令和３年教育方針では、本市の教育課題として、学校・園では不登校や行き渋り、人間関係が苦手な子どもの増加、学力の二極化と中間層の落ち込みなど、家庭や地域では、昨今の傾向として、地域で孤立したり、家庭の教育力の課題、あふれる情報の中で、かえって子育てに悩むなどのケースが列挙され、その結果、子どもの自尊感情が十分育たず、学力や人間関係に影響を及ぼしていると指摘されております。

そして、これらの改善のために、意欲や自制心、忍耐力などをはぐくむ上で重要な役割を担う家庭教育の支援や就学前からの子育ての啓発や若年教員のスキルアップなどを掲げ、具体的には、自ら考え、判断する力、お互いの考えや思いを尊重し合って社会性を育むこと、子どもの健全な育成のため、家庭や地域の教育力を向上させるために学校・園と家庭・地域の連携強化などを目指しておられます。

これらを踏まえ、教育長に質問をいたします。

まず、１点目でございます。教育方針でも指摘しておりますとおり、されておりますとおり、自尊感情や自己肯定感は、勉強や運動、さらには仕事など、すべてにわたって頑張ろうとする原動力になります。このような気持ちを育むことは非常に重要である一方、日常の認められることや家庭や隣人の愛情の積み重ねが必要であり、一朝一夕に獲得できるものではありません。家庭や地域、そして学校・園など、子どもと関わるすべての大人への啓発が重要であるとともに、子どもたちへも夢を持つすばらしさなど、伝えることが重要と考えます。こうした子どもたちの前を向く力を育む取り組みを考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 新誠会を代表しての橋俊明議員の第５問目、教育方針についてのご質問のうち、１点目、自尊感情や自己肯定感を育む取り組みについてお答えをいたします。

子どもたち一人ひとりの豊かな成長には、家庭や地域、学校・園など、すべての大人がその育ちに関心を持ち、支え合いながら積極的に関わっていくことが重要です。

そして、子どもたちが「自分自身をかけがえのない存在だ」と感じる自尊感情や、「自分は誰かの役に立っている」「何事もやればできるんだ」という自己肯定感を高めることは、教育の土台となっています。

学校・園では、例えば、小学校の低学年の生活科の学習で、自分の赤ちゃん時代を振り

返る学習があります。ここでは、親に精いっぱい愛情を注がれて成長してきたことを再発見して、自尊感情を高めています。

また、中学校では、キャリア教育などで職場体験学習と親の働く姿とを重ね、自尊感情の育成につなぐなど、行っています。

また、運動会や合唱コンクールなどの取り組みだけでなく、日常の仲間づくりの中でも、互いを思いやる心や高め合う関係を大切に、自己肯定感の育成に結びつけています。

一方、家庭や地域での子どもたちの教育は、まずは親の愛情です。そして、まわりの大人による教える、褒めて、前進できたことに対して励まして、子どもを成長させていくこと、自尊感情や自己肯定感を高めていくことが大切だと考えています。また、課題を抱えた子どもの保護者支援や、地域との協力関係の中で、家庭や地域を子どもの居場所としての機能を高めていくことが大切であるとも考えております。

さらに、地域の行事に参加することも勧めています。地域の方から褒められ認められることは、子どもの挑戦の意欲を高め、自尊感情や自己肯定感を高めることにつながります。

引き続き、教育委員会では、このような取り組みを、学校・園を通じて進めることで、子どもたちの自尊感情、自己肯定感を高めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 自尊感情や自己肯定感を高める取り組み、これは必要やと思います。特に私も地域の中で、特に大篠原の自治会の運動会などは中学校の生徒が役員になっていただいて、やっぱりお話しする機会もございました。積極的に頑張っていますので、そういう機会は大事にしてやっていこうということなんですけども、やっぱり少し懸念するのは、コロナでそういった催しが地域からなくなりつつある。せっかく今までいいコネクションがあった。それが、我々として十分に育て上げていくことができないということが非常にもどかしい気がするんですけども、そういったことについては、教育委員会としてはどのような取り組みを考えておられるか、ちょっと話題が大きくなりましたけども、答えていただければ幸いです。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、ICTに関わるいろんな整備を進めているんですけども、これによりますと、例えばタブレットで学習はできると思います。ただ、教科の学習はできますけども、実際に仲間と話し合ったりするのがなかなか難しいんですね。今、そのの

部分を検討委員会で、どんなふうにしたら使えるんかというようなことをやりながら、教科学習の部分では、そういう部分も、どういうんか、育てていくことはできると思うんですけども、やっぱり議員言われたように、地域の人との関わりとか、あるいは家庭の支援とか人との関わりの中で学ぶ部分というのは、特に社会性とかそういう部分、非常に大きいというふうに思っております。

公立学校では、教科の学習だけではなく、その部分をいかに追求していくんかというところは大きな課題なんですけど、今、コロナの中で、少しずつですが、何とか3密を避けながらいろんな取り組みを試行錯誤しながら、少しずつですが、そこを追求していったらというふうな、各学校で、園で追求していただいているという状況でございますので、どれが正解というのはまだまだ出てこないんですけども、試行錯誤の中で、そっこの部分を本当に大事にしていきたいというふうには考えております。十分な答弁ではないと思いますが、またご支援をお願いできたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） おっしゃるとおり、やっぱり教育は、一方では継続をする、温かい目で見守ってやりながら継続をする力が続くことが一番大事やと、私はこのように考えておりますので、今後ともまたいろんな形で実現できるようにお願いをしておきたいなと思っております。

それでは、質問2に移っていきます。

本市では、子どもたちの情緒を安定させ、学校生活及び家庭教育の充実のため、スクールソーシャルワーカーや、統括するスーパーバイザーの配置に取り組んでおられます。教育方針にも挙げられていますが、学校の現場からは、市長の交代に伴い、事業の継続に心配をするという要望もチラチラ上がっております。不登校や行き渋り等々、本市の課題を考えれば非常に重要な施策であります。今後一層の充実が必要と考えますが、市長、教育長の方針を確認いたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの配置の方針についてのご質問にお答えいたします。

本市では、不登校や行き渋りなどが大きな原因の1つであると捉えております。

そして、そうした家庭と学校を結ぶスクールソーシャルワーカーの役割は今後も大きく

なると考えていますので、引き続きの配置を考えております。

ただ、現在、本市には、県教育委員会から1名しか配置されていませんので、増員要望を県に行いつつ、当面の間、市費でも独自の配置を継続していきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、市長の答弁がありましたように、スクールソーシャルワーカー、本当に大事やというふうに考えております。家庭と学校を結ぶ重要な役割を担っていただいております。また、関係機関との連携もスクールソーシャルワーカーを通じてやっていく中で、家庭が安定するように、いろんな形で、直接おうちに行っていて、保護者の支援をしていただくような取り組みもやっていただいております。

近年、子どもだけでなく、家庭に支援が必要なケースは年々増加していますので、スクールソーシャルワーカーの役割が子どもの情緒安定に、より重要になってくると、今後もそういうふうに考えております。

残念ながら、今、市長から答弁ありましたように、県の配置は、野洲市全体でたった1名という状況でございます。そこで当面は、今、市費で5名、そして、それらをまとめ、助言するスーパーバイザー1名を市で独自に配置をしております。そして、全校に対応しているんですけども、一方で、県の教育委員会にも増員要望、これは粘り強くやっていかないと、なかなか難しいんかなというふうに思っております。また議会のほうのご支援もいただけたらというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 市長、ありがとうございます。教育長、ありがとうございます。

やはり家庭と学校生活を結びつける、これはやっぱりキーパーソンといいますか、スクールソーシャルワーカーが非常に大きな役割を担っておられますので、ただ、お話を聞いていますと、県の配置が1人だけであるということでございますので、市単独でもやっているということでしたので、これは非常に心強いお答えでございました。これも教育の大きな柱になると思いますので、今後ともなお一層力をいただくようお願いをしておきます。

それでは、最後の質問になります。

質問3、永原御殿や銅鐸、北村季吟など、本市には多くの歴史遺産が存在しますが、その存在や歴史的文化的意義の認識、さらには広報、活用まで及んでいないのが実態と言えます。

市民の学びや親しみを持っていただく機会、さらには市民と協働により歴史遺産の活用を検討するなどの方向について伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の歴史遺産の活用についてお答えをいたします。

市教育委員会では、歴史民俗博物館で、銅鐸をはじめ、本市に関わりの深い歴史遺産を取り上げた企画展を毎年行っています。

また、文化財保護課では、史跡大岩山古墳群の整備公開や、指定文化財の修理や公開活用などを行っています。

さらに、生涯学習スポーツ課では、北村季吟顕彰事業の投句会や生涯学習出前講座など、市民の皆さんに学びや親しみを持っていただく場を設定し、歴史的意義の広報・活用に努めているところでございます。

一方、各地域におきましても、三上の「ずいき祭り保存会」や、篠原学区の「平宗盛公をしのぶ集い」、比留田の「曳山保存会」など、歴史遺産を活用したまちづくりに積極的に取り組まれておられます。

その中で、議員ご指摘の市民との協働による歴史遺産の活用は、本市の大きな課題であると認識をしています。

現在、取り組んでいます史跡永原御殿跡の整備・活用事業では、祇王学区自治連合会や妓王まちづくり推進協議会、また、江部自治会と協働で事業を進めており、この取り組みをモデル事業として、今後多方面に広げていきたいというふうに考えています。

また、歴史遺産の活用に関わりのある関係団体、例えば博物館友の会とかボランティア観光ガイド協会、観光物産協会などですが、こうした組織と行政機関が協力・連携しながら、より効果的な歴史遺産の活用に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 私も大篠原まちづくり協議会の会長を預かっておりますけども、先週の日曜日につきましても、非常に草刈り、宗盛塚、胴塚の草刈り、また、今度整備を考えています首洗い池の整備の方針を現地でいろいろと取り組みをさせていただきました。

過去には宗盛が六条河原でさらされたということで、六条河原までメンバーが行って、水をくんで来て胴塚にかけるといような活動も続けております。こういった活動が非常に大篠原にとっては大きな事業でございます。来年の大河ドラマで恐らく日の目を見るであろうという形で思っておりますけども、様々な面でいろいろとまたよろしくお願いをしたいと思っております。

遅くなりましたが、昨日は教育長の再任ということが議題に挙がっておりました。恐らく議員全員の思いは、やっぱり大きな教育委員会でも課題がございますので、その課題の解決には西村教育長の力が大きいということで、全員が賛成して就任の可決がされたと思っておりますので、そのご期待に応えていただくようお願いをいたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 次に、自民創政会、第18番、立入三千男議員。

○18番（立入三千男君） 第18番の立入三千男でございます。自民創政会を代表して、代表質問いたしますが、質問に先立ち、2019年12月に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症による感染拡大に端を発し、世界中に感染拡大し、今なお終息の気配もなく、一日も早い終息を願うものであります。新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の方々にお悔やみを申し上げます。また、治療されている方々の一日も早いご回復をお祈りし、あわせて、医療現場において治療にお取り組みいただいている医療従事者の皆さんに感謝を申し上げます。

さて、栢木市長にとっては初の本格予算編成で、令和3年度の予算編成に当たっては、コロナ禍による企業の業績悪化に伴っての法人市民税など、市税収入の落ち込みで大変苦心の予算編成だったと思っております。

さて、それでは、本題に入らせていただきます。

まず、1点目の1番として、施政方針から、人口減少と少子高齢化時代への対応についてをお尋ねをいたします。

わが国の総人口は、総務省国勢調査によると、2010年、平成22年に1億2,806万人でピークとなったところでありまして、以降、世界でもまれに見る速さで減少をしている昨今でございます。2050年には1億人を切り、2060年には8,674万人となり、高齢化率も39.9%と予測されております。

そうした中、大きな問題として、特に4年後の2025年に団塊の世代が後期高齢者と

なり、団塊ジュニアが50歳を超え、2010年には1人の高齢者を2.6人で支えていた社会構造が、2025年には1.8人で、2040年には1.4人で支える、現役世代に厳しい社会構造になると推定をされているところがございます。この流れは野洲市にも及び、人口減少が今後、市政運営にいろんな分野で大きな影響を及ぼすことは事実でございます、推測できるところであります。

そこで、現実を把握し、その上で、前もって対処方法考えるのが行政の仕事だと考え、人口に関しては、正確に予測する力と、その具体策が欠かせないところであります。

そこで、野洲市の現在の状況、分析、今後の推移、対策等々を、以下、いくつか市長にお伺いをいたします。

1つ、まずは、市が現在把握している今後の人口推移状況を尋ねたいと思います。

2つ目に、その状況をどのように分析しているのかを尋ねたいと思います。

3つ目に、この流れが今後の野洲市政に及ぼす影響と課題を問うところです。

4つに、その次に、その対策をなるべく具体的にご説明をいただきたいと思います。

最後に、現人口、約5万人を維持するために大事にしたい市政運営のビジョンをお尋ねいたします。

当初は総括ということで質問を出させていただきましたけど、分割ということでお許しをいただきましたので、ここで。

○議長（東郷克己君） 立入議員、分割なんですけど、次のところまでは、大きな施政方針については。

○18番（立入三千男君） いや、行く行く。

○議長（東郷克己君） すいません。失礼。

○18番（立入三千男君） いや、途中で思い出すわけ、これ、言うてから。

次に、1点目の2番、2つ、施政方針から、財政民主主義について伺います。

まず、財政は英語で、ご存じのようにパブリックファイナンスと言いますから、ここでは公的な資金融通と理解できると考えます。その公的な資金融通とは、自治体の仕事、公共サービスをするために必要な財源は、まずは税金で、また、借金としての起債で、そして、受益者負担の使用料、手数料などによって集めていくことを意味するものでございます。中でも、その多くを税金という強制力の働く強い力でお金を集めるわけですから、その力は、払う立場にある市民、納税者に承認される必要がございます。そこが財政の民主主義という言葉の意味するところであると考えます。

その住民の意思を代表するのが、議会。ゆえに使い道を予算決算で、議会は審査をするけれど、この関係が野洲市ではどのように働き、また市民に理解されているのか、もう少し踏み込めば、予算を伴う提案はすべて市長の権限であり、議員は踏み込めない分野であり、だからこそ独裁につながりやすい。ゆえに議会は厳正に、より厳しく問いただす必要があると考えます。

前市政から移行して、新たな目と心で判断して、栢木市長の民間の感性を含めて答弁を願いたいと思います。

中でも、近年、財政民主主義が揺らいでいる事業がいくつか見受けられると思います。その具体的な事業や自主財源確保等々も含めて、以下、いくつか市長にお尋ねをいたします。

まず、歳入の推移及び今後の動向を尋ねたいと思います。あわせて、コロナ関係の影響もお尋ねいたします。

次に、歳出の変動、事業の特徴をお尋ねします。

3つ目に、歳入・歳出から見る野洲市の財政状況、認識をお尋ねします。

4つ目に、自主財源確保の観点から、ふるさと納税や企業版のふるさと納税、俗に地方創生応援税制でありまして、企業が自治体に寄附すると、税負担の軽減をされる制度がございしますが、など、今後の取り組みをお尋ねいたします。

5つ目に、野洲市の財政民主主義は正しく働いているのか、市民の求めている方向をしっかりと向いているのか、認識、見解をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 自民創政会を代表しての立入三千男議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少と少子高齢化時代への対応についてのご質問の1点目、市が現在把握している今後の人口推移状況についてお答えいたします。

市が現在把握しております人口推移のデータといたしましては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口、平成30年の推計でございますが、これがありません。この統計データは、2015年の国勢調査人口を基に、2045年までの30年間について推計されたものであり、様々な分野で活用されております。

この統計データによりますと、本市の2015年の国勢調査による人口は49,889人、その後の推計は、2025年の人口は48,890人、2035年の人口は46,7

21人、2045年の人口は44,068人となっております。

次に、2点目のその状況をどのように分析しているのかについてお答えをいたします。

先ほどお答えしましたように、本市の今後の人口は徐々に減少し、2045年の人口は、2015年の人口から5,821人の減少、率にして11.7%の減少となっております。全国的には、7割以上の市区町村において、2045年の人口が2015年の人口と比較して2割以上減少すると予測されている中で、本市は比較的緩やかな減少となっております。また、年齢構成に着目した場合には、2015年から2045年にかけて、全国的な傾向と同様に、年少人口及び生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加する予測となっております。特に、生産年齢人口は2015年から2045年にかけて、6,949人の減少、率にして7.7%の減少となります。実に本市の人口の約14%に相当する生産年齢人口が減少することになります。さらに、90歳以上の人口は2035年には1,000人を超え、2045年には1,660人になるなど、2015年の526人の3倍以上となり、一層の長寿命化が進むと予測されております。

次に、3点目の今後の市政に及ぼす影響と課題についてお答えいたします。

人口減少は、労働力不足による地域経済の悪化や、税収等の減少による行政サービスの縮小、商業施設等の撤退による利便性の低下など、地域の将来に影響を与えることが懸念され、人口減少に対応し、活力ある地域社会を維持していくために、子育て支援、高齢者支援、雇用促進や創業支援等が主な課題になると考えております。

次に、4点目のその具体的な対策についてお答えいたします。

具体的な施策や事業については、施政方針で申し上げたとおりですが、子育て支援、高齢者支援、雇用促進や創業支援といった課題に即して申し上げますと、例えば、小学3年生までの通院医療費の助成、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実施、創業支援補助などです。そのほか、特に人口減少・少子高齢社会に対応した地方創生事業を進めるために、総合計画で位置づけている施策を横断的な視点をもって実現していくよう取り組んでまいります。

次に、5点目の人口5万人を維持するために大事にしたい市政運営のビジョンについてお答えいたします。

人口目標は5万人ではございませんが、今議会で提案しております第2次総合計画(案)では、様々な施策を位置づけた上で、2030年の目標人口を49,000人と設定しているところです。

このことから、第2次総合計画（案）がビジョンであり、目指す将来都市像として掲げている、「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」の実現につながるものと考えています。

次に、財政民主主義についてのご質問の1点目、歳入の推移及び今後の動向、あわせてコロナ関係の影響についてお答えいたします。

歳入の推移につきましては、主に市税でございますが、個人市民税や固定資産税は年々増加傾向となっており、法人市民税については、大手主要法人の動向により毎年大きく変動している状況となっております。

また、今後の動向につきましては、不透明な部分があるため、明確な動向についてはお答えできませんが、令和3年度では、新型コロナウイルスによる影響により、個人市民税で約1億5,000万円、法人市民税で約2億円、合わせて約3億5,000万円の減収と見込んでおり、市税全体では約2億8,000万円の減収と見込んでおります。

次に、2点目の歳出の変動、事業の特徴についてお答えいたします。

歳出の変動につきまして、令和3年度で申しますと、障がい者自立支援費などの扶助費が約2億円の増額と大きく伸びている状況であり、投資的経費については、甲賀踏切拡幅工事や高速道路跨道橋（里原橋）撤去工事などが増額となる一方、小中学校施設整備等の事業進捗により大きく減額となっており、投資的経費全体で約10億円の減額となっております。

また、事業の特徴につきましては、緊縮型の予算となったことから、一つひとつの事業を着実に進めることを基本としたものとなりました。なお、新規事業等につきましては、小学校6年生まで福祉医療費助成の拡大につながるステップとして、小学校3年生までの福祉医療費助成を実施いたします。また、市内で新たに創業する小規模企業者への創業支援補助金や観光振興の新たな展開を図るため、観光振興指針を改訂、さらに昨年3月に国史跡の指定を受けた永原御殿跡を市民に活用していただけるよう整備する永原御殿跡保存整備事業などを提案しております。

次に、3点目の歳入・歳出からみる野洲市の財政状況、認識についてお答えをいたします。

野洲市の財政状況につきましては、令和元年度決算における財政健全化判断比率を見ると、実質公債費比率が9.0%、将来負担比率53.9%となっており、指標としては国が示す健全化基準内の比率を維持している状況であります。

また、財政調整基金については、毎年の当初予算において繰入れを行っている状況ですが、一定の規模は保有しております。ただし、減債基金、公共施設等整備基金の残高を県内他市と比較すると、最低レベルにあると思われ、今後必要となる施設整備等に備えるためには、一定規模の特定目的基金を保有する必要があることから、非常に厳しい財政状況であると認識しております。このため、令和3年度においては、行財政改革推進室を設置し、行財政改革を進めていきたいと考えております。

次に、4点目の自主財源確保の観点からふるさと納税の今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

市では、これまでこのふるさと納税については、さらなる納税を呼び込もうと返礼品を豪華にするなど、市民税本来の趣旨とかけ離れた税制度を歪めるものとなったことから、本市では返礼品を設定していませんでした。

しかしながら、令和元年6月の地方税法等の改正に伴い、総務大臣が指定した自治体のみが税控除の対象、返礼品は返礼割合が3割以下、返礼品は地場産品とするなどの改正が行われています。

本市といたしましては、自主財源の確保の観点を踏まえ、ふるさと納税制度を活用し、地場産品振興、新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上などを目的に、返礼品を設定したふるさと納税制度の取り組みを開始し、魅力あるまちづくりを進めたいと考えております。なお、スケジュールでは、4月から5月には市として返礼品を設定したふるさと納税の基本的な方針を定め、市議会全員協議会での報告、6月には予算確保のための補正予算を上程したいと考えております。

企業版ふるさと納税については、企業より寄附をいただくことで、市の財源確保を図ることができるだけでなく、企業にとってもわずかな負担で企業価値・操業環境の向上が期待できると認識しております。

また、令和2年度に寄附を行う企業に対する税制優遇の拡大等の改正が行われ、市と企業の双方にとって、さらにメリットの大きい制度に改正されております。

これらのことから、可能な限り早期に企業からの寄附を受け入れる体制を整えるべく、令和3年度から運用予定の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地域再生計画を策定し、内閣府への認定申請等を行ってまいりたいと思います。

次に、5点目の野洲市の財政民主主義は正しく働いているか、市民の求めている方向をしっかりと向いているかの認識・見解についてお答えをいたします。

財政民主主義は正しく働いているかにつきまして、地方公共団体の財政運営が住民の租税負担の下に、高度の公共性に立って、特に公正な運営がなされなければならないことから、予算編成については、市長の権限と責任の下、行いますが、公平公正を保ちつつ、市民の方からの声をできるだけ反映したものを提案させていただいております。また、予算の可否については、市民の代表である議員の皆様にご審議いただいた結果であり、財政民主主義は正しく働いているのではないかと考えております。

今後も、施政方針でも述べましたとおり、議会において慎重にご審議を賜り、市民及び議員の皆様のご理解と信頼を得たいと考えております。

また、市民の求めている方向をしっかりと向いているかにつきまして、令和3年度当初予算案においては、限られた財源の中で行政が担うべきサービス関連経費を確保しつつ、支援を必要とされている方に対して自治体の責務を果たすことに加え、市民からの声にもお応えできるよう予算を組んでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 立入議員。

○18番（立入三千男君） ただいまは、丁寧なご回答をいただきましてありがとうございます。

が、それに対して質問をいたします。

第2次野洲市の総合計画、将来構想ということで、2030年、令和12年には4万9,000人というような人口を将来構想ということで想定されているわけですが、やはりまちの活気は人がおらなければならない。何ぼ優良企業を引っ張ってきても、やはり人口が過疎になっていってはいけません。これはいろんな施策が、人口増にするには施策が必要だと思いますが、その1つが、いうたら市街化区域の拡大等々も、これは欠かせない見直しだと思っておりますし、やはりこの野洲市の立地といいますか、JRが通っている、国8がある、今度また国8バイパスが出来る、湖南幹線が開通、このような至極便利な地形でございますし、山もあり湖もあるというような、面しているというような野洲市でございますし、このような地の利を利用して大いに野洲市の人口の増加を求めていきたいと思っておりますし、施策についても、そのような方向でお願いをしておきたいと思っております。

まずはそれ1つと、それから、ふるさと納税ということで、今お話がいただきましたけど、うちの規模と同じようなまちを調べました。そうした中、愛知県の幸田町というような

人口4万2,000人のまちがあるんですけども、これは今の言う、今、ふるさと納税で38億円も税収をいただいております。また、神奈川県南足柄市では、これはアサヒビールが、スーパードライというようなことで、かなりの返礼品でされているまちがございます、これも人口4万1,000人の市ですけども、26億円というような大きな税収を、そのような税を頂いているということでございますし、返礼品については地場産のやはり振興とか、職業者のやはりやる気とかいうか、やっぱりいろんなもので返礼品を出すことによって商業の活性化にもなるという観点がございまして、そのような観点から行政としても市税の増ということ、また、民間の職業者には活力が発生するという思いを致しておりますので、その件も再度お答えをいただきたいと思っております。

それともう一点、財政民主主義の観点から質問をいたしました後の項目でございしますが、市民の皆さんが求める事業が行政の行っておる施策にマッチしているのか、かけ離れているやないかというようなことで、やはり市民の理解が得られていない事業については、やはり活性化といいますか、その施策は適さない、そのようなことで、協働のまちづくりということを掲げられておりますから、しっかりそのような市民の理解といいますか、ニーズをとらまえていただきたいと思っておりますし、そうした中、栢木市長には新しい視点で、これまで民間で培われてきたその経験と、そして、無駄というような観点から、そして、今日までの市行政が行ってきている慣行を改善しようとするのか、この答弁をお願いしたいと思いますし、もう一つ、最後に予算編成で苦心いただいたんですけども、この令和3年度の予算編成に当たって、どのような点で編成に苦労したか、そして、今後の予算編成についての課題といいますか、そのような答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1点目の2030年で4万9,000人という人口になるということで、まちの発展のきっかけは人口が多くなってはならないという議員のご指摘のとおりと私も思います。市街化調整区域を増やしていくということも、もちろん。市街化区域を増やしていくということはもちろんでございますが、今、今年度、終わったところで、また6年から10年、次の見直しがということなんでございますが、地区計画等々を駆使して、そういう住宅地を増やしていくという努力もやはりしていかななくてはならないのかなというふうに考えております。

また、野洲市はポテンシャルの高い地域でございます。特に新快速の発着のある野洲駅を抱えておるわけですから、当然人口増につながる大きなキーポイントになると思っております。

ので、ぜひ進めていきたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税、愛知県の幸田町では4万2,000人の人口で38億円のふるさと納税がされている、また、南足柄市ではアサヒビールですか、アサヒビールで4万1,000人の人口の市が26億円というふうにお聞きいたしました。野洲市もよく似たまちで、ますます野洲市も返礼品によってどうなっていくかというのは、今、どれを返礼品で、これからのことをございますので、何をということは言えないんですけども、期待しております、この野洲市のいろんな産業、物産、いろんなものがございますので、それを駆使して、38億と行くか行かないかはちょっと予測はできませんけども、大きな税収アップにつながるのではないかなという期待はいたしております。企業版も併せてしていこうと思っておりますので、期待をいたしております。

財政民主主義のところ、行政が求められているのか、市民がそれを求めているのかというような、ニーズに市民のニーズをもっと大事にしてということをございましたが、先ほども申し上げているんですけども、行財政改革を令和3年度はしていって、本当に市民が必要でないというような、求められていないものに対しては、行政改革でそういうものをピックアップしていって整理していくべきかなというふうには思っております。

最後でございますけども、予算編成にどういうことを苦労したかということは、個々において一つひとつお答えはいたしかねるんですけども、どれが必要で、市民生活にどれが一番重要なことかということの選別というのを本当に苦労いたしました。見てみたら全部上がってくる予算というのは大事なものだというふうに思っておりましたけども、これだけは切れないというものもやはりたくさんありましたので、本当に、本当に苦労いたしました。財政厳しい中ですので、あまり財政厳しいから疲弊していく意味で言っているわけではないんですけども、来年は、来年度は、また新たなステップで、展望の開けるような行政を担っていこうというふうに思っておりますので、ぜひとも議員の皆様にもご協力いただけたらありがたいなというふうに思っております。本当に、予算編成、初めてさせていただいたんですけども、苦しかったです。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 立入議員。

○18番（立入三千男君） 同じ、くどくどと同じことを申すわけじゃございませんけど、やはり行政は税というような市民の皆さんから血税を頂いて、それを基本にやっている。もちろん起債とか交付金、補助金もありますけども、やはり税中心で、市民の皆さんにや

っぱり軸足というか、目線をして、市民は何を求められているとかいうことで、しっかりそのようなことの税のやはり反映といいますか、お願いをしておきたいと思います。

ほな、次に教育長にお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 立入議員、すいません、ご質問の途中ですが、ちょっと時間が経過しておりますので、休憩を挟ませていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。議場の換気等も必要ですので、ご理解のほどお願いいたします。

再開を午後3時5分といたします。

（午後2時47分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

立入議員、ご質問をお願いいたします。

○18番（立入三千男君） それでは、2点目の1つとして、教育長に、教育方針から、子どもたちの学力についてをお尋ねいたします。

まず、質問するに至って、そもそも学力とは何かという定義について共有したいと思えます。そこで、法律はどうなっているのかを調べてみました。2007年、学校教育法第30条、日本では、法律によって学力が定義されております。そこには、いわゆる学力の3要素として、文部科学省自身は、以下のようにまとめられております。

1つ目に、基礎的・基本的な知識・技能、2つ目に、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、3つ目には、主体的に学習に取り組む態度、主体性、多様性、協調性であります。この学力の3要素は学習指導要領の目標設定や、全国学力・学習状況調査の方向性など、様々な場面で繰り返し用いられているところであります。

その具体策として、文部科学省では、2007年より、全国の小中学校の最高学年全員、小学6年生と中学3年生を対象として、全国学力・学習状況調査を毎年実施されております。

教育界では、よく使われる言葉で、不易と流行があります。不変の真理を知らなければ基礎は確立せず、変化を知らなければ新たな進展がないという不易、流行を基本に、学力に絞って質問いたしたいと思えます。

この不易と流行という言葉は、芭蕉の残した言葉の中にあると言われていますが、不易の意味は変わらないこと。教育の不易といった場合、具体的には、教師には教育的愛情が必要だとか、教師には専門的な知識が必要だとか、平成だろうが江戸時代だろうが変わら

ない、日本だろうがアメリカだろうが変わらない普遍性。一方、流行とは、時代や地域によって異なる価値観、例えば江戸時代にはコンピューター教育はありませんでしたが、21世紀には必須のスキル、能力、技能であります。ただし、両者の根本は1つであり、また、不易は、日本の伝統的教育の変わらぬよさ、変えてはいけない日本人としての教育ではないのでしょうか。

その上で、流行的側面を取り入れた不易の教育が今求められていると思います。芭蕉も言っております。俳諧の上達の秘訣は過去の自分に飽きることだ。そして、この顕著な傾向として、1990年から2020年まで、31年間続いた大学入試センター試験が、今年度より大学入学共通テストに変わり、大学入試改革が行われたところであります。その試験内容の変容を体験した学生の声は、以前に比べて、暗記より考える力が必要だったと言っています。

そこで、今回は、特にこの論点を踏まえて、学力について、いくつか教育長にお尋ねをいたします。

1つ、毎年、本市の学力テストの結果報告は受けておりますが、総括して見解をお尋ねしたいと思います。あわせて、近年の問題形式の変化もお尋ねしたいと思います。

2つ目に、ただいま申し上げました質問の問題対応策や検討している課題をお尋ねします。

3つ目に、流行を捉えて、今どんな変革が教育に求められているのかをお尋ねします。

4つ目に、具体的に、学力向上の伴走科目は何かということをお尋ねしたいと思います。

5つ目に、野洲市の子どもたちのいいところ、足りないところを、学力に論点を置いてお尋ねをいたします。

6つ目に、文部科学省の言う学力とは、世間で役に立つ力を意味しており、一般世間で言う学力とは、学校の勉強を通じて身についた尺度、テストによる点数であるが、学力が高くても世間では役に立たないなどという言われ方もされております。学校においては、世界で役に立つ、充実した子どもたちを育てるため、自立する教育の実践を期待したいと思いますが、教育長の所見をお尋ねいたします。

続いて、2点目の、2つ目として、滋賀国民スポーツ大会についてお尋ねをいたします。

ご承知のとおり、オリンピックは平和の祭典と言われていますが、国民体育大会、通称国体は、日本で毎年開催されるスポーツの祭典であります。ご承知のとおり、昭和21年に戦災を免れた京都府を中心に、京阪神地域において第1回大会が開かれて以降、各都道

府県が持ち回る方式で開催され、昭和63年には2巡目の国体がスタートし、現在に至っているところであります。

大会の在り方はスポーツ基本法で位置づけられており、日本スポーツ協会、従来の日本体育協会が名称変更されておりますが、日本スポーツ協会並びに文部科学省、そして開催都道府県の3者が共催で開催されております。大会は正式種目の順位を得点に置き換えて、都道府県対抗で争われ、冬季大会と本大会の通算で、男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯が、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯が授与されております。

滋賀県では、1981年、昭和56年に36回大会、びわこ国体、「水と緑にあふれる若さ」として開催されたところでございます。そして、今回、2024年、79回大会、「わたSHIGA輝く国スポ」「湖国の感動未来へつなぐ」として位置づけて2巡目が計画されておりましたが、新型コロナウイルスの影響で、鹿児島県で2020年に開催予定だった国体と全国障害者スポーツ大会は2023年に延期して開催される運びとなり、よって、順次繰延べされました。2024年の佐賀県大会から、名称を、従来の国民体育大会から国民スポーツ大会に名称変更され、滋賀県では2025年開催となっております。

実施競技は、正式競技37、特別競技1、公開競技7がございまして、野洲市においては、正式競技として、バスケットボール成年女子、卓球全種目、公開競技として、武術太極拳が、どれも会場を野洲市総合体育館で決定をいたしております。

そこで、野洲市の国民スポーツ大会に向けての体制や、県との折り合いのついていない、もう今日ついていると思うんですけども、ラグビー競技について、また、国スポを生かした今後の野洲市のまちづくりの活性化を教育長にお尋ねしたいと思います。

1つ、冒頭、国スポはスポーツの祭典と定義されているが、祭典をどう捉え分析されているのかお尋ねします。

2つ目に、野洲市も準備室を設置されるが、コンセプト、概念をお尋ねします。

市民と共に進める国スポに向けてのアイデア、発想をお尋ねします。

4つ目に、ラグビー競技に対する本市の意向をお尋ねします。

5つ目に、スポーツを市民と共に楽しみ、その事業を市の活性化につなぐことも求められると思いますが、どんなプランがあるのかお尋ねします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 自民創政会を代表しての立入三千男議員の第2問目、教育方針

についてのご質問にお答えをいたします。

そのうち、まず、学力についてのご質問のうち、1点目、学力テストの結果と近年の問題形式についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、これからの教育は、変わらない教育理念、不易を大切にしながら、一方で、流行、つまり、最近の教育の情報化に合わせた、子どもたちが主体的に物を考え、課題を解決できる力を育てる教育が求められています。

この数年の全国学力・学習状況調査の結果では、午前からの質問でも申し上げますように、本市は、平均すると全国並み、ただ、詳しく見ると、学力の高い層と低い層への二極化が見られております。

そして、近年の学力調査では、資料や人の考えから必要な情報を取り出す力や、それらを整理して自分の考えをまとめ、伝える力が求められており、それらを見る問題が最近増えています。

例えば、小学校6年生の国語科の問題では、インスタント食品のよさについて、家の人やひとり暮らしの方、さらに販売店の店員から取材した資料を提示して、それらの様々な情報を整理して、その上で自分の考えを60字以内にまとめなさいというふうな問題が出ています。これが1点目です。

続きまして、2点目、問題対応策や検討課題についてお答えをいたします。

これらの学力を向上させるためには、子どもの読み解く力の育成が必要不可欠でございます。

これは、昔ながらの講義形式の授業では生まれません。課題や何点かの資料からの読み取り、考えたことをまとめ、それを学級の友だちとのやり取りなどを通して学び合い、より深く理解できるような新しい授業による育成を目指しております。

3つ目の教育の変革についてお答えいたします。

ここ数年、学校では、これまでの教師が知識を教え込む学習から、話し合いやグループ活動で子どもが主体的に学び合う学習に変わってまいりました。

しかし、コロナ禍で、このような学習が制限される中、ICT機器を活用し、考えなどを個人の端末に入れて見合ったり、大画面に写したりするなど、距離を保ちながら、子どもたちの交流中心の授業を効果的に進める方法を追究しています。

4点目の学力向上の伴走科目についてお答えいたします。

学力向上を目指すためには、すべての教科で、先ほど申しました、読み解く力を育てる

ことが重要であると考えています。もちろんこれは、国語科がその土台となりますが、算数・数学をはじめ、理科や社会かなどの様々な教科の中で、主に2つ考えられます。

1つは、文章や図、グラフから読み解き、理解する力。もう一つは、話し合い活動などで、主に、他者とのやり取りから読み解き、理解する力。こうした2つの力を獲得することで、これが学力向上につながっていくというふうに考えています。

5点目の野洲の子どもたちのいいところなどについてお答えをいたします。

本市の子どもたちは、出された宿題にしっかりと取り組むなど、学習や課題に対して前向きに取り組み、努力を重ねられる良さがあります。

しかし、内容を考えながら読んだり、要点をまとめて考えを伝えたりするというふうなことを苦手としています。また、難しい問題などに粘り強く取り組むことも苦手、そういう傾向があります。

こうした力を育てていくために、学校では読書や家庭学習の充実を図ることが大切と考えて、家庭学習がんばり週間、これは小学校ですが、それから、小中学校では、読書月間、あるいは読書強化週間など、家庭と連携して家庭学習の質を向上させる取り組みを行っています。

6点目の自立する教育の実践についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、最近では、学んだことを役立て、自立できる子どもを育てる教育が求められています。

そして、そのような力を育てるために、自分たちで課題を見つけて解決策を考える学習や、互いの知識や考えを比べながら、話し合う中で深く理解できる学習など、学びを実感できる教育を推進しています。

続きまして、大きな2点目、滋賀県国民スポーツ大会についてお答えいたします。

まず、1点目のスポーツの祭典についてですが、国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、国内トップレベルの競技に触れることができる貴重な機会だと捉えています。この大会を開催することで、するスポーツだけでなく、みるスポーツ、支えるスポーツという視点が広がるというふうに思っております。そして、市民のスポーツを通じての夢や感動の共有や、健康づくりの促進につながると大いに期待をしているところでございます。

また、市内はもとより県内外から多くの方が野洲を訪れます。開催します各競技会や関連行事、イベントなどでのおもてなしを通じて、地域の絆づくりが進み、人々の交流の輪

が広がり、本市の歴史や文化、魅力の発信となるというふうに捉えております。

以上のとおり、国民スポーツ大会などは、市が主催し、何年も前から準備を行うことから、大がかりで華やかな行事であり、まさに祭典という名にふさわしい事業であると捉えています。

続きまして、2点目の野洲市の大会推進室についてお答えいたします。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、準備を加速させるために、次年度、国スポ障スポ大会推進室を設置します。

国民スポーツ大会等の開催は、競技施設や備品、宿泊、輸送、警備消防など、準備は多岐にわたります。また、開催の3年前には市町実行委員会を組織する必要があり、その前段階として、来年度に推進室を設置します。これは、県や競技団体、庁内での連携を深めるための専門の部署が必要ということですので、そういう関係で設けるものでございます。

3点目の国スポのアイデアについてお答えいたします。

国民スポーツ大会は、県と開催市町でつくる開催準備委員会を組織しており、開催準備総合計画を定めています。

この中で、県民運動基本方針や基本計画を定めており、例えば街並みを花で飾る、はないっぱい運動や、美化活動としてのクリーンアップ運動などを計画されています。

本市においては、今後組織します開催準備委員会で、これらを検討していく予定でございます。

それから、4点目、ラグビー競技についてお答えをいたします。

ラグビーフットボール競技につきましては、県開催準備委員会において県の運営で県立希望が丘文化公園を会場に実施されることが既に内定をしております。

ただし、開催地が本市であることから、どのような協力が可能か、現在、県と協議を行っている途中でございます。

最後に、スポーツと市の活性化についてお答えをいたします。

本市では、スポーツ振興基本法にのっとり、スポーツを通じて住民が交流を深め、相互に連携し、地域の連帯感を醸成するため、スポーツ施設の改修やスポーツ事業の開催などを行っています。開催予定の国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会は市の活性化につながる十分なプランの1つであると考えています。

先進県では、カウントダウンイベントや採火イベント、市民決起集会や歓迎装飾など、開催準備を通じて市の活性化を図られている市町もあります。

本市では、市町実行委員会において国スポの円滑な運営と市民総参加による成功を目指して様々な催しを検討し、市の活性化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 立入議員。

○18番（立入三千男君） ありがとうございます。

国体のところでなんですけども、昭和56年、びわこ国体ということで、滋賀県で開催都市として開かれたところございまして、私もそのとき、もう議員をしまして、皇子山の陸上競技場で総合開会式がされて、そちらのほうに議員という立場で、議員全員がグレー、ブルーやったかな、ブレザーをみんな作って、そういうなんで開会式に参加させてもらったなという思いを致しておるところございまして、そして、まち、当時は野洲町ですけども、まちを挙げて選手の歓迎とかお祭りというようなことで、もう個々でプランターに花、何の花や忘れたんですけども、花を植えて、駅前にずっと並べたり、いろんなことで歓迎というようなことで取り組ませてもらったなという思いを思い出すわけでございますが、今回はどのような、今後のあれですねんけど、どのような取り組みをされるんかな、市としてはという思いを致していますし、今、現在段階でお分かりでしたら、その現状を報告してほしいと思います。

そして、このような準備室をこれから据えられて取り組まれるわけですけども、今後このような野洲市として取り組んでいくような課題といたしますか、問題点といたしますか、取り組む、どのようなことでどのようなことをしようかとしているようなことが、具体的なことがあれば教えてほしいと思います。

それと、もう一点、一番心配しているのは、選手とかスタッフの宿泊施設といたしますか、宿泊所といたしますか、野洲市はございませんし、滋賀県でももうホテルが閉館されているところも2、3ありますから、そういうようなことで、滋賀県で、もちろんこれは野洲市が対応するんやなしに、県の窓口で一括してそこらは対応されるんかなというようなことで、県としては近隣の他府県にそういうような宿泊の要請とか確保をされるんかなというような、これは想定ですねんけども、そのようなことで、今現在で分かっていたらご説明をいただきたいと思います。

以上。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） すいません、国体のことなので、私のほうからお答えをさせ

ていただきます。

まず最初に、おもてなしのことなんでございますが、今まだ具体的にいろんなことが決まっているわけではございません。国体準備室をつくりまして、県などと協議しながら、県と足並みをそろえていろんなことをやっていこうと。

今ちょっと手元でございますのは、はないっばい運動ですね。前も、56年ですか、ときもあったと思うんですけども、競技会場を飾るメッセージ入りの応援プラントや、街並みを飾る歓迎花壇や、市民や市内の保育園、小中学校に育成をいただき、全国から訪れる選手、監督、来場者を温かく迎える取り組みも計画されております。

それと、クリーンアップ活動ということで、美化サポーターというものを募集いたしまして、歓迎花壇の周辺の美化運動や会場周辺のクリーンアップ活動を実施し、きれいなまちでお迎えをする取り組みなどをするということになっております。

その他のおもてなしにつきましては、観光物産の紹介であったり、様々ございますので、先催県の例をしっかりと、じっくり研究しながら、県と共に考えていきたいと思っております。

それと、課題ということなんですけども、やっぱり課題は総合体育館の会場整備に尽きるかと思えます。それと、ボランティアの募集であったり、応援をしていただく市民への啓発、それと、やっぱり野洲市の職員数が限られておりますので、職員をどのように有効に国体に参加していただけるか。それとまた、市民の皆さんのご協力ですね。競技団体の皆様の協力をどのように取り付けていくかということ、これも県であったり競技団体であったり、いろんな方とゆっくり考えていきたいと思っております。

それと、宿泊所の問題でございます。これも国体が滋賀県に内定する前から、県なんかと話はしておったんですけども、野洲市だけ見ても、もし野洲市でラグビーをしたら、全部泊まれるかと、それはもう不可能なことでございます。県も早くから基礎調査、いわゆるどれだけの宿泊所が県内にあるのか、どれだけのバスが動員できるのかなどの調査は県も進めておりまして、まだちょっとこれからということにはなるんですけども、これは非常に懸念される問題ですので、もしかすると議員がおっしゃいますように、県外にもお願いせねばならん事態にもなるかもしれませんので、これも県主導でしっかり宿泊所の確保をしていただきたいと思いますようお願いをしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 立入議員。

○18番（立入三千男君） もう終わるわけですけども、今回のこの教育委員会の関係する質問には、井上次長にいろいろヒアリングといたしますか、レクチャーさせてもらいました。学校現場で大きく変わっているんだなというようなことで、今の言うように、今まで答えを出したらええだけやなしに、答えがどうしてなるんかと。昔から、私の時分もそうでしたけど、そちらのほうにウェイトを置かれているというような学校現場でのお話をさせてもらいましたし、今のこの質問の段階には、いろいろ教育委員会にはお世話になりましたということと、あわせて、教育長、過日の本会議で再任ということで就任されたわけでございますが、ぜひ情熱を持って野洲市の子どもたちに、やはり成人しても立派に世界に通用する子育てということでお願いをして、質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（東郷克己君） 次に、日本共産党野洲市議会議員団、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。日本共産党市議団を代表して、代表質問させていただきます。6項目にわたりまして、分割方式での質問とさせていただきます。

まず最初に、施政方針について質問いたします。

施政方針の市長の言葉が記載されています。「はじめに」の項目におきまして、国の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済制裁」。失礼。「経済政策」への補正予算計上を取り上げ、本市でも、効果的、効率的できめ細やかな。失礼、また。きめ細やかな取り組みを模索していると記されています。

次に記載されたのは、昨年11月における第5回臨時会、所信表明におきまして、市民生活に直結する多くの施策を述べたことを強調され、さらに、その後、弁解とも受け止められる、何よりも今、最優先に取り組むべきことは、健全な財政基盤の構築と効率的行政運営であると痛感したとされています。

さらに、市民病院整備に、現計画を見直すため、2つの専門部会を設置し、精力的に検討を進めたとあります。そのほかに、発達支援センター、防災・減災、コミセン、中主小学校、野洲中学校等に関しての実施を、就任後、解決や取り組んだと結ばれています。

そこで、2つの点、まず、質問させていただきます。

1つは、「きめ細やかな」の表現は、市民の困窮対策として十分だったと捉えているのかを伺います。

2点目には、同じく文章にありました、何よりも最優先、これを財政基盤とされましたが、最優先課題は市民の命と健康と財産を守ることであり、そこに所信表明で一言も触れ

ていないのは、首長としてのリーダーシップに欠けると思いますが、この2点についての答弁を、まず求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 日本共産党野洲市議会議員団を代表しての工藤義明議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のきめ細やかな表現についてのご質問にお答えします。

市民の困窮対策としましては、これまでから、市役所の総合力で、きめ細やかな連携を図りながら、生活困窮者支援を実施しております。また、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、生活が厳しい家庭等への5つの生活支援緊急給付金や、厳しい事業環境にある事業者への小規模事業者賃借料臨時支援金の給付などの支援、売上げが減少している市内事業者への支援及び地域経済の回復を図ることを目的に、プレミアム付商品券事業などを実施し、一定の効果があつたと認識しております。今後、これらの取り組みと社会情勢を鑑みて、必要な市民に支援がきめ細かく届くよう検討を図ります。

次に、2点目の最優先課題についてのご質問にお答えします。

市民の命と健康と財産を守ることは、市政運営における非常に重要な目的であると当然認識しており、施政方針では、喫緊の課題といたしまして、新型コロナウイルス対策としてのワクチン接種に、市役所と市立野洲病院を挙げて万全を期した取り組みを進めていると申し上げたところです。

ただし、初めての予算編成を行うに当たり、改めて野洲市の財政の厳しさを実感したことから、市民の命と健康と財産を守るという目的を達成するためにも、現時点で最も優先して解決しなければならない課題が、健全な財政基盤の構築と効率的かつ効果的な行政運営であると申し上げた次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、回答いただいたんですけども、教科書に書いてあるような回答しか得られないというのが非常に残念なことです。

今、市長が答弁されましたけども、やはり最優先というのは財政基盤の整備、このことを今も申されます。しかし、まず市民の命と健康を守るということに重点を置いた上での、やはり施政方針を掲げるべき。そうでないと、今、国会、この1年間の国会の中でも、菅

首相は、自助、共助、公助と言って、自助、共助を優先した政策、言葉を挙げておられて、公助が後になっている。これと全く同じような姿勢で、今、栢木市長はこの施政方針の中で述べられました。これと全く同じではないでしょうか。

やはり基本は、市民の命と健康を守る、ここに最優先を置いた、そういう施策に挙げるべきではないかというふうに思います。これについては、また回答いただきたい。

それから、この文章にも記載している最後のところですが、発達支援センターから始まりまして、野洲中学校に関しての実施を就任後、解決や取り組んだと、この施政方針にも示されています。しかし、よく考えると、市長の就任後に、これらを具体的に提案して解決したわけでもなく、前政権で取り組まれていたことを、ただ引き継いだ結果がこの結果ではないのでしょうか。

この施政方針の内容を見ると、あたかも、栢木市長が11月に市長になられてから、何か取り組んで実施をしたというふうに受け止めるんですが、その解釈で、どういうふうな考え方で、この施政方針を書かれたのかを、ここで再度問います。

以上。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1点目の最優先は、健全な財政を優先にすべきだと、財政基盤の構築と効率かつ効果的な行政分野であると言うのおかしいのではないかと、市民の命と健康と財産をまず第一にということをおっしゃっておられるのですが、市民の命と健康と財産を守るためにも、まず財政基盤がしっかりしていないと何もできないという観点から、まず、この市民の命と健康を守るということは、もう当然のことという位置づけの中で、この最優先課題、それに結びつくための最優先課題は財政基盤の健全化ではないか、それも財政状況を健全化に導いていくことがまず第一だという観点から申し上げました。

そしてまた、2点目の私が就任してから、発達支援センター、防災・減災、防災コミセン、中主小学校、野洲中学校に関して実施を、就任後、解決や取り組んだと申し上げておりますけれども、この充実に向けた取り組みを進めることができた、そのように申し上げております。各分野における諸課題の解決やサービスの充実に向けた取り組みを進めることができたというふうに申し上げさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） あまり細かく追及しませんけれども、今、文章の中に書いてある

のを訂正されましたけども、確かに「充実」という言葉は書いてあります。しかし、その前に、「諸課題の解決」ということを言葉に書いていますやんか、この施政に。だから、その辺はちょっとニュアンスが違うと。あくまでも市長の基本方針の中に、市民生活を第一に考えるということがあれば、その言葉が先に出てくるはずですよ。

それは、意見として申し上げて、6項目ありますので、次の項目に移らせていただきます。

2項目めといたしまして、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染によって、国内では、昨日現在で8,156名、県内では47名の大事な命、お亡くなりになり、なくされました。また、入院療養の方は1万2,400名を超えています。ここに、共産党市議団を代表いたしまして、深く哀悼の意を表明し、入院・療養者の方々にはお見舞いを申し上げます。

そこで、質問に入ります。

2度目となる非常事態宣言が、東京圏をはじめ、近畿でも、大阪、京都、兵庫と出されました。現在、感染者数は減少傾向にあるものの、その当時は依然高止まり状態でした。2月7日予定であった非常事態宣言解除どころか、さらに3月7日までの1か月延長となりました。

今日になりまして、やっと近畿圏をはじめとしたところの解除がありましたが、依然、都市圏を除き。都市圏をはじめといたしまして、下げ止まり状態が続いて、3月7日解除予定だったものを、さらに2週間延ばすという事態まで来ております。

政府は新型コロナウイルス対応として、大型予算でG o T o 事業を、専門家の忠告に耳を傾けず実施をし続け、全国で感染拡大を広げ、医療崩壊状態が各地で起こるまで、菅政権の施策は後手後手となり、十分な補償がないまま、国民に負担と不満を与えてきました。これは人災と言えるのではないのでしょうか。

国内での新型コロナウイルス感染が判明してから約1年経過しましたが、第2波の後、冬場を迎え、第3波の対応が非常に重要と専門家からの指摘があったにもかかわらず、科学的根拠に基づく根本的施策がなされず、今の状況をつくり出しています。

さらに、非常事態宣言発令中、国民には、午後8時以降の自粛を求めているのに、与党の松本国対委員長代理、また、遠山幹事長代理は、両名は、銀座のクラブを訪れていたことが明らかになり、その批判は陳謝だけでは済みません。ただし、2月1日に遠山幹事長代理は議員辞職をされました。

また、2月3日には、新たに罰則を導入する改正特別措置法と、感染。失礼しました。改正感染症法が、日本共産党と国民民主党が反対する中で成立しました。罰則の導入を必要とする根拠、立法事実がないまま拙速に審議が進められたものです。必要なのは、感染症抑制には、市民の自覚的な協力はもちろん、社会的な連帯が必要です。罰則ありきではなく、公助である補償を全面的に拡充すべきです。

この野洲市内での感染者も、昨日現在、累計62名となっております。

こういった中で、以下の質問を具体的に行います。

1つ、高齢者施設、医療機関等への集中的なPCR検査実施を求めたいと思います。

2点目、ワクチン接種体制の具体的計画をここまで述べられておりますが、再度伺いたいと思います。

3点目、市内業者、中小零細企業の方々へのさらなる支援拡充、これについても具体的なことを伺いたい。

最後の4点目といたしまして、野洲市としても非常に財政厳しい状態ということが言われております。そういった中で、国への財政支援、求めるべきと思いますが、そういった行動を行うべきとして質問いたします。

以上4点、お願いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、PCR検査実施についてのご質問にお答えいたします。

野洲市では、高齢者施設・医療機関等への集中的なPCR検査実施の予定は今のところございません。その理由としましては、検査はその時点での判定結果に過ぎず、たとえ陰性であっても、その後陽性にならないという証明にはなりません。施設内での感染予防を徹底するには定期的な検査が必要となり、野洲市での感染者の発生状況を見る限り、効率的ではないと考えます。

また、本来あるべき有症状者への検査体制に影響が生じることも懸念されるところで、現在では感染者が発生した場合の感染拡大防止対策を優先させることとしています。

ただし、密な環境であったために感染者が発生したクラスターにつながるおそれがあるときや、その連鎖が特定の集団の外部に波及する兆候があるなど、大規模な感染拡大につながるおそれのある場合には、感染拡大の終息が見込まれるまでの間、県（保健所）において、広く関係者を対象とした一斉の検査を実施するなど、感染拡大防止に必要な検査が

積極的に行われることとなり、費用は全額公費負担となっております。

先ほど、「予定は今のところございません」と言いましたが、PCR検査実施の予定はございません。

次に、2点目のワクチン接種体制の具体的計画についてお答えいたします。

野洲市においては、2月の議会全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、市立野洲病院における集団接種の予定で準備を進めております。具体的には、平日及び土曜日の午後と日曜日の午前午後に市立野洲病院の外来にて接種を行う予定をしています。接種に必要な医師や看護師につきましては、市立野洲病院のほか、守山野洲医師会の医師や診療所の看護師など、多くの医療機関の関係者から協力の申出をいただいております。体制の構築に向け、調整をしているところでございます。また、医療職のほかにも、受付や誘導、次回予約の案内など、多くの事務職も必要となるため、人の確保に向け、調整を進めております。

現在の予定では、平日は2チーム編成、土・日は3チーム編成で、第1回目の高齢者向けワクチンの供給が予定されている4月末を目指して接種が開始できるよう準備を進めております。ただ、野洲市に分配されるワクチンの供給量や供給時期がまだ県から明示されておらず、今後変更となる可能性がある状況です。不確定要素が多い中ではありますが、市民に安心して円滑にワクチン接種をいただけるよう、体制整備に取り組み、情報提供にも努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

(「3、4」の声あり)

○市長（栢木 進君） 失礼いたしました。失礼いたしました。

次に、3点目の市内業者へのさらなる支援拡充についてのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、本市におきましては、国、県の支援が遅れている部分を重きに、速やかに事業者への支援を実施してきたところであります。

4月には、来客の激減により打撃が大きかった飲食業への支援として、野洲市商工会が実施するテイクアウト広告事業への補助を行い、8月にはプレミアム付き商品券発行事業を行い、大規模店舗のみならず小規模店舗も利用できるようにし、加えて販売促進補助を行い、消費者と事業者ともに支援を行いました。

5月には、国や県からの支援が遅れている中、本市では事業者の固定経費の軽減を目的として、賃借料の支援を先行し、10月には、借地料支援金・事業維持臨時支援金と本市

独自の支援を実施してまいりました。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況、景気の動向、国、県の事業者支援の方向性を見極め、必要に応じて検討していきたいと考えます。

次に、4点目の国への財政支援を求める行動についてのご質問にお答えいたします。

既に、滋賀県市長会として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び財政支援等につきまして、国へ強く要望をしております。

引き続き、市民の暮らしや経済活動の再生への取り組みを進めるために、要望を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 再質問といたしましてお聞きいたします。

昨日、新聞で書かれていましたけども、湖南省で保育園児16人の感染ということでクラスターが発生しております。この滋賀県では、全国で見れば少ない状況でありますけども、相変わらずクラスターというのは続いているわけがございます。

現在、滋賀県では40か所でクラスターが発生しております。また、この滋賀県は、京都に比べて、京都が今、1桁台ということで推移してはいますが、滋賀県は、ここどころ、人数が少ない中でもずっと継続した感染者が出ているわけです。

そこで、このPCR検査というもの、これは、昨日も回答されましたけども、今の回答の仕方であれば、あくまでも対処方法で対処していくということになります。そうでなくて、PCR検査を広く実施をしていくということで、早く感染を防止していくということにつながるんであって、ぜひともこのPCR検査というのは、今後検討していく、その重要性を訴えたいと思います。

また、ワクチン接種についても、ここまで何度か回答がありました。推進室というものがつくられまして、今日まで、約1か月たったわけですが、計画、その会議の開催、こういったことが、ここまでどの程度行われたのか。一応その成果物としては、ここまで発表されているということで分かるんですけども、その充実した会議がどの程度行われているかをここで問います。

以上、2つの点でお願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 詳細にわたりますので、担当部長からお答えさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、工藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、PCR検査についてでございますが、現在のところ、野洲市内では、市内での感染拡大、連鎖的な感染拡大というのは見られない状況でございます。こういったことから、無症状の潜在的な陽性者というのは、可能性としては、ほぼないというふうに捉えておまして、予防的にPCR検査を定期的を実施するというのは、現時点ではあまり効率的、効果的ではないのかなというふうに考えておまして、むしろ、感染者が発生したときに、その感染拡大予防に集中をすることを現在は優先させていただいております。

また、クラスターが発生して感染拡大が予想される場合には、保健所のほうで、関係者全員に対して、症状のあるなしにかかわらずPCR検査が行われるということになっておりますし、今後、市内で感染拡大していくようであれば、そのときには、議員ご指摘のような予防的なPCR検査の実施も検討していく必要があるかというふうには考えております。

また、ワクチン接種（推進）室、計画策定のための会議の開催ということですが、県のほうでは、例えば担当者を集めての説明会、会議というのは、もう無数にされておりますし、推進室と病院の協議、あるいは推進室内での打合せにつきましても毎日のように行っていておきますので、これは何回ということではございませんので、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 失礼しました。先ほど工藤議員のご回答させていただきました3点目の中で、「10月には、借地料支援金・事業継続臨時支援金」を「事業維持臨時支援金」と申し上げてしまいました。正しくは、「事業継続臨時支援金」でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 次の質問に入ります前に、もう一度PCR検査については、ちょっと意見申し上げたい。

あくまでも、やはり今答えられたのは、昨日も答えられました内容と一緒に、やはり対処法だけの対応の仕方と。この考え方でいけば、いざクラスターに近い状態、クラスター

の発生というのが1人起きた、そこからクラスターで広がっていく、そのことを止めるということはやっぱりなかなか難しいという考え方になるのではないかというふうに思います。ぜひ、これ、財政的に厳しいですけど、市としてもPCRを全体的に行うということは、また検討していただきたいということを付け加えておきます。

次、3点目に移ります。

野洲市民病院の早期建設について質問いたします。

栢木市長は、1月22日の全員協議会において、3月上旬に野洲市民病院整備修正設計業務委託及び野洲市民病院開設支援第4期業務委託の契約解除を提起されました。長年にわたる検討、協議が、市民代表や専門家の皆さん、さらに議会で議論が交わされた結果、駅前での建設に向けて進められてきました。市長選挙での公約に掲げたこととはいえ、昨年度の初登庁日に、いきなり業務中止ということは、あくまでも独断専行政治というものを宣言したということに等しいと言わざるを得ません。

一方、1月14日には、野洲市民病院整備評価委員会が公開にて開催され、多くの傍聴者が参加され、関心の高さを示しています。しかし、それ以後、予定としては、建築専門部会と医療専門部会が、それぞれ2回開催され、非公開で行われました。市民にとって重大な方向づけされることに対して、非公開の部会開催の根拠を示していただきたいと。今日の橋議員の質問にもありましたように、この非公開ということ、この根拠をもっと詳しく説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 非公開の部会開催の根拠についてのご質問にお答えいたします。

新誠会の橋議員、新誠会の代表質問で橋議員にもお答えしましたとおり、当該専門部会では、建築及び医療の分野において専門的見地から各委員に自由かつ率直なご意見を述べていただきたいと考えたことから、非公開で行ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 非常に簡単な回答ですけども、非公開ということについて、同じ質問をしますけども、結局、議事録も作成しない。公約の大きな大きな柱であった市長の考え方、これから考えますと、全く違ったやり方ではないでしょうか。

今日まで野洲市政はガラス張りということで、公開の理論を持って今日まで進んできました。しかし、いきなり秘密会議というようなことで今回運営された、その結果というの

が、先日の3月1日の評価委員会で専門部会から出されましたけども、両専門部会からは、当然、我々が予測したとおり、現場での建て替え、市長が公約されていた現場で半額程度でできるということについては、これは否定されたものと誰もが受け取れる専門部会の結論ではなかったのでしょうか。

ましてや、ここでこういう評価委員会が。失礼しました。専門部会で行われたことが評価委員会に報告され、あの内容からすると、昨日のあの文書、契約解除をしたということをもマスコミに発表して、我々にあの1枚の紙切れを出されました。あの説明についても本来、市長が出席をして、我々議員に対して説明をしなければならない、そういった内容に等しいものではなかったのでしょうか。しかし、担当者の2名の方が来ての、あの文書の説明。こういったことに関して、やはり市長の議会に対する軽視の在り方というのをやはり1つ示したのではないかというふうに思います。

また、市長が当選された結果というのは、市長もよく言われたかと思います。何も市民病院の問題だけで市長に当選され、市長になられたわけではない。ほかにもたくさんの公約を市長、されました。その中の大きな焦点であったことは間違いなかったんですけども、それだけ重要なことが、なぜ秘密会議にしなければならないのか。どうしてもこれは、私どもだけと違って、市民の方もやはり納得できない内容です。もう少し非公開ということについては説明をお願いしたい。これからも市長はこういった会議の進め方をされるのかということで疑心暗鬼になっているのが現実です。

このことについて、もう一度聞いて、次に、移ります。よろしく。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の質問にも申し上げましたとおりなんでございますけども、1つの議案、議題、案件について協議をしていただく中で、多くの聴衆というんですか、傍聴者が恐らく殺到されるという推測をいたしました。その中で、本当に自由闊達な意見が交換できるかというようなことを考えますと、非公開方式でやるべきだというふうに判断をさせていただきました。要は意思形成過程の会議であったということでございます。その中で出た意見は、先日の評価委員会のほうに出していただいたということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 同じような質問になるんで本当は控えたいんですがね、あえてやっぱり言わなきゃならない。先ほど橋議員もおっしゃったように、専門部会に参加され

ている方、一般市民の個人ではないんです。やはり肩書をちゃんと持った人たち、こういった人たちが、本当に自分の意見を隠す必要があるんでしょうか。こんなことをやり出したら切りないですよ。やはり議論をしていく、市民のための議論をする、これは公開をして、議事録もはっきり取って、やっぱり示すべきと。この件は、市長の対応としては改めていただきたいというふうに思います。

時間がないので、4点目に入らせていただきます。

社会保障制度について質問いたします。

次に、社会保障制度、具体的に、国民健康保険及び介護保険について質問いたします。

1点目、国民健康保険について質問いたします。

滋賀県は、令和3年度の県納付金及び保険料の確定係数の算定額を示しました。これによりますと、コロナ感染症の影響により医療費が大きく減少したため、納付金も減額に転じたとしています。

滋賀県が示した新年度の市町平均の標準税額は、昨年度と比べて年間1人当たり1万931円減額です。野洲市の場合は、前年度の標準税額は15万1,772円、これに対して、新年度の確定係数は13万956円となり、1万2,226円引き下げられました。

ところが、来年度の国保運営を審議した本市の国保運営委員会では、県の示した確定係数は承知しながら、国保会計は不安定、新年度においては引き下げないとしました。それでなくても、県下19市町で極めて高い本市の国保税を継続することは、市民の命と健康を守る立場ではありません。

以下、質問いたします。

1つ、引き下げが可能であることを示した滋賀県の確定係数をどのように認識されているのか問います。

2点目、国保会計は確かに一定の不安定要素があるのは事実でありますけども、されど、これまで、国保税の値上げの場合は、不安定の中、国保税の値上げをしてきています。不安定だからと値上げし、今回、値下げができる状況であるにもかかわらず値下げしないのは道理がありません。何を根拠にされているのかを問います。

3点目、そもそも国保税は所得の1割にも達するなど、極めて高く、払いたくても払えないのが現状です。必然的に滞納者も高い推移となっています。とりわけ、本市の国保税は、今回県が示した確定標準税額を見ましても、滋賀県下で2番目に高いものです。コロナ禍で暮らしがこんなに大変なとき、市は、市民の命と暮らしを守る立場に立つなら、

本市の国保会計の現状及び基金残高から見ても、1万円の引き下げは可能であり、引き下げるべきです。市長としての見解を問います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 社会保障制度についてのご質問の1点目、国保税率の滋賀県における確定係数に対する認識についてお答えをいたします。

滋賀県における標準保険料率は、令和3年度分のみを算定されたもので、長期的な運営を視野に入れたものではないと認識しております。

令和3年度の納付金における減少は、コロナ禍での受診控えによる医療費の減少が大きく影響したものとなっております。

支出面では、コロナ禍の影響を受けた医療費減少を見込み、収入面では、コロナ禍の影響を受けていない令和元年の所得を基準としているため、自ずと標準保険料率としては下がることになったものと認識しております。

次に、2点目の国保会計が不安定な中、何を根拠に値下げしないのかとのご質問にお答えいたします。

今回のコロナ禍による受診控えは一時的なものと考えており、その後の反動や、ワクチン接種の開始等により受診率が回復すれば、急激な医療費の増加が懸念されるところで、短期的な視点で拙策な引き下げをすれば、そのツケは被保険者に跳ね返ることになりかねません。

そのため、医療費の動向をもうしばらく慎重に見極める必要があると判断し、国保運営協議会にもお諮りして令和3年度の税率を据え置いたものでございます。

次に、3点目の国保税を引き下げるべきであるが、市長の見解はとのご質問にお答えします。

まず、当市の国保税率は3年間固定を原則としていますが、令和2年度においては、国保財政調整基金を活用することで、改定を1年前倒しして引き下げました。この時点では、医療費は今後上昇していくことを前提としていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が医療費の減少に及ぶことは想定できませんでした。

令和3年度の税率は、この医療費の減少だけを見れば、議員ご指摘のとおり、引き下げることは可能ではありますが、1点目にもお答えいたしましたとおり、収入の算定となる所得は、コロナ禍の影響を受けていない令和元年を基準としており、令和2年における減少幅は見込むことが困難です。仮に保険税率を下げると、被保険者の所得低下があれば、

賦課総額が大きく下がることになり、一方、医療費がコロナ禍の収束により増額に転じた場合には、財政調整基金を大量に投入する必要が生じます。また、所得の減少が長引けば、基金だけでは持ちこたえられなくなることも考えられ、ひいては国保税を引き上げざるを得なくなります。

このように、不確定要素が大きい状況下で、拙策に保険税率を引き下げるとは、長期的な安定を図るべき国保財政の運営を妨げ、結果的に被保険者に負担を課すこととなるため、繰り返しになりますが、国保運営協議会にお諮りして令和3年度の税率は据え置くこととしたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） お答えは、こうやっていただくんですけども、私ども日本共産党としても、この社会保障制度については毎回取り上げて質問しています。しかし、返ってくる言葉はやっぱり一緒です。市として、これは栢木市長だけの問題ではないですけども、市として、取り下げる。失礼しました。市として、引き下げるという考え方を全く持っていない。どんな条件下であれど、引き下げようという考えがないということが、いつも行政からの回答からは受けてしまうということになります。

この社会保障問題、私、介護保険も書いていますけども、今回、介護保険については、後ほど一般質問で東郷議員が質問いたしますので、今回は省いております。ぜひとも、この引き下げ問題については、非常に、やはり野洲市の保険、やはり滋賀県下で2番目に高いということは十分認識していただきたいというふうに思います。

それで、次の質問に移らせていただきます。

5点目といたしまして、憲法9条と核兵器禁止条約について質問いたします。

1つ、憲法9条会計。失礼いたしました。憲法9条改憲提案には、国民の多数が望んではいません。しかし、安倍前首相は、異常なまでも改憲に固執する姿勢を崩さないまま職を辞して、菅政権は9条改憲を引き継いで、日本を戦争ができる国造りをしようともくろんでいます。

世界からは、この憲法9条は平和憲法と呼ばれ、今後も平和な日本を保ち、市民の命を守る立場からも、野洲市として、憲法9条を守ろうとの宣言を発するべきではないかということで、1点目、問います。

大きな2点目、本年1月22日に核兵器禁止条約が発効されました。核兵器が歴史上初

めて違法化されます。禁止条約の発効は60年以上にわたって、核兵器全面禁止国際協定の締結を求め続けてきた原水爆禁止世界大会、そして、広島・長崎の被爆者、世界の圧倒的多数の政府と市民社会が協働して実現した画期的な成果です。

1、この禁止条約の第1条に核兵器に関わるあらゆる活動禁止をすると、(a)から(g)の項目があります。内容は承知されているのかを伺います。

2つ目、唯一の被爆国である日本は、いまだアメリカの顔色をうかがい、批准、署名を拒み続けています。日本が参加すれば、この北東アジアで、中国、ロシア、北朝鮮に対して核兵器禁止条約への参加を迫るなど、被爆国としての外交力を発揮できます。それは日本の安全を格段に高めることにもなります。そこで、地方自治体からも国に対して、自治体の主権者である市民の意思を、国権の最高機関である国会に届けるべきではないかという事で伺います。

以上。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 憲法9条と核兵器禁止条約についてのご質問の1点目、憲法9条を守ろうとの宣言を発するべきとのご質問にお答えいたします。

ご質問では、市として、憲法9条を守ろうとの宣言をすべきとのことですが、憲法を改正するためには、日本国憲法第96条に「各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際、行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と規定されております。

以上のことから、憲法を改正する際には、両議院の賛成の下、国民の投票により行われるものであり、一自治体が、憲法改正について、賛成・反対の立場を表明すべきものではないと考えております。

次に、2点目の1つ目、禁止条約第1条の内容についてのご質問にお答えいたします。

核兵器禁止条約の詳細な部分までは承知しておりませんが、核兵器禁止条約は、あらゆる核兵器の開発、実験、生産、保有、使用など、一切を禁止し、核兵器の存在そのものを否定した初めての国際条約であり、国連加盟国の6割を超える122か国・地域の賛成で、平成29年7月に採択され、令和2年10月に批准国が50か国・地域に達したため、90日後の令和3年1月22日に法的な効力を発するに至ったことについては、おおむね承知しております。

次に、2点目の2つ目、市民の意思を国会に届けるべきとのご質問にお答えいたします。

野洲市は、令和3年1月1日付で平和首長会議に加盟しております。加盟した平和首長会議の会員として、核兵器廃絶等に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 本当は（a）から（g）の項目について説明をしたかったんですが、時間の関係で割愛させていただきます。

市長が確かに平和首長会議に参加したということは、ここまでも、私どもとしては大いに評価をさせていただくということは表明しております。

しかしながら、国に対して物を言うこと、これは非常に大事なことです。何も自治体だからといって、国に物を言ったら駄目やということはありません。やはり、この平和な日本をこれから保とうということになれば、憲法9条を守るということは絶対条件です。ぜひとも市長の考え方に、この憲法9条を守るということを意思表示して、あらゆるところでこの問題を市長からも発言をしていただく、そういう立場に立っていただきたいというふうに思いますが、その件、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 誠に申し上げにくいことですが、個人と、この市長の立場とはまた違うということで、一自治体の長がちょっと今はそういうことを発するということには考えておりませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ここまで各市長は同様のことをおっしゃいます。

そこで、栢木市長に聞きますけども、栢木市長は、この憲法9条については守るべきと思われるのか、これは改憲すべきと思われるのか、この点、最後にちょっと聞いて終わります。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ここに座らせていただいて答弁させていただく以上は、個人の意見ではなく市長の意見になりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上、よろしくご理解をお願いします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長の立場ということですが、何も市長が憲法9条を守るということを明言すること自体が、何も法に触れるわけでもないというふうに思います。

その件、一言申し上げて、最後に、少し時間を取りますけども、6点目といたしまして、化学物質過敏症という項目について、質問に移らせていただきます。

資料にもつけております化学物質過敏症について質問いたします。

皆さんは、化学物質過敏症が新しい公害、この公害に例えて、香る害と書いて香害とも言われております。これを、香害を生み出したのが、世界または国内でも多くの方が悩み苦しんでおられることを知っておられるでしょうか。日常生活の身近に、その発症原因となる化学物質があふれる現代社会に目を向け、その現状を私たちは認識、理解する必要があります。

厚生労働省は2010年10月に、化学物質過敏症の病名登録を中毒の部門で認定しています。化学物質過敏症は、明確な体調不良にもかかわらず、現代医学の諸検査のデータに異常が出にくいのです。それでもなお、症状を訴える患者は、一般の医師に心の病と診断されます。化学物質過敏症は、その多彩な症状の中に、不眠や不安、「うつ」もあります。しかし、化学物質過敏症の専門医の「うつ」に対する診断や治療は、現代医学の一般的な「うつ」の診断や治療とは大きく異なります。近年、「うつ」の人が増え、自殺者の方も多くなっていますが、化学物質過敏症の可能性もあると指摘されています。

化学物質過敏症について知識を持ち、患者に対応できる医療機関や医師は、全国的にまだごく限られている実態です。このため、医師が異常なしと言っているのだからと、家族からも理解してもらえない多くの患者は孤独に苦しめられ、自殺を考える人たちもおられます。

身近な主な原因物質と症状例を、まず紹介させていただきたいと思います。化学物質としては、1つ、家庭用殺虫、殺菌、防虫剤類、2つ、香水などの化粧品関連用品、3、洗剤類、4、防臭、消臭、芳香剤類、その他、たばこの煙、灯油類、油性筆記類、印刷物類などがあります。

また、主な症例としても知っていただきたい。1つ、目、鼻、耳にかすみや視力低下、鼻水、鼻づまり、かゆみ、耳鳴り、めまい、痛みなど。2つ、口やのどに、乾き、痛み、咽喉に浮揚ができる。3、消化器、腎臓、泌尿器、呼吸器、循環器等には、下痢や便秘、吐き気、トイレが近い、腎臓障害、咳やくしゃみ、呼吸がしにくい、胸の痛みなどなど、その他、皮膚や関節、精神、神経にも様々な症状例があります。

この化学物質過敏症での悩み、苦しんでいる方々の支援活動として、現在、横浜市で化学物質過敏症支援センター（NPO法人）が活動を行われています。

野洲市でも、あえて氏名を公表して、この窮状を訴えられ、その内容が京都新聞でも大きく掲載され、多くの反響がありました。

この新聞記事がここに提起している新聞記事です。ここに野洲市の方が、実際、顔出しまでして、名前まで出されております。また、右下には、男性の方、この方も悩んでおられるということで紹介されています。

そこで、質問させていただきます。

化学物質過敏症で苦しんでいる方が身近に居住されていることの社会啓発というのが必要ではないかと思えます。これ、まず、1点目。

2点目、化学物質過敏症で悩み苦しんでいる方々は、市内にも潜在的に多くおられると推察されるが、支援体制が必要ではないかということでお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 化学物質過敏症についての1点目、化学物質過敏症の社会啓発についてのご質問にお答えいたします。

化学物質過敏症については種々の多彩な症状があり、また、化学物質に反応する度合いは個人差が大きく、いつ誰に発症するかは分かりません。

このことから、他人事として捉えるのではなく、市民一人ひとりが日常的に使うものや使い方を考え直すことなどで、化学物質過敏症の方が安心して暮らせる配慮をすることが重要です。

野洲市では、ホームページ上に「化学物質過敏症をご存じですか」という題名で、化学物質過敏症への理解促進の啓発と香料、香水・整髪料などでございますが、それらの原因物質の使用自粛のご協力のお願いをしており、引き続き、最新の知見を踏まえながら社会啓発を行ってまいります。

次に、2点目の化学物質過敏症の方への支援体制についてのご質問にお答えします。

野洲市では、化学物質過敏症について特化した支援体制はありませんが、専門的な相談窓口としての化学物質過敏症支援センターの紹介や、相談や面接による情報提供などにより、患者に寄り添って不安や苦しみの解消を図り、また、必要に応じて医療機関と連携を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 広報で紹介をしているということをおっしゃいました。ここで、患者の方、ここに女性の方が顔出しをしているということを紹介したわけですが、この方が悩み苦しんでいるということが昨年から訴えられてきました。そして、最近の状況を聞きますと、1週間前から、この野洲市にご主人と子どもさんを残して、自分は石川県のほうに避難したと。それはなぜかという、今住んでいるうちの隣から洗濯物を干されると、その香りで自分自身が、そこで生活することが耐えられないと、こういった訴えで、その方は隣の方に協力をお願いしたけども、實際上、その症状というのがなかなか理解してもらえない、これが今の現状かと思えます。それで、本人はそこから避難をしてしまうという状況が続いております。

また、この女性の方は、この野洲市にも相談があったはずなんです。そのことを、どういう記録がとどまっているか分かりませんが、支援体制が、相談とかということが受け付けられているということですが、実際上、そういう相談の事例というものを、どなたかご存じやったら教えていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 広報で啓発している、ホームページで啓発していると、先ほどもホームページで啓発していますと申し上げましたが、これ、「保健だより」という3月の、これ、全小学生に配布しております、この下に、ちょうどこの部分ですね。「化学物質過敏症について」ということで、小学生に皆渡して、これ、実は、これ、知らなかったんですけど、孫が「おじいちゃん、こんなんもろてきた」というて見せてくれました。くしくもこの議員の質問の中にございましたので、今日はちょっとこれを持って来させていただいたんですけども、あとの、次の支援体制については、担当部長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 野洲市に具体的に相談があったかどうかということなんですけども、ちょっと報告を受けておりませんので、ちょっと私のほうでは承知をいたしております。

支援については、もう繰り返しになりますけれども、丁寧に相談をしていくということで、ちょっとそこは担当課のほうとも確認をさせていただいておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 現実的に、私も本人からの訴えがなかったら、この過敏症については全く理解が多分できていなかったと思うんですよ。今の社会状況の中で、本人も言われているんですけども、対処法というのは非常に難しいんです。ありとあらゆる化学物質に反応する方、また、そうでない方もおられる。しかし、本人にとっては、そのわずかな香り、最近、シャンプーでしたか、化粧品でしたか、無香料という商品がございます。そういった商品を使うということも1つの手です。ただ、1人の方の協力を得たからといって、その人の症状が変わるわけでもない。非常に難しい対応の仕方なんです。ですから、本人の訴えも、今、こうしてくれ、ああしてくれということではなくて、広くもっと市民の方に、こういう感染症で苦しんでいる人がいるんだということを、市としてももう少し大きく捉えていただきたいという願いがあるんですよ。

現実的に、本人は今日、あ、そうか、傍聴する予定だったんですけども、1週間前に石川に行かれたことで、今日、傍聴されずに、今、インターネットで見ておられます。その方が、現実的には、やはり自殺も考えたそうなんです。そういった事態に追い込まれている状況。これは多分、私もそうですし、皆さん方も、ここまで苦しんでいる方がこの野洲市にもおられる。その方を周りの人は、変人みたいな扱い方をするとということで、逆に白い目で見えてしまう。そういうのが今のまだ日本なんです。ですから、もっと広くこのことを周知しなければならない。

ところが、現在この支援をするところが、皆さんの資料にもつけさせていただきました。今、全国でありますのが、化学物質過敏症支援センターというのが横浜のほうにあるんですけども、その支援が、この1か所で行われています。ぜひとも野洲市としても、こういった情報をつかんでいただいて、現実には、この感染症で苦しんでおられる方が潜在的に、やっぱりたくさんおられるそうです。自分がテレビ、新聞。あ、テレビでも3回、ここに来て報道されました。そのことを知って、この方に連絡してくるというようなことも現実でありまして、いかに悩んでいる方がたくさんおられるかということも私も知りましたし、ぜひ行政としても、この問題には取り組んでいただきたいということを伝えまして終わります。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほどのこの過敏症の方、先週、学校教育課のほうにお見えになりまして、その報告を受けています。私もその新聞のコピーを頂きまして、「え、これほ

どすごいもんか」というのを改めて認識をしたんですけど、専門医のほうには、今度の校長会で、各学校の子どもたちにも、あるいは教職員にも、そのことを伝えて、特に学校では、匂いのする消しゴムとか、いろいろなものがありますし、それから、保護者さんについては、洗濯、先ほど市長が持っておられた、ああいうようなんですね。そこの祇王学区だけではなくに、全市的に、やっぱり「保健だより」等を通じて保護者さんにも啓発を行っていくように校長会で伝えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 以上で終わります。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） すいません、ちょっと訂正させていただきます。先ほど、私の発言の中に何度か。

○議長（東郷克己君） もう一度お願いします。

○13番（工藤義明君） 先ほどの私の質問の中で、何回か、「過敏症」と言うべきところを「感染症」と言ったということを今指摘されましたので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による代表質問は終結いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問を行います。

（日程第3）

○議長（東郷克己君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問通告者が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされますよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 新誠会、第5番の坂口重良でございます。

まずは、医療従事者の皆さんに敬意と感謝を申し上げます。そしてまた、本日より滋賀県で医療従事者の皆さんにもワクチンが始まるそうでございますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

まずは野洲市も、他市同様、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気悪化で、市税が、税収が減となっております。

一方では、コロナ対策や社会保障の関連経費が膨らみ、財源不足となっていて、財源確保のため、財政調整基金を取り崩さなければならない状況にもなってきております。

そのような中で、栢木新市長が誕生されたのですが、施策を実行する手腕に期待をするところでございます。

以下、質問させていただきます。

最近、特に市民の方からよく聞きます。市内の車に乗っている人だったらいつも感じていることと思いますが、市内の横断歩道や白線が消えかかっているとか、消えているところが多く見受けられます。中央線など、市内各所でもありますが、子どもたちの通学路でもあり、病院、市役所付近等、危険であるので、早急に点検の必要があると思いますが、補修予定があるのかどうか、よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 坂口議員の安心、安全な野洲市のためにのご質問の1点目、市内の横断歩道や白線についてのご質問にお答えをいたします。

横断歩道や一時停止線等の交通規制に該当するものの維持管理につきましては、滋賀県警察本部が所管されていますことから、本市域を所管されている守山警察署に対しまして維持補修をお願いする旨の要望をしているところでございます。

これは、地元自治会からの要望や職員によります市内の巡回により判明しました補修等が必要な箇所につきましては、速やかに是正いただきたい旨を要望しているものでございます。

その結果、滋賀県警察本部におきまして、視認性が低下しているなどにより、補修の必要があると判断された箇所につきましては、例年ですと年度末頃を目途に補修等が実施されているところでございます。

次に、道路のセンターラインや外側線などの区画整理につきましては、各道路管理者が

所管をしております。ご質問の市道の区画整理の補修につきましては、市道区画線復旧工事年度計画に基づき、主要道路のセンターラインを順次、計画的に復旧しているところがございます。

しかし、集落内の道路の区画線の補修や新規施工などにつきましては、自治会要望でも多くお寄せいただいていること、担当課職員によります道路パトロールにおきまして、路面の状況だけでなく、白線の状況の点検も実施をしております。修繕等が必要な箇所も把握しておりますことから、必要性や緊急性等を考慮しながら、今後も継続して年次的な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、市道区画線復旧工事年度計画とは別に、路面の舗装状態の悪い市道につきましては、舗装修繕工事とともに区画線等の復旧も行っております。

そのほかに、通学路や園外保育路においては、野洲市通学路交通安全対策推進会議や園外保育に係る危険箇所の対策会議の結果を踏まえまして、園児や児童等の安全を確保する対策として、グリーンベルトの整備等を行っております。

今後も引き続き、道路を通行される方々の安全の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 警察署の判断ということですが、事故が起こってからでは遅いです。4月には新入生も通学されます。早急に点検、補修願いますよう、よろしくお願い申し上げます。

最近の車はセンターラインや側線を越えたりした際にアラームで知らせる、はみ出しアラート、または、i S i g h t など、車線の逸脱警報システムがあるのですが、白線がないと機能いたしません。幅員のない道やカーブなど、逸脱の検知ができるよう、センターライン、横断歩道の件、よろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして、前議会で、都市計画税の見送りによる幹線道路の整備促進や排水対策事業費が一般財源で整備されることになることは答弁でも聞きました。施策の優先順位を決めて、それでも財源が不足するときは財政調整基金を取り崩すとも答えられています。

その中で、後ほど質問させていただきますが、近年、激甚化する台風等の自然災害への対応のための施策として、妓王井川改修、災害時の市民の避難場所の確保として、防災型

小規模コミュニティセンターの設置計画を考えておられます。

そこで、令和2年度妓王井川改修工事について、野洲駅前交差点妓王井川橋梁部のボックスカルバート置き換え工事、上流部の進捗状況についてをお聞かせ願います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目の令和2年度妓王井川河川改修工事の進捗状況についてお答えをいたします。

現在、河川管理者でございます滋賀県におきまして工事が進められておりまして、仮設工事。失礼しました。仮設工、既存橋梁部の取壊し作業が完了し、交差点上流側のボックスカルバート設置作業を実施されているところでございます。予定どおり順調に進んでいると伺っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

それでは、3番目、停車場線、24時間片側交互交通による工事が行われております。近隣の住民の皆さんにご迷惑をかけていますが、重機などの作業による騒音が発生しているが、住民より相談はないか、また、誘導などのトラブルはないか教えてください。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の騒音による相談、また、誘導などのトラブルはないかのご質問にお答えをいたします。

今回の工事につきましては、野洲駅前の非常に交通量の多い箇所での工事でございます。当初から渋滞やヤードの確保による駅利用者の皆様や沿道店舗の皆様などへのご迷惑をおかけするのではないかと心配をしておりましたが、皆様のご理解とご協力のおかげで、今のところ騒音や交通誘導、また、交通渋滞によるトラブル等の発生は確認していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

大型重機などに恐怖を感じたりする人もあるので、よろしくご指導くださいませ。

また、近隣の商業者より、来店者、車ですけど、車の誘導などにも気をつけてほしいと、気をかけてほしいという要望もございますので、どうか申し添えておきます。

それでは、4番の仮設ロータリーへの進入路、下水門線と中央道交差部のトラブルが発生していないか、交通渋滞対策としての交通量分散対応がうまくいっているのか教えてください。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では、4点目の仮設ロータリーへの進入路、野洲駅下水門線と野洲中央線交差点部のトラブル発生と交通渋滞対策としての交通量分散対応の状況についてのご質問にお答えをいたします。

仮設ロータリーへ向かう市道野洲駅下水門線と野洲中央線の交差点、ここにつきましては、渋滞もなく、朝夕の通学時間帯には交通誘導員1名を配置するとともに、ここにはスクールガードの方もお立ちになっていただいておりますので、こういった方々のご協力もいただいているおかげで、トラブルの発生は確認していないところでございます。

また、仮設ロータリーと駅前ロータリーの交通量分散につきましては、今、約1か月が経過したところでございますが、現段階では、大きな渋滞もなく、円滑な交通が図られているというふうに確認をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 確かにうまくいっているようでございます。交通誘導員、また、スクールガードの協力によって無事行えているようでございます。ありがとうございます。

それでは、5番目の橋梁部の改修工事の1期工事が終了して、2期工事、下流部のボックスカルバート工事に進む予定でございますが、2期工事の工事着工の予定に変更があるのかどうか教えてください。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 5点目の2期工事の工事着手予定に変更はあるのかとのご質問にお答えをいたします。

2期工事の施工につきましては、予定どおり令和3年10月下旬着工で変更がない旨、河川管理者でございます滋賀県から伺っております。現在、スムーズに工事着手できるような地下埋設物などの関係事業者と調整を進められているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

現地調査並びに側面が石積みのため、強度等、心配があると思うんですが、その広報とか説明とか、そういったものは終わっているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 河川管理者でございます滋賀県のほうで、現在、建物等に影響が出ないよう、広報等につきまして検討をされているところでございます。

また、工事施工前には家屋調査を実施される予定であるというふうに伺っております。

なお、工事工法等が決まりましたら、また地元関係の皆様には事前にご説明ができるように、また検討、調整をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 分かりました。ありがとうございます。

6番目の当初計画が、令和4年6月以降のJ R横断部までの改修計画を教えてください。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 6点目の令和4年6月以降のJ R横断部までの改修計画につきましてお答えを申し上げます。

令和4年6月に第2期工事が完了した後につきましては、J R横断部から2期工事完了箇所までの区間を2か年に分けて実施される予定と聞いております。事業内容といたしましては、妓王井川のJ R横断部の最大流量に合わせ、同等の流下能力とするため、河床の切下げ工事を実施される予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

いずれにしても、これ、一級河川、県の工事でございますので、滋賀県との打ち合わせ、十分にさせていただきまして、浸入被害のないように、よろしくお願ひしたいと思います。いずれにしても、都市機能誘導区域の中心拠点でございますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に行きます。

防災コミセンの件で、建設予定地、候補地は近江富士団地内、旧三上幼稚園跡地、2,600平米ということであります。近江富士団地、近江富士自治会において、このコンセンサスが得られているのか。議論されていたということは承知しておりますが、得られて

いるのかどうか教えてください。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 市民部から回答させていただきます。

7点目の近江富士自治会においてコンセンサス得られているかのご質問にお答えいたします。

昨年3月30日に、近江富士自治連合会から、住民の総意として防災機能を持つ小型コミュニティセンターを旧三上幼稚園跡地に市にて建設することについて、近江富士自治連合会に所属する7自治会会長連名で要望書を市に提出いただいております。その後も、近江富士自治連合会の代表の方々とは協議していることから、近江富士自治連合会内でのコンセンサスは取れているものと考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） といいますのは、まず、高齢化によって、災害時の適切に避難、本当にできるのかという、そこら辺の問題があります。また、自治会であれば、公助に加えて共助の取り組みも確実にできているのかという、そこが心配でございますので質問させていただきました。

それでは、2点目、整備施設概要として、収容人数が100人程度とあります。北櫻、南櫻も含む収容人数としては小規模過ぎないですか。教えてください。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 8点目の施設整備の概要の避難収容人数100名程度が小規模過ぎないかのご質問にお答えさせていただきます。

令和元年度に解体した旧三上保育園の収容人員は35名でございました。これの代替施設と考えた場合、当該施設のほかに、令和元年度に災害時応援協定を締結した三菱日立ツール野洲工場で約350平米、116名、シライ電子工業三上工場で約240平米で80名、アサヒビールモルトで約140平米、46人分を確保していることから、災害時、南北櫻の地域を含めて、現時点で100人規模の施設でも、一定の対応は可能と考えております。

ただ、詳細につきましては、今回、予算をお認めいただけるようでしたら、来年度施行する基本計画策定業務の中で、地元の方々と共に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。周辺人口を考えると、100人程度とされた根拠があるのですか。小規模という、小規模の定義というものがあるかどうか教えてください。小規模コミセンという定義があるんだったら。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 命名が「小規模」となっております。ただ、小規模といいますのは、他のコミセンに比べて小規模という意味の小規模でございます。

人数的なものです。野洲市全体では、市外の一部、守山市の分も含めてですけれども、1万65名の収容人員がおります。野洲市で最大の西部断層地震において想定される避難者は4,843名でございます。ただ、これは地震の場合でございますが、河川の場合は地域に偏りがどうしてもございます。じゃ、だから、三上学区で全員収容できるかって、まずこれは不可能でございますが、取りあえず、たちまち一旦集合して待避できる施設が必要でございますので、一旦こういう形でさせていただいたということで、基本的に、ある面積、今の2,600平米の面積があります。当然ここは、ふだんはコミセンというか、ミニコミセンとして使えますので、あそこの地域は広いので、一定の駐車場が必要になってくるわけなので、そうなってくると、何が何でもそんな施設をしているわけにもいきませんし、また、コミセンの維持管理については、現在、地元の自治連合会でお願いする。初期費用は市のほうで建てますけれども、維持管理についてはさせていただく。そうなりますと、あまりにも大きなものにしますと、自治連合会さんも困られるという部分が当然でございます。詳細はまだ協議中ですので申し上げることはできませんけれども、その辺りを兼ね合いとしてやっております。

ただ、今、100名程度を想定しているのは事実でございますが、今後の協議の中で、当然その人数は前後しますし、受けていただく近江富士自治連合会のお金もあると思いますので、あくまでも、これは昨年の9月に、皆様に議会全員協議会のときにご説明した内容を申し上げているという形で考えていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 分かりました。

そしたら、財源のほうでございますが、取りあえず参考となっておりますが、近江富士団地は都市計画税の課税対象地域ですね。都市計画税をもってという考え方はあるのかと、

いつかの書類で、私、都市計画税が明記してあったように思うんですが、そこら辺を教えてくださいませんか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） いつかの書類で都市計画税が明記してあったように思うがとのご質問にお答えさせていただきます。

当該施設の建設財源につきましては、令和2年9月23日に開催された市議会全員協議会で報告のとおり、基本的に建設時に一番有利な財源により建設するとされています。現時点では、起債充当率100%、交付税算入70%の緊急防災・減災事業債の活用を想定しております。これは1番目の回答でございます。

2番目、いつかの書類で都市計画税が明記してあったかというご質問でございますが、私どもは都市計画税を活用するとかは書いた書類は記憶にございません。私の勘違いやったら、もしあれば教えていただけるとありがたいと思います。現時点では、都市計画税の活用は、100%否定はいたしませんけれども、あくまでも起債をと、現時点では考えております。

建築が、供用開始が現時点では令和6年、建設は令和5年の予定です。ですから、新しい制度、全国的にこれだけ災害が激甚化していると、当然国のほうでもそれに応じたいろんな補助制度、また、起債制度が出てくる可能性も否定できません。ですから、あくまでも建設時に一番有利な財源と、一定の財源を特定してかかることはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 私も都市計画税の話は今しましたけど、実際読みましたら、9月23日の全協の資料にも載っておりません。それ以前の書類も調べました。私の記憶違いかもわかりませんが、どこかでその話を聞いたような気がしていました。すいません。

それから、最終で、財源については、例えば地元近江富士、それから、北櫻、南櫻、ここらには、地元負担というのはどのようになっているんですか。あるんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） その部分は現在、近江富士自治連合会と協議中でございます。一応私どもの制度設計の考え方は、初期費用と大規模改修は行政のほうで行いますと。ただ、通常の一般的な維持管理につきましては、指定管理者を予定、想定していますけれども、自治連合会にお願いしたいと思いは持っております。ただ、そこは受けていただく自

治連合会のお考えもありますので、今後の、現在協議中ですので、現時点では何とも申し上げはございません。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。分かりました。

ちょっとその下から、「これからの私」まで書いておりますが、この文章については、令和2年度の国税庁と国の納貯の連合会、税についての作文で総務大臣賞に輝いたという中学校3年の生徒さんの作品です。みんなで税金のことを考えるいい機会ですので、ちょっと載せさせていただきます。

コロナ禍での税収減が今後見込まれている今、道路整備や雨水幹線整備や、また、防災関係に対する予算財源は、また、都市基盤整備の財源は今後のまちづくりに必要な税です。一般財源と区別するようにお願いをいたしたいと思います。

それでは、最後に、後援会のフェイスブックについてのお話でございます。

水道料金の減免措置について、「インターネットを見て知りました。財源については、蓋を開けたら真っ赤」。前市長や前市政にと思われるような後援会のメッセージではありますが、公式のメッセージと市民の皆さんは捉えられていると思いますが、市長の見解は教えていただけますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 坂口議員の後援会のメッセージについてのご質問にお答えいたします。

お尋ねのメッセージは、後援会への個人の投稿でございますので、私からはお答えできません。

また、野洲市の財政状況につきましては、施政方針でも述べましたように、財政調整基金については、一定の規模は保有していますが、減債基金、公共施設等整備基金の残高を県内他市と比較すると、最低レベルにあると思われ、今後必要となる施策、整備等に備えるためには、一定規模の特定目的基金を保有する必要があることから、非常に厳しい財政状況となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 「蓋を開けたら真っ赤」は当初より市長のほうもよくおっしゃってました。恐らく財政調整基金、ほか基金のことだと思っておりますが、これで合っ

いますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この後援会のフェイスブックを確認いたしました。その中には、ここに書かれておられます「蓋を開けたら真っ赤、前市長に責任転嫁」というのは一言も触れておられませんでした。財源財政についても、「厳しい財政の中で」ぐらいしか、たしか書いていなかったと思うんですけども、ちょっと文言が違って、ほかのことかなと思って見たんですけども、「インターネットを見て知りました」という言葉がついていたのはその投稿しかなかったもので、ちょっと何か、どっかと勘違いされておられるのかなと思いつつも、一応お答えをさせていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 私の勘違いだということかもわかりません。いずれにいたしましても、財政調整基金とは、財政に余裕ある年度に積み立てておいてという、今さらこんな話を市長にしても駄目だと思いますが、野洲市はともかく、東京都では、今まで好調税収入があったときには9, 345億まで積んであった基金が、今回のコロナ対策などの影響で95%の取崩しをされています。それで対応されています。

野洲市は令和2年度の末、15億6,600万、基金合計で25億の見込みとなっています。財源はもちろん多いに決まっています。当然、財政調整基金も多いほうがいいわけです。今まで市民のためにやることをやって、することをして、行政改革をして、毎年積み増しをしてきた結果が今の16億弱ということです。評価するべきところは評価しないと駄目やと思います。やることをやらないで積み増したお金ではないと思います。財調について、市長の考えがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 財政調整基金というのは、本来は、一時的な流用とかはあるものの、本来は緊急性を持ったために財政調整基金というのはあると、あるべきというふうに認識をいたしております。

私が言っているのは、財政調整基金だけではなく、ここの減債基金、公共施設等整備基金が、今まで積んでこられなかった、積んでいなかったことが非常に財政を圧迫しているというふうに解釈しているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 財調に関しては市長に期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、私、インスタグラムでは市長の毎日の行動、その中では、優しさがあふれる投稿であることは見ておりますので、どうぞこれからも引き続きやっていただきたいと思えます。

フェイスブックというのは本当に勘違いもあれば、だけど、昔と違って、今、実名登録になっていますので、だから、その部分は今後も、例えば一般公開された投稿は誰でも見られるということで、すいません、私も勘違いがあったかもわかりませんが、信用を失うこともあるということで、お互い注意をしたいと思います。ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長（東郷克己君） お諮りいたします。

本日の会議はこれでとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、3月8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。本日はこれにて延会をいたします。（午後5時17分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年3月5日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 東 郷 正 明

署 名 議 員 北 村 五十鈴